



令和8年度

岐阜教育事務所の事業

岐阜教育事務所

も く じ

1	第4次 岐阜県教育振興基本計画	1
2	岐阜教育事務所の方針	
(1)	岐阜教育事務所 指導と支援の指針	2
(2)	学校教育係の方針	3
(3)	学校地域連携係の方針	4
3	学校訪問	
(1)	岐阜教育事務所 訪問事業構想	5
	「ぎふ いのちの教育」を生かす視点	6
(2)	学校訪問事業の概要	7
(3)	A 計画訪問	
	・計画訪問予定一覧表	8
	・学校経営・人事管理訪問要項	9
	・指導力向上道徳科計画訪問 実施要項及び訪問予定一覧表	16
	・小学校における教科等専門性向上計画訪問実施要項	21
(4)	B 教育委員会要請訪問	
	・教育委員会要請訪問実施要項	23
	・特別支援教育訪問実施要項	25
	・文部科学省及び県教育委員会指定校訪問実施要項	27
	・研究指定校及び指定市町	28
	・岐阜教育事務所指定研修校	30
(5)	C その他の訪問	
	・若手・中堅教員等指導力向上訪問実施要項	31
	・外国人児童生徒支援訪問実施要項	33
	・いじめ・不登校等対策訪問（生徒指導要請訪問）実施要項	34
(6)	学校訪問事業の手続き	
	・学校訪問事業の手続き	35
	・「学校訪問希望計画書」及び「訪問案内・指導主事派遣申請書」の留意事項	36
4	研修事業	
(1)	令和8年度 研修事業一覧表	41
(2)	初任者研修（小・中・義務教育学校）実施計画書	50
(3)	学校職員課関係研修会	51
(4)	令和8年度 研修事業について	52
(5)	令和8年度 小学校・中学校教育課程研究協議会について	54
(6)	研修にかかわる補足説明	58
5	その他の報告にかかわって	
(1)	学校事故等の報告要領	60
	・【様式1-1】交通事故及び学校事故等報告書	62
	・【様式1-2】児童生徒の熱中症に関する報告書	64
	・【様式2】児童生徒の死亡（病死等）に関する報告	66
(2)	学校施設・設備等における災害等の報告要領	67
	・【様式3】学校施設・設備被害報告書（速報）	68
(3)	感染症・食中毒の報告要領	69
(4)	学校給食における異物混入発生の報告要領	70
	・【様式4】学校において予防すべき感染症・食中毒 第一報報告書	72
	・【様式5】学校給食における異物混入等発生 第一報報告書	73
	・【様式6】学校において予防すべき感染症・食中毒等発生報告	74
(4)	生徒指導上の問題行動及び事故が発生した場合の対応について	75
	・【様式】生徒指導上の事故報告	76
(5)	災害報告にかかわって	
	・別紙 気象警報発表時のアンケート回答の流れ	77
	・非常変災時における災害報告	78
6	事業一覧年間カレンダー	79

岐阜県教育を通して「目指す人間像」

「ふるさと岐阜」で育んだ自信と誇りを胸に、
よりよい未来の実現に挑み続ける人

3つの「育みたい力」

【自立力】
主体的に学び、
考え、行動する力

【創造力】
よりよい未来を
築いていく力

【共生力】
つながり、認め合い、
支え合う力

「目指す人間像」や「育みたい力」と4つの施策

施 策					
I	<p>「豊かな人間性」の育成</p> <p>自他のかげがえのない存在(いのち)を大切にするとともに、多様な人とつながり関わる力を育む</p>	<p>1 多様な人とつながり、関わる力の向上と心の教育の充実 重点</p> <p>2 人権教育の推進</p> <p>3 いじめ・不登校等の未然防止と早期発見・早期対応の徹底</p> <p>4 「ふるさと岐阜」での活動を通して学ぶふるさと教育の推進 重点</p> <p>5 文化芸術やスポーツに触れ、感性を育む機会の充実</p> <p>6 人格形成の基礎を培う幼児教育の充実</p> <p>7 家庭や地域と学校とが連携して子どもたちの育成</p>			
	II	<p>「未来を創る確かな学力と実践力」の育成</p> <p>興味・関心を広げて様々な課題と向き合い、主体的に学び、探究し、よりよい未来を創造していくための力を育む</p>	<p>8 未来を創る基礎となり、社会で生きる学力の育成</p> <p>9 ICT を利活用できる力の育成</p> <p>10 科学技術・情報技術やものづくりへの関心の醸成、起業家精神等の育成</p> <p>11 国際理解教育の充実とグローバル社会で活躍できる力の育成</p> <p>12 主権者教育・消費者教育などの今日的な課題に対応した教育の推進</p> <p>13 学びと将来とをつなぐ、地域と連携したキャリア教育の充実</p> <p>14 スペシャリストを育成する産業教育の充実</p> <p>15 私立学校教育の振興</p>		
		III	<p>「健やかな体」の育成</p> <p>自分らしく、生き生きとした生活の基盤となる健康な体を育むとともに、安全で安心な暮らしをつくる力を育てる</p>	<p>16 体力づくりの推進</p> <p>17 健康教育と食育の推進</p> <p>18 これまでの経験を踏まえた感染症への対応の推進</p> <p>19 子どもの安全・安心を守る教育の充実</p>	
			IV	<p>「学びの多様なニーズに応える環境」の充実</p> <p>学びの多様なニーズに応え、子どもたち一人一人の可能性や能力を最大限に伸ばす教育を推進するとともに、学びを支える環境の充実を図る</p>	<p>20 将来を見据えた魅力ある学校づくりの推進 重点</p> <p>21 特別支援教育の推進</p> <p>22 多文化共生社会を目指した外国人児童生徒等の教育の充実</p> <p>23 誰一人取り残さない学びの機会の整備</p> <p>24 文化芸術やスポーツなどの才能や個性を伸ばす機会の充実</p> <p>25 地域と学校とが連携した望ましい部活動の推進</p> <p>26 優れた教職員の確保と資質・指導力の向上</p> <p>27 長時間勤務・多忙化解消など、教職員の働き方改革の推進</p> <p>28 ハラスメント対策など、教職員の働きやすい職場環境づくりの推進</p>

重点 今後5年間の重点的な施策

地域の実情に合った柔軟できめ細かな教育行政を目指して

- 第4次 岐阜県教育振興基本計画、岐阜県教育委員会基本方針に基づき、地域に根ざし地域に信頼される人間尊重の気風がみなぎる教育の推進について、市町教育委員会を支援します。
- かけがえのない命を大切に、仲間とともによりよい生き方を求める「ぎふ いのちの教育」の推進を支援します。
- 幼稚園教育要領・学習指導要領を遵守し、かつ園・学校や地域の特色等を生かした創意ある教育課程の編成・実施、幼・小・中・高・特の一貫性のある教育の推進を支援します。
- 一人一人の資質・能力を育む指導方法の工夫改善等について、ICTを活用した授業改善に関する具体的な指導助言を行うとともに、学級経営や幼児・児童生徒理解等について、教職員の困り感やニーズに応える丁寧な支援をします。
- 市町教育委員会が主体性・自律性を発揮し、特色ある園・学校づくりを推進できるようきめ細かな人事配置に努めるとともに、園・学校の適正な人事管理について支援します。
- 管理面と指導面を一体化し、市町教育委員会及び各園・学校の主体性、自律性を高める支援をします。
- 一人一人の教育的ニーズに応じ、自立し社会参加するための基盤となる力を育てる特別支援教育の推進を支援します。
- 地域社会・家庭の教育力の向上のための、指導者養成と活動を支援します。

市町教育委員会への支援

- 市町教育委員会の事業実施への支援（研修事業等実施への支援）
- 市町教育委員会指導主事・社会教育主事との研修会の開催（県教育委員会指導主事会、生徒指導・教育相談担当者会等）
- 市町教育委員会と連携を図った各園・学校、教職員への指導（教育課程研究協議会、計画訪問、要請訪問、教科研究会等）

学校・地域への支援

特色ある園経営、学校経営とリスクマネジメント

- ・急激に変化する時代の中で、幼児・児童生徒が自分のよさや可能性を認識し、多様な人々と協働しながら、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となるための資質・能力を育成する、活力ある園経営や学校経営の推進
- ・リスクを回避し、幼児児童生徒の安全・安心を守るとともに、人間尊重の気風がみなぎるきめ細かな教育の推進
- ・幼稚園教育要領・学習指導要領の趣旨や内容を踏まえた教育課程の編成及び実施
- ・自己評価や園・学校関係者評価を活かした開かれた園・学校づくり及び校種間の連携
- ・家庭・地域・関係機関との連携強化による幼児・児童生徒の一貫した健全育成と、適切かつ確実な危機管理体制の確立
- ・「居場所づくり」と「学習の保証」の視点に立ち、不登校傾向の児童生徒の社会的自立を支援する教育の推進
- ・家庭・地域・関係機関との連携による一貫した健全育成と、適切かつ確実な危機管理体制の確立

働きがいのある職場環境づくり

- ・管理職のリーダーシップのもと全教職員による働き方改革の一層の推進
- ・ライフワークバランスを追求した多様な働き方の推進、業務分担の見直し、教員の健康・福祉の確保による働きやすい良好な職場環境への改善
- ・コンプライアンス意識の向上と服務規律の徹底、ハラスメント防止、不祥事の根絶に向けた職場内の同僚性の向上
- ・キャリアデザインと自己の目標を明確にし、教職員の使命感や意欲を高める人事面談の実施
- ・研修主事や校内研修委員会を位置付け、組織的、計画的、累積的な主題研究、現職研修の実施
- ・資質の向上を必要とする教職員に対する意図的、計画的な研修の実施

専門性あふれる授業

- ・幼児期の発達の特徴を踏まえた「環境を通して行う教育」の工夫・改善
- ・知識・技能を活用して思考力・判断力・表現力等を高めるための指導計画と、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた工夫・改善
- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指し、ICTの活用方法の工夫、授業改善の取組推進と、実践の発信
- ・好事例を共有活用したり協働して開発したりする、ボトムアップ型の校内研修、授業改善の推進
- ・児童生徒が自らの学習を自己評価・相互評価し、主体的に学習に取り組むための指導と評価の工夫・改善
- ・発達の段階に応じ各教科の本質に立った「学び方」を身に付けた質の高い学習集団づくり
- ・学級経営の充実を土台とした「学び合う」学習集団づくりと学習の規律・規範づくり
- ・自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める道徳科の授業の充実
- ・特別な配慮が必要な幼児・児童生徒の個々の教育的ニーズに応じた教育課程やインクルーシブによる指導方法の工夫・改善

地域・学校・家庭が連携協働する子育て

- ・コミュニティ・スクールの機能活性化と、積極的に家庭教育を実践する意欲を高める家庭教育を実践する日の普及・促進（「話そう！語ろう！わが家の約束」運動実践への働きかけ）
- ・地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく地域学校協働活動の推進（学校運営協議会と地域学校協働活動を一体的に推進 地域人材の教育力向上を図る研修の実施）
- ・社会教育、家庭教育に関する多様な学びの機会の提供（身近な地域における家庭教育支援の充実に向けた取組 家庭教育学級の推進）

児童生徒一人一人に 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む学校教育の支援

学校で目指す授業

児童生徒が、各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した授業

第4次 岐阜県教育振興基本計画を踏まえた県の具体的な施策や指導の方向
「ふるさと岐阜」で育んだ自信と誇りを胸に、よりよい未来の実現に挑み続ける人

- ・「豊かな人間性」の育成
- ・「未来を創る確かな学力と実践力」の育成
- ・「健やかな体」の育成
- ・「学びの多様なニーズに応える環境」の充実

「確かな学力」「豊かな人間性」「健やかな体」を育む授業

【「指導改善プラン」の活用】

- ① 実態分析の焦点化
- ② 実態とプランの整合性
- ③ 手立ての具体性



指導改善の具体

【「指導改善プラン」の特徴】

- ① 具体的な問題を取り上げ、具体的な授業場面を示しながら、手立てを確認
- ② 質問紙調査の課題のある項目について焦点を当て、経年の実態把握や継続的な方策検討
- ③ 「深い学び」を目指し、自己評価力や自己調整力を高めるためのICTの効果的な活用
- ④ 調査結果の分析を教職員全員が共通理解を図る場の位置付け
- ⑤ 主題研究で取り組んでいる内容と、学力向上で取り組もうとしている内容とのつながり

きめ細かな指導の充実を図る授業づくりの支援

研修の充実

- ・研修主事を核とした、校内研修推進委員会による主体的研修
- ・指導力の向上を図る経年研修
- ・新規常勤講師の校内研修
- ・発達障がいに関する研修の充実

積極的な実践例や授業改善のヒントの発信

- ・「ぎふの教育」の発行
- ・各種調査問題の分析
- ・指導改善資料等の発行及び活用促進
- ・授業改善の実践例の紹介

授業改善

学校訪問による教科指導等に関する指導・援助

- ・ニーズに応じた柔軟な訪問形態
- ・教科研究会、教材研究のアドバイス
- ・指導力向上道徳科計画訪問
- ・若手・中堅教員等指導力向上訪問
- ・特別支援教育訪問
- ・主題研究に係る訪問
- ・小学校教科等専門性向上計画訪問

ぎふのちのちの教育の視点

教育課程研究協議会

- ・学習指導要領の趣旨を踏まえた実践の協議
- ・学力向上・指導改善を図るための具体的な指導の啓発
- ・年間・単元指導計画、評価の在り方

指定研修校・指定校等

- ・ニーズに応じた訪問指導
- ・公表会・協議会等による成果還元

生徒指導・授業相談の充実

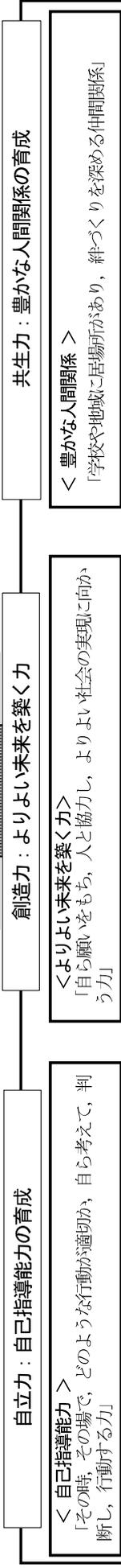
- ・悩む教職員への支援
- ・岐阜県管内指定校への支援

市町教委との連携

- ・学力向上に関わる合同研修や合同訪問
- ・外国人児童生徒支援訪問

令和8年度 学校地域連携係の方針

自らに誇りをもち、よりよい社会の実現に立ち向かう人の育成



生徒指導

◎ いじめ等の問題行動への早期で組織的な対応と不登校児童生徒の社会的自立を目指した支援と連携

＜魅力ある学校づくり＞

- ＜授業における居場所づくり・絆づくり＞
 - 学習の規律・規範づくり
 - 「分かる」「できる」授業づくり
 - 関わり合いを大切にしたい学級経営や授業（自己肯定感・自己有用感）の育成
 - 所風感、達成感を高める特別活動

＜安心感と絆を紡いでいく学校づくり＞

- 児童生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる「居場所づくり」
- 児童生徒が主体的に取り組み、協働的な活動を通し「絆」を紡ぐ児童会・生徒会活動、ボランティア活動等

＜児童生徒一人一人についての児童生徒理解の深化＞

- SC、S相、SSW 等活用した教育相談の一層の充実及び組織的な対応
- 特別な配慮が必要な児童生徒に対する支援

＜全教職員の危機意識・共通理解と組織対応の徹底＞

- 児童生徒の命と人権を守る教職員の決意と保護者や地域、関係機関との連携による丁寧な指導や支援
- いじめ撲滅への決意と学校いじめ防止基本方針に基づく対応
- 問題行動への「報・連・相」徹底と関係機関と連携した対応
- 不登校児童生徒や不安を抱く児童生徒に対する社会的自立を目指した学びの保障と、保護者等と連携した支援

＜自他の生命尊重・倫理観・規範意識の向上＞

- 自他の生命を尊重し、他者を思いやる心の育成、情報モラルの育成に関する指導の充実 「ぎふいのちの教育」

＜不登校児童生徒の学習支援＞

- 不登校児童生徒の教育機会の確保
 - ・校外教育支援センターによる学習支援体制の整備
 - ・フリースクール等民間団体との連携体制の整備

＜開かれた生徒指導の推進＞

- ＜学校と家庭・地域社会・関係機関等との連携の一層の強化＞
 - 校種間及び家庭、地域社会、関係機関等との連携の積極的推進と継続的な指導の充実
 - 地域ぐるみで児童生徒の安全確保や健全育成を図るための役割分担と行動連携の推進（MSJリーダーズ活動等）
 - 専門家や関係機関等と連携したいじめ対策組織の構築

＜幼小中義務高生指導連携強化委員会・家庭教育推進会議＞

- あったかい言葉かけ県民運動 □居場所と絆づくり交流会
- 「話そう！語ろう！わが家の約束」運動

社会教育

◎ 学校、家庭、地域、関係機関等との「積極的連携の推進」と「家庭教育の推進」

＜家庭教育学級への推進＞

～多様な家庭に寄り添う家庭教育支援の充実～

- ＜家庭教育学級の推進＞
 - 子育てサロン型、在宅取組型の促進
 - 「話そう！語ろう！わが家の約束」運動の推進
 - 家庭教育学級リーダー研修会の充実
- ＜企業・事業所と連携した家庭教育支援の推進＞
 - 社員研修の場等を活用した企業内家庭教育研修の支援

＜地域の教育力向上＞

～地域全体で子どもたちの学びと成長を支援する取組の推進～

- ＜学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進＞
 - 学校運営協議会と一体的に地域学校協働活動本部の整備を促進し、幅広い地域住民による地域学校協働活動の推進
- ＜関係団体と連携した社会教育の推進＞
 - ぎふ地域学校協働活動センター、社会教育振興協議会等による地域学校協働活動の推進
 - 社会教育士・社会教育主事の活躍の促進

＜豊かな心を育む教育の推進＞

- ＜読書活動の推進＞
 - 市町「子どもの読書活動推進計画」推進への支援
- ＜文化芸術活動の充実＞
 - 学校における文化芸術活動の支援
 - 文化財や伝統芸能の保存・継承・活用の支援
 - 岐阜県青少年美術展（少年部）への出品奨励

未来を担う児童生徒一人一人に「確かな学力」「豊かな人間性」「健やかな体」を育む教育支援の充実

確かな学力(求められる資質・能力)の育成

【重点1】主体的・対話的で深い学びの推進

豊かな人間性と健やかな体の育成

【重点2】自他の命と人権を守る教育の推進

A 計画訪問

① 学校経営・人事管理訪問

継続

- ・岐阜市は3年間で、岐阜市以外の市町は2年間で全小・中・義務教育学校訪問
- ・各担当者(特別支援教育、生徒指導、教育相談、情報教育)の同行を継続

② 指導力向上道徳計画訪問

新規

- ・第1期(R8～R10)の3年間で、全ての学校(小・中・義務教育学校)を訪問。
- ・教職員が明確な指導の意図をもって全教科の授業を構想・実践できるような支援
- ・児童生徒の実態に応じた授業のねらいや価値を明確に捉え、教材を生かした授業づくりについての支援
- ・教職員における道徳科の授業の指導力向上

③ 小学校における教科等専門性向上計画訪問

継続

- ・第4期(R6～R8の3年間)の3年次
- ・指定グループ
- Aグループ: 社会、体育、生活
- Bグループ: 音楽、図画工作、家庭、総合的な学習の時間
- Cグループ: 理科、外国語・外国語活動、特別活動(学級活動)

B 教育委員会要請訪問

④ 主題研究訪問

継続

- ・幼・小・中・義務学校へ年2回以内の訪問
- ・学校のニーズに応じ、オンライン・電話等による事前相談を、可能な範囲で実施

⑤ 特別支援教育訪問

継続
【変更】

- 【特別支援教育ブラッシュアップ訪問】
- ・特別支援教育に関する指導、助言を希望する学校の訪問
- 【新設特別支援学級等訪問】
- ・希望する学校を対象に訪問

⑥ 文科省・県教委指定市町・指定校

新規

- (1) 子ども主体の授業改善事業
- (2) ICTの効果的な利活用事業
- (3) 異学年集団による学び合い支援事業

継続

- (1) 英語教育推進事業
- (2) 人権教育協議会研究協力校

⑦ 事務所指定研修校 (R7～R9) 訪問

継続
【変更】

- 【岐阜市】黒野小、柳津小、岐北中、岐特支
- 【羽島市】竹鼻小、竹鼻中
- 【各務原市】那加第二小、那加中
- 【山県市】高富小、高富中
- 【瑞穂市】牛牧小、穂積中
- 【本巣市】根尾学園、真正中
- 【羽島郡二町】西小、笠松小、笠松中
- 【北方町】北学園

C その他の訪問

⑧ 若手・中堅教員等指導力向上訪問

継続

- ・A、Bの訪問とは別に1校2回まで可能
- ・学校のニーズや状況に応じ、授業改善に関わる指導案討議や、主事と学ぶ研修会等、内容を工夫して実施可能

⑨ 教科研究会等訪問

継続

- ・市町教科研究会の要請により訪問
- ・原則授業研究会における指導・助言

⑩ 事務所事業会場校訪問

継続

- ・毎年研修、人権教育教員研修会等の会場校との事前相談、訪問・研修事業
- ・生徒指導関係の研修会の会場校、いじめ不登校未然アドバイザー訪問、SSW訪問への同行等

⑪ 外国人児童生徒支援訪問

継続
【変更】

- ・事前調査を基に、訪問校を決定
- ・外国人児童生徒に関わる困り感を解消する方策を検討する

⑫ いじめ・不登校等対策(生徒指導要請)訪問

継続

- ・原則1校1回まで半日で実施
- ・よりよい人間関係を育む学級経営や、問題行動等の未然防止・早期解決に向けた組織的対応の在り方について
- ・いじめ防止対策推進法等に基づいた対応、不登校児童生徒への支援の在り方や「SOSの出し方教育」等の実践の共有を図るニーズに応じた研修会等

「ぎふいのちの教育」を基盤に(横断的に意図的に取組を深化)

◇命の尊厳【生命の尊さ／かけがえない命】 ◇生き方を考える【生きる喜び／仲間とともに】

「ぎふいのちの教育」を生かす視点 R8岐阜教育事務所

○「ぎふいのちの教育」とは、どんな教育活動を求めているのでしょうか。

児童生徒一人一人が、自分と他者のかけがえのない命を大切にし（『命の尊厳』）、仲間と協働する中で自分らしさを発揮したよりよい生き方を求める（『生き方を考える』）、学校教育の基盤となる二本柱の教育活動です。

岐阜教育事務所では、各種訪問や研修等を通して、各学校の教育活動を「ぎふいのちの教育」の視点から価値付けるとともに、素晴らしい取組を紹介したり、学校のネットワークを広げたりする支援をしていきます。

○『命の尊厳』と『生き方を考える』を視点として振り返ると、教育活動を改善するヒントが見つかります。

『命の尊厳』の視点

- いじめは、「誰にでも」「どこにでも」起こり得るものとして捉え、小さな兆候でもいじめではないかと疑い、チームで対応する。
- 不登校児童生徒の不安を受け止め、気軽に話せる人や安心して活動できる場所を見つけるなど、社会的自立へ向けて支援する。
- 児童生徒の発するSOSを見逃さないために、SOSの出し方や受け止め方教育を実施し、保護者や専門機関と連携して自殺を予防する。
- 児童生徒を虐待や性被害等から守るため、気になる兆候があれば素早く組織で対応し、必要に応じて子ども相談センター等へ通報する。
- 心のアンケータや教育相談を充実させ、継続的に取り組むことで児童生徒の変化をとらえる。

『生き方を考える』の視点

- 教科等の授業では、児童生徒一人一人が学び喜びを自覚し、仲間と協働しながら資質能力を育む授業改善に取り組む。
- 児童生徒一人一人の特性・学習進度・学習到達度等に応じた、重点的な指導や指導方法・教材等の工夫、学習活動や課題に取り組む機会の提供を行う。
- 学級活動や行事への取り組みでは、自分や仲間のよさや個性を認め合う温かい人間関係づくりを最優先課題にして取り組む。
- 特別の教科道徳や総合的な学習の時間では、児童生徒が社会や未来に目を向け、夢や憧れを抱きながら自ら課題を見出し、他者と協働して最適解を導き出す体験活動に取り組む。
- 地域や社会の人として活躍する志を抱く。

○ 各種訪問事業を通して、各学校における素晴らしい教育活動を価値付けるとともに、岐阜地区全体へ広めていきます。

「ぎふいのちの教育」に関わる主な教育活動と各種訪問事業（※数字は重点とする訪問事業の番号）

<p>【いじめ防止・不登校支援の教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 温かい人間関係づくり ◎ 居場所と絆づくり 	<p>【自殺予防教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ SOSの出し方・受け止め方教育 ◎ 性被害から守る予防教育 	<p>【健康教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 健康と命の大切さ、命の誕生 ◎ 性に関する理解 	<p>【心の教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 生命尊重 ◎ 生きた喜びを実感する体験活動
<p>【訪問：124512】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 話しやすい大人への教育相談体制 ・ 校内外教育支援センターの設置 ・ 関係機関との連携による学習保障 	<p>【訪問：4612】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SC、養教等との自殺予防授業 ・ 心と体を守る教育 ・ 性被害・児童虐待等の防止 	<p>【訪問：348】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発達の段階に応じた保健体育授業 ・ 専門家（医師等）に学ぶ命の授業 ・ 地域の実態に即した防災教育 	<p>【訪問：125667】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全教育活動を通じた人権教育の推進 ・ 多様な生き方への気づきの喚起

1. 岐阜教育事務所



2. 岐阜県総合教育センター



3. 教職員支援機構(nits)



4. 文部科学省(YouTube)



ヒントが見つかるよ！

令和8年度 学校訪問事業の概要

1 趣旨

- (1) 地域が教育力を発揮できるよう、学校間、関係団体、行政等の連携を強化し、総合的に支援する。
 (2) 市町教育委員会や市町立学校が主体性を発揮できるよう、学校教育指導、教職員人事管理等の学校に関する支援機能を一元化し、専門的な立場から支援する。

2 訪問事業

- ・「岐阜教育事務所 指導指針」を踏まえて、下記の訪問を行う。

種別	概要				
	訪問名	対象及び内容	回数	担当部署	頁
A 計画訪問	① 学校経営・人事管理訪問	・学校経営についての指導・助言	岐阜市：3年に1度 岐阜市以外：隔年	学校職員課 教育支援課	9
	② 指導力向上道徳科計画訪問	・第1期（1／3年次）	3年間で全学校1回	教育支援課	16
	③ 小学校における教科等専門性向上計画訪問	・第4期（3／3年次） ・グループの教科・領域から1つ選択	全小学校・義務教育学校（前期課程）1回	教育支援課	21
B 教育委員会要請訪問	④ 主題研究訪問	・市町教育委員会から要請があった幼稚園・幼児園、小学校、中学校、義務教育学校を訪問	2回以内 ※小学校・義務教育学校（前期課程）は③を1回とする ※義務教育学校は前期課程と後期課程それぞれ2回以内 ※⑥⑦に該当する学校は3回以内 ※⑦に該当する学校は研究教科にて1回は実施	教育支援課	23
	⑤ 特別支援教育訪問	i 特別支援教育ブラッシュアップ訪問 ii 新設特別支援学級等訪問	i、iiそれぞれ1回以内の訪問可能	教育支援課	25
	⑥ 文部科学省及び県教育委員会指定校訪問	・県教委（義務教育課・特別支援教育課等）や岐阜教育事務所が訪問	2回程度 ※公表会はそのうちの1回とする ※各要項を確認する	県教育委員会及び教育支援課	27
	⑦ 事務所指定研修校訪問	・岐阜教育事務所指定研修校	指定校の公表会は3年間で1回実施、公表会実施の年度は、事前相談実施可能	教育支援課	30
C その他	⑧ 若手・中堅教員等指導力向上訪問	・初任者を除く若手教員及び中堅教員等が教科等の指導についての指導や助言を求める場合に訪問 ※中学校に同一教科の教員が複数いない場合や校種の異動直後、免外教科の指導を行っている場合も可 ※希望する内容についての実技講習や教材研究等も可	2回以内 ※⑤とは別 ※義務教育学校は前期課程と後期課程それぞれ2回以内	教育支援課	31
	⑨ 教科研究会等訪問	・市町教科研の要請により訪問（授業公開を原則）	2回以内	教育支援課	-
	⑩ 事務所事業会場校訪問	・初任者研修、人権教育教員研修会の会場校等 ※指導案等の事前相談可（Web会議への拡充）	必要に応じて	教育支援課	-
	⑪ 外国人児童生徒支援訪問	・外国人児童生徒連絡協議会にて、訪問校を決定	各市町訪問校（1～2校）に対して1回程度	教育支援課	33
	⑫ いじめ・不登校等対策訪問（生徒指導要請訪問）	・教職員の生徒指導力の向上を図るための訪問 ・積極的な生徒指導及び学校体制等に係る指導・助言	1回以内	教育支援課 （学校地域連携係）	34

令和8年度 計画訪問予定一覧表

① 学校経営・人事管理訪問		月	②指導力向上道徳科計画訪問 (第1期1/3)	③小学校における教科等専門性向上計画訪問 (第4期3/3)
岐阜市	岐阜市外			
徹明さくら小 白山小 梅林小 則武小 長森南小 長森北小 岩野田小 方県小 茜部小 鶉小 市橋小 厚見小 長良西小 城西小 長良東小 本荘中 長森中 藍川中 三輪中 岐北中 厚見中 青山中 境川中 藍東学園	<羽島市> 足近小 小熊小 正木小 中央小 羽島中 中島中 桑原学園	5	則武小 長森南小 方県小 且格小 羽島中 八木山小 本巢中	【Aグループ】 ・社会科 ・体育科 ・生活科 から選択 【Bグループ】 ・音楽科 ・図画工作科 ・家庭科 ・総合的な学習の時間 から選択 【Cグループ】 ・理科 ・外国語・外国語活動 ・特別活動 (学級活動) から選択
	<各務原市> 那加第一小 那加第二小 尾崎小 川島小 鶉沼第三小 緑苑小 陵南小 蘇原第一小	6	徹明さくら小 岐阜中央中 高富小 南学園	
	<山県市> 高富小 富岡小 梅原小 伊自良南小 高富中 美山中	7	藍川中 那加第二小 蘇原中 いわ桜小	
	<瑞穂市> 穂積小 本田小 牛牧小 生津小 穂積中 巢南中	9	梅林中 藍川北学園 福寿小 中島中 川島小 梅原小 下羽栗小	
	<本巣市> 外山小 弾正小 真桑小 本巣中 糸貫中 根尾学園	10	三輪南小 精華中 岐北中	
	<羽島郡二町> 東小 西小 北小 岐南中	11	長良小 合渡小 瑞・西小	
	<北方町> 南学園	12	木田小 網代小 柳津小 青山中 緑陽中 本巣小 糸貫中	
		1	長森東小 陽南中 各・中央小 那加中 伊自良南小 席田小 笠松小	
		2	岩野田小 城西小 加納中 厚見中 竹鼻小 稲羽西小 穂積北中	

令和8年度 学校経営・人事管理訪問要項

1 目的

- ・学校の管理運営の実態と教育活動推進の現状を把握し、成果と課題及び課題解決に向けての具体的な取組等、学校の教育目標の具現に徹する学校経営について指導・助言を行う。

2 内容

校長の明確な経営ビジョンのもと、全教職員による組織的で活力ある学校経営の具現状況の把握

- ・地域や児童生徒、教職員の実態をふまえ、教育活動の方向性が明示された学校経営の方針と、その具体化及びその進捗状況の見届け、評価、指導

→ 全教職員が学校教育目標の具現に向けての共通理解、共通実践するための指導

- ・管理職の経営ビジョンや経営方針を踏まえた特色ある学校教育計画の全体構想及び教育課程の編成・実施と評価

→ 主任層の提案・実践の見届け

→ 学校評価等を基にした具体的な実態把握と分析、具体的な達成状況の設定の指導

- ・「危機管理」の考え方に立つ学校管理

→ 同僚性が高く自浄作用のある教職員集団

- ・全教職員の持ち味が生きる運営組織の確立(各種委員会の機能化)

- ・人事評価制度の適切な運用(日常の見届け、評価、指導、面談への活用)、研修履歴の活用

→ 教職員一人一人を育てる「キャリアアップ」のための指導の徹底

→ 「岐阜県『教員のキャリアステージ』における資質の向上に関する指標」をもとに、教職員の強みや弱み、今後伸ばすべき力や学校で果たすべき役割などを踏まえながら、必要な学びを主体的に行っていく「自ら学び続ける教職員」の育成

- ・多忙化解消と服務・勤務の適正化に向けた具体的な取組とその成果

→ 働き方改革の目的の再確認

→ 教職員の正確な勤務時間(休日を含む)の把握、上限を超えた場合の事後検証、部活動の休養日の設定等への指導・助言(市町教育委員会の取組含む)、年次休暇の取得推進

→ 育児短時間勤務職員、部分休業、会計年度任用職員非常勤講師等の勤務時間の把握

→ 「1単位の変形労働時間制」を活用している職員の勤務時間の管理

- ・ハラスメントとメンタル不調等の速やかな察知と解決

→ 信頼関係の醸成(日常の見届け、声かけ、相手に伝わる指導)

→ 定期的なメンタルヘルスチェック等を活用した実態把握と対応についての指導

→ 管理職との定期的な面談の実施と見届けの指導

3 訪問者

- ・学校職員課長 ・学校職員課課長補佐 ・学校職員課管理調整係
- ・教育支援課課長補佐等

4 方法

- (1) 管内の全ての小・中・義務教育学校(岐阜特別支援学校・かかみがはら支援学校を含む)を原則として隔年に訪問する。

ただし、岐阜市立小・中・義務教育学校、特別支援学校については、3年に1度の訪問とする。

- (2) 市町教育委員会より、訪問の要請がある場合は年度当初の訪問計画によらず訪問を行う。

- (3) 市町教育委員会の課長、担当指導主事等が同行する。

- (4) 管理職及び主任層・初任者等との懇談、授業参観を通して指導・助言をする。

(※) 3 授業参観を参照のこと

【基本的な日程…授業参観（1～2時間）を含め 3～4時間】

- 1 校長・副校長、教頭、主幹教諭・指導教諭、教務主任、生徒指導主事との懇談
↓（校長のみ説明10分、質疑応答の時間を10分以上確保願います。）
- 2 校長等との懇談①・公簿点検①
- ↓
- 3 授業参観
- ↓
- 4 校長との懇談②・公簿点検②・初任者がいる場合は初任者との懇談
- ↓
- 7 指導・助言

【生徒指導同行日程…教育支援課生徒指導担当が同行する場合】

- 1 校長・副校長、教頭、主幹教諭・指導教諭、教務主任、生徒指導主事との懇談
↓（校長のみ説明10分、質疑応答の時間を10分以上確保願います。）
- 2 校長等との懇談①・公簿点検①・5 生徒指導関係懇談①
- ↓
- 3 授業参観
- ↓
- 4 校長等との懇談②・公簿点検②・5 生徒指導関係懇談②・初任者がいる場合は初任者との懇談
- ↓
- 7 指導・助言

【特別支援同行日程…教育支援課特別支援教育担当が同行する場合】

- 1 校長・副校長、教頭、主幹教諭・指導教諭、教務主任、生徒指導主事との懇談
↓（校長のみ説明10分、質疑応答の時間を10分以上確保願います。）
- 2 校長等との懇談①・公簿点検①・6 特支関係懇談①
- ↓
- 3 授業参観
- ↓
- 4 校長等との懇談②・公簿点検②・6 特支関係懇談②・初任者がいる場合は初任者との懇談
- ↓
- 7 指導・助言

【生指特支同行日程…教育支援課生徒指導担当及び特別支援教育担当が同行する場合】

- 1 校長・副校長、教頭、主幹教諭・指導教諭、教務主任、生徒指導主事との懇談
↓（校長のみ説明10分、質疑応答の時間を10分以上確保願います。）
- 2 校長等との懇談①・公簿点検①・5 生徒指導関係懇談①・6 特支関係懇談①
- ↓
- 3 授業参観
- ↓
- 4 校長等との懇談②・公簿点検②・5 生徒指導関係懇談②・6 特支関係懇談②
・初任者がいる場合は初任者との懇談
- ↓
- 7 指導・助言

【外国人同行日程…教育支援課外国人教育担当が同行する場合】

- 1 校長・副校長、教頭、主幹教諭・指導教諭、教務主任、生徒指導主事との懇談
↓（校長のみ説明10分、質疑応答の時間を10分以上確保願います。）
- 2 校長等との懇談①・公簿点検①・7 外国人関係懇談①
↓
- 3 授業参観
↓
- 4 校長等との懇談②・公簿点検②・7 外国人関係懇談②・初任者がいる場合は初任者との懇談
↓
- 8 指導・助言

【生指特支外国人同行日程…教育支援課生徒指導担当、特別支援教育担当及び外国人教育担当者が同行する場合】

- 1 校長・副校長、教頭、主幹教諭・指導教諭、教務主任、生徒指導主事との懇談
↓（校長のみ説明10分、質疑応答の時間を10分以上確保願います。）
- 2 校長等との懇談①・公簿点検①・5 生徒指導関係懇談①・6 特支関係懇談①・7 外国人関係懇談①
↓
- 3 授業参観
↓
- 4 校長等との懇談②・公簿点検②・5 生徒指導関係懇談②・6 特支関係懇談②・7 外国人関係懇談②・初任者がいる場合は初任者との懇談
↓
- 8 指導・助言

1 校長・副校長、教頭、主幹教諭・指導教諭、教務主任、生徒指導主事との懇談

(1)学校経営ビジョンの説明(校長のみ 時間は全体の訪問時間から学校が決定する。)

・「学校経営の方針と重点」を基に説明する。

(2)次のテーマについての質疑応答(時間は全体の訪問時間から学校が決定する。)

- ・学校課題の捉えとそれに対する取組
- ・人材育成、校内研修の計画と取組内容
- ・不祥事根絶のための取組
- ・危機管理体制の確立状況
- ・労務管理のために実践している具体的な取組内容
- ・特別支援教育推進にかかわる校内支援体制の確立状況
- ・いのちの教育や不登校・いじめ等の未然防止とその対策に係る取組
- ・確かな学力の育成に向けた授業改善において実践している具体
- ・ICT機器を活用した取組の具体
- ・学校職員課からの質問について、教頭等は端的に説明すること。
- ・説明に必要と思われる既存の書類等(根拠資料)を準備してもよい。

2 および 4 校長等との懇談①②・公簿点検①②

(1)校長との懇談①②

○職員調書及び人事に関する補助資料に基づいて、教職員一人一人の勤務状況等を説明する。

- ・職員構成、初任者、交流・派遣教員、講師等の情報
- ・人事異動ビジョン(全ての教職員に関わる生涯設計)

＜広域、へき地小規模校派遣、研修校・実習校等候補者、育児等休業中の教職員の復帰に関する情報等を含む＞

(2)公簿点検①②

○公簿の点検を通して適正な帳簿処理及び管理、活用の状況を把握し指導・助言する。

【必ず準備するもの】…机上に並べて準備する

○学校教育法施行規則 第28条関係、第4条関係 ○入学通知書

(指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿)

○卒業者名簿 ○転出入名簿

○不祥事根絶に係る取組(アンケートや研修等の実施状況等)が分かるもの

○危機管理マニュアル

○教職員の時間外勤務時間記録簿、検証記録簿、最終退校記録または、それに準ずるもの

○外部記憶装置管理簿(持ち出し許可簿)

○加配教員の位置付け・効果が分かる書類、時間割、非常勤講師の勤務実績簿

○前年度の学年、学級会計簿

※デジタルデータで管理しているものでも、点検作業の効率を上げるため、できる限り印字して準備願います。

【当日に閲覧・点検を求める場合のあるもの】…求められた場合、速やかに提示する。

○その他①

- ・非常災害対策に関する規定、前年度・今年度の各種会計簿(教材購入、生徒会・児童会、修学旅行、給食費徴収簿等)

○その他②

- ・＜生徒指導関係＞ … 学校いじめ防止基本方針(1部)、生徒指導上の問題行動及び不登校等に係る月別報告書等の記録文書の原本(印刷する必要はない)
- ・＜特別支援教育関係＞ … 個別の教育支援計画、個別の指導計画、交流及び共同学習の計画、特別支援学級教育課程等個表、通級による指導実施計画、判定書、同意書

※教育支援課 学校地域連携係・特別支援教育担当が同行する場合、**5**・**6**を参照のこと。

※学校職員課管理調整係が同行する際には、次の公簿も準備すること。

共同学校事務室関係書類、手当・旅費関係、給与簿、出張伺い・旅行命令書・復命書、年次休暇簿等
(デジタルデータで管理しているものでも、点検作業の効率を上げるため、できる限り印字して準備願います。)

3 授業参観

- 授業参観・保健室・特別教室・職員室等の参観を通して指導・助言する。
 - ・原則、全職員の授業を参観するが、学校事情により、全職員の授業公開が困難な場合に限り、校長の人事異動ビジョン等に基づき、参観学級を選定し、参観順を決める。
 - ・公開授業について、参観順、授業者名が記された資料を準備する。指導案の形式は定めないが授業の内容・ねらい・展開が分かるもの(資料例 参照)
 - ・初任者の実施する授業の参観は必ず位置付け、授業参観後に10分程度の懇談をもつ。
 - ・教育事務所 学校地域連携係担当は、授業及び休み時間に児童生徒の様子を参観する。
 - ①教諭、講師、県費会計年度任用非常勤講師への質問例
 - ・児童生徒との信頼関係、指導力、専門性、使命感、教育的情熱、研修意欲等
 - ・児童生徒数、教室経営等の学習環境、空き教室の活用、備品や薬品の保管状況
 - ②養護教諭、養護助教諭への質問例
 - ・学校保健に関する経営状況
 - ・保健室の管理状況(薬品管理等)
 - ③栄養教諭、学校栄養職員、臨時技師への質問例
 - ・食に関する管理及び指導の状況
 - ④事務職員、臨時主事への質問例
 - ・学校経営への参画、学校事務の経営状況
 - ・施設設備の整備、活用、安全管理

5 生徒指導関係懇談

- (1)懇談のもち方
 - ・生徒指導主事は、教育支援課学校地域連携係担当と、生徒指導上の諸問題及びその対応について懇談をもつ。この際、「学校いじめ防止基本方針」(1部)を準備しておくこと。
- (2)懇談の内容
 - ・生徒指導上の諸問題(いじめ・不登校・問題行動等)の状況について
 - ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく確実な取組について
- (3)懇談の時間
 - ・公簿点検①及び公簿点検②の時間帯に行う。

6 特別支援教育関係懇談

- (1)懇談のもち方
 - ・特別支援教育コーディネーターは、教育支援課特別支援教育担当と、特別支援教育の推進について懇談をもつ。この際、特別支援教育関係書類を準備しておくこと。
 - ・希望がある場合、特別支援学級担任、通級指導教室担当は、教育支援課特別支援教育担当と、具体的な指導とその対応について懇談をもつことができる。
 - ・新設特別支援学級等訪問と重ねて行ってもよい。
- (2)懇談の内容
 - ・校内委員会(特別支援教育推進に関する委員会)を中心とする校内支援体制の整備状況
 - ・個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用した通常の学級及び特別支援学級の児童生徒への指導について、関係諸機関との連携や交流及び共同学習の推進状況
 - ・指導教諭等との連携

- ・特別支援教育に関わる教職員の研修計画
- (3)懇談の時間
- ・公簿点検①及び公簿点検②の時間帯に行う。

7 外国人教育関係懇談

- (1)懇談の持ち方
- ・外国人教育担当者は、教育支援課外国人教育担当と、外国人児童生徒教育における困り感及びその対応等について懇談をもつ。この際、実際の指導で活用している教材や資料を準備しておくこと。
- (2)懇談の内容
- ・外国人児童生徒教育における困り感や実際の指導について
 - ・よりよい支援に向けた方策についての案の検討
- (3)懇談の時間
- ・公簿点検①及び公簿点検②の時間帯に行う。

5 その他

- (1) 資料は、市町教育委員会を通じて学校職員課へ、訪問日の3日前までに提出
 ※部数はその都度指示
 ※①日程
- ②学校経営の方針と重点
 - ③教室配置図(保健室、理科室を含む)
 - ④授業参観資料(参観順) ※様式は各市町教育委員会による。(資料例 参照)
- (2) 校長からの人事に関する補助資料は、訪問当日3部(教育事務所用)準備
- (3) 日程について
- ・訪問は日程案に示した時間程度で、授業参観を位置付ける場合は1～2コマとする。
 - ※授業参観順等が記された資料に基づき参観するが、各教室を適宜参観する場合もある。
 - ・特別支援教育関係の懇談がある場合は、特別支援学級、通級指導教室の授業公開を位置付ける。
 - なお、特別支援教育コーディネーターとの懇談は、全体の「指導・助言」までには終了する。
 - ・校長等との懇談と公簿点検の場所は別にする。
- (4)職員調書について
- 4月に事務所へ提出した職員調書と違いがある場合のみ、人事懇談でその詳細を説明する。また、職員が増員となった場合は、その職員分のみ記載された調書を当日提出する。それ以外は、準備不要。
- (5)注意事項
- 学校が準備する資料は、A4白黒印刷(カラー刷り)、インデックスや製本テープ、色紙はNG)

【資料例】

公開授業資料

〇〇小学校

※本時の子供の学習活動が明確な指導（略） 事例（※活動の明確化、発問の明文化等）

1	職名	教諭	学級担任	1年1組
	名前	藪田 太郎	公開授業	1年1組
	年齢	31	校務分掌	人権教育主任
	本校/郡市/勤続	2.0/5.0/8.0	生活の本拠地	山県市
	免許	小二・中国専	勤務の本拠地	岐阜市
	国語 【うみのかくれんぼ 4/8】 思考・判断・表現	<p>【ねらい】事柄の順序に気を付けて読み、たこの生息場所や体の特徴、隠れ方を文章の中から選び出すことができる。</p> <p>【課題】たこは、どのようにかくれているのだろう。</p> <p>【展開の大要(学習活動、発問等)】</p> <p>①たこについて書かれている部分を音読する。 ・全員で音読する。役割を決めて、一文ずつ交代で音読する。</p> <p>②課題について、考え仲間と交流する。 ・何が、どこにかくれているのかを明らかにして発言できるよう声をかける。</p> <p>※「かくれます」と「かくします」は、どんな違いがありますか。</p> <p>③たこの隠れ場所と隠れる方法について、図鑑カードに書き込む。</p> <p>④書き込んだ図鑑カードを隣同士で読み合い、交流する。</p>		
業績評価に示した目標	※「学習指導」または「生徒指導等」のどちらか1つを記載する。			

2	職名	講師	学級担任	6年所属
	名前	清流 蒼	公開授業	5年1組
	年齢	24	校務分掌	体育主任
	本校/郡市/勤続	2.0/2.0/2.0	生活の本拠地	岐阜市
	免許	小1・中英1	勤務の本拠地	岐阜市
	外国語活動 【Welcome to Japan. 2/5】 □思考・判断・表現	<p>【ねらい】日本の年中行事について、その行事ですることや食べるものについてたずね合うことができる。</p> <p>【課題】友達のおすすめの行事にはどんなものがあるのだろう。</p> <p>【展開の大要(学習活動、発問等)】</p> <p>①日本の年中行事について、児童とやり取りを行う。(導入) “What Japanese events do you know?”</p> <p>②Let’s Listen①、③を行い、日本の行事について想起する。</p> <p>③おすすめ行事についてたずね合う。(言語活動1)</p> <p>④Let’s Listen②、Let’s Try②を行い、相手意識をもったコミュニケーションを意識する。</p> <p>⑤おすすめ行事についてたずね合う。(言語活動2)</p> <p>⑥Let’s Try③、④を行い、表現面の補足をする。</p> <p>⑦おすすめ行事についてたずね合う。(言語活動3)</p> <p>⑧友達のおすすめの行事について、わかったことや自分との違いについて交流する。(まとめ)</p>		
業績評価に示した目標				

※ 本指導案様式は参考例であり、市町教育委員会及び学校において研究や授業づくり、人材育成の等の取組や実践に沿った様式で作成願います。

指導力向上道徳科計画訪問 実施要項

1 「指導力向上道徳科計画訪問」の趣旨

○児童生徒が温かい人間関係を育む学級経営を基盤とし、物事を多面的・多角的に考えながら、自己の生き方や社会とのつながりを深めていけるよう、道徳科の訪問を通して、授業改善を支援するものである。また、教職員が明確な指導の意図をもって全教科の授業を構想・実践できるように指導力向上道徳科計画訪問を実施する。

2 「指導力向上道徳科計画訪問」の目的及び重点

- ・教職員が明確な指導の意図をもって全教科の授業を構想・実践できるように支援していく。
- ・児童生徒の実態に応じた授業のねらいや価値を明確に捉え、教材を生かした授業づくりについて支援を行う。
- ・教職員における道徳科の授業の指導力向上を図る。

3 対象校

- ・小・中・義務教育学校を対象とする。（別紙1参照）

4 訪問の内容

特別の教科 道徳の授業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ねらいの明確化 ・展開の工夫（導入時の工夫、発問の工夫 等） ・評価について
----------------	---

5 訪問の方法

- ・岐阜教育事務所の指導主事が計画に沿って、岐阜地区管内の小・中・義務教育学校を訪問する。

6 訪問の日程

(1) 共通事項

- ・訪問日は、市町教育委員会から提出される「学校訪問希望計画書」に基づき決定する。
- ・訪問の日程は、午後半日を基本とし、次の内容を入れることを原則とする。

道徳教育推進教師との懇談	<ul style="list-style-type: none"> ・本日の会のもち方について ・授業研究会の視点、本日までの経緯の概要について
公開授業	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における重点とする内容項目の具現に関連の深い「特別の教科 道徳」の授業の公開
授業研究会もしくは研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・授業研究会もしくは研修会 ・岐阜教育事務所からの指導・助言 <p>※研修会のもち方について、日程Bタイプの指導力研修を参考に、事前に相談することができる。</p>

(2) 日程

- ・各市町教育委員会の「方針と重点」に基づいた訪問となるよう日程を作成する。
- ・学校の重点項目の内容を取扱い、公開授業として実施することが望ましいが、年間指導計画に基づいて授業を実施することが原則である。

Aタイプ	Bタイプ
<p>○当日懇談(10分間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該校の道徳教育推進教師による授業の説明 (参加者) ・岐阜教育事務所担当者 	<p>○当日懇談(10分間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該校の道徳教育推進教師による授業の説明 (参加者) ・岐阜教育事務所担当者
公開授業	
<p>○授業研究会(指導・助言含む)(70分間)</p> <p>(参加者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該校の校長、教員等 ・当該中学校区の教員等 (※希望者) ・岐阜教育事務所担当者 	<p>○授業研究会(50分間)</p> <p>(参加者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該校の校長、教員等 ・当該中学校区の教員等 (※希望者) ・岐阜教育事務所担当者
<p>○懇談(20分間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業にかかわる懇談 (例) 授業研究会における岐阜教育事務所担当者等からの指導・助言とは異なり、授業者等が求める指導力にかかわる懇談 <p><参加者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該中学校区の教員等 (※希望者) ・岐阜教育事務所担当者 	<p>○指導力向上研修及び指導・助言(40分間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主題構成表及び指導案づくりの研修 ・道徳科に生かす指導方法の研修 <p><参加者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該校の校長、教員等 ・当該中学校区の教員等 (※希望者) ・岐阜教育事務所担当者

7 提出資料

- ・当該校は、次の①～③(3点)を市町教育委員会へ提出する。

<p>① 道徳教育の全体計画</p> <p>② 当該学年の「特別の教科 道徳」の年間指導計画</p> <p>③ 公開授業の指導案※(指導力向上道徳科計画訪問様式)</p>

※公開授業の指導案は、原則、指導力向上道徳科計画訪問様式を使用すること。ただし、各学校仕様の主題構成表及び本時案がある場合は置き換えることができる。

8 提出資料に関わって

- ・市町教育委員会は、当該校以外の参加者がある場合は、参加者をとりまとめて1週間前までに岐阜教育事務所へ報告する。
- ・当該学年の「特別の教科 道徳」の年間指導計画は、学習指導要領に示された内容項目で作成されたもの→各学年の基本方針、各学年の年間にわたる指導の概要(指導の時期、主題名、ねらい、教材、主題構成の理由、学習指導過程と指導方法、他の教育活動等における道徳教育との関連などを含む)
- ・本時のねらいには、道徳性(心情、判断力、意欲と態度)を明確にして、位置付ける。
- ・公開授業の指導案の作成の仕方について、参考までに県のホームページ「令和7年度 岐阜県 道徳教育指導資料 豊かな心を育む 道徳教育」を確認することができる。
- ・本時の展開及び「特別の教科 道徳」の授業と他の教育活動との関連を位置付けたものがある場合は、事前に提出する。
- ・その他の資料(研推だよりやこれまでの取組が分かるもの)、研究会レジュメ等(今回の研究会で深めたいこと、明らかにしたいこと)がある場合は、可能であれば指導案とともに提出する。(訪問当日でも可)

9 提出期限及び提出方法

- ・指導案等資料は、訪問日の1週間前までに電子媒体(ZIP ファイル)にて提出する。
- ・ZIP ファイル名には、「【○月○日実施】(岐阜市立藪田小)指導力向上道徳科計画訪問」とする。

10 その他

- ・指導力向上道徳科計画訪問様式は、令和8年度岐阜教育事務所の事業よりダウンロードすることができる。

令和8年～令和10年(第1期)指導向上道徳計画訪問 訪問予定一覧表								岐阜教育事務所	
	学番	令和8年度(1/3)	訪問月	学番	令和9年度(2/3)	訪問月	学番	令和10年度(3/3)	訪問月
岐阜市	小	徹明さくら小	6	小	岐阜小	11	小	明郷小	1
	小	長良小	11	小	梅林小	7	小	白山小	7
	小	則武小	5	小	華陽小	1	小	本荘小	10
	小	長森南小	5	小	鷺山小	7	小	日野小	11
	小	木田小	12	小	加納小	7	小	島小	6
	小	岩野田小	2	小	加納西小	5	小	三里小	1
	小	方泉小	5	小	黒野小	6	小	長森北小	9
	小	且格小	5	小	市橋小	9	小	常盤小	2
	小	合渡小	11	小	厚見小	11	小	茜部小	7
	小	三輪南小	10	小	長良西小	12	小	鶉小	1
	小	網代小	12	小	芥見小	1	小	七郷小	11
	小	城西小	2	小	三輪北小	9	小	西郷小	2
	小	長森東小	1	小	長森西小	7	小	岩小	2
	小	柳津小	12	小	岩野田北小	9	小	鏡島小	10
							小	早田小	5
	中	岐阜中央中	6	中	岐阜清流中	2	小	長良東小	2
	中	梅林中	9	中	本荘中	6			
	中	加納中	2	中	島中	9	中	長森中	5
	中	精華中	10	中	岐阜西中	12	中	長良中	12
	中	藍川中	7	中	長森南中	12	中	岩野田中	12
中	岐北中	10	中	境川中	5	中	三輪中	12	
中	厚見中	2				中	東長良中	12	
中	青山中	12							
中	陽南中	1				義務	藍東学園	6	
義務	藍川北学園	9							
羽島市	小	竹鼻小	2	小	小熊小	2	小	足近小	7
	小	福寿小	9	小	堀津小	10	小	正木小	2
				小	中島小	12	小	羽島中央小	7
	中	羽島中	5						
	中	中島中	9	中	竹鼻中	5	中	羽島中央中	9
						義務	桑原学園	12	
各務原市	小	那加第二小	7	小	那加第一小	6	小	那加第三小	7
	小	稲羽西小	2	小	尾崎小	1	小	稲羽東小	6
	小	川島小	9	小	鶉沼第二小	10	小	鶉沼第一小	12
	小	八木山小	5	小	鶉沼第三小	10	小	緑苑小	2
	小	各・中央小	1	小	陵南小	1	小	蘇原第一小	11
				小	各務小	12			
	中	那加中	1	小	蘇原第二小	12	中	川島中	5
	中	緑陽中	12				中	鶉沼中	9
中	蘇原中	7	中	桜丘中	6	中	各・中央中	9	
			中	稲羽中	2				
山県市	小	高富小	6	小	桜尾小	9	小	富岡小	12
	小	梅原小	9				小	大桑小	10
	小	伊自良南小	1	中	高富中	5	小	伊自良北小	11
	小	いわ桜小	7	中	伊自良中	6	小	美山小	1
			中	美山中	5				
瑞穂市	小	瑞・西小	11	小	穂積小	9	小	本田小	9
				小	生津小	11	小	牛牧小	7
	中	穂積北中	2	小	瑞・中小	2	小	瑞・南小	6
			中	穂積中	1	中	巢南中	5	
本巣市	小	本巣小	12	小	外山小	10	小	弾正小	1
	小	席田小	1	小	真桑小	5			
	中	本巣中	5	小	土貴野小	11	中	真正中	9
	中	糸貫中	12		一色小	1	義務	根尾学園	5
二町	小	笠松小	1	小	岐南東小	5	小	岐南西小	1
	小	下羽栗小	9	小	岐南北小	2	小	松枝小	9
				中	岐南中	9	中	笠松中	5
北方	義務	南学園	6	義務	北学園	9			

「指導の意図」を明確にした授業づくりのポイント

指導力向上道徳科計画訪様式

第 学年 道徳科学習指導案

日時：令和 年 月 日 ()
場所：
授業者：

(教科書会社名 ○○○○)



第1学年及び第2学年の指導の観点

(6) 身近にいる人に温かい心で接し、親切にすることを基にする。互いが相手に対して思いやりの心をもって接する大切さを考え、相手の考えや気持ちに気付くことや、立場を自分に置き換えて推し量り、身近な人に温かい心で接していこうとする心情を育てること。

- 1 主題名
- 2 教材名 「
- 3 主題構成表

① 内容項目 (例)

B-(6) 親切、思いやり

身近にいる人に温かい心で接し、親切にすること。

② 価値の分析

※3つ程度にまとめて書く。

※学習指導要領の(1)内容項目の概要を確認する。

・**内容項目で大切にしたいこと**

※本時で扱う内容項目について、授業者が特に大切にしたいことを、学習指導要領解説等を基に明らかにする。

・**この段階では、**

～ことに気付かせたい。

・**教師の願いをここに入れる。**

(例)

～な指導をすることが重要である。

～なことを身に付けることが大切である。

③ 内容項目から見た児童生徒の実態

※3つ程度にまとめ、姿で書く。

内容項目の視点で書く。

(例)

よさ ～している。

よさ・課題 ～してしまうことがある。

課題 ～する経験が少ない。

④ 要因

上記のことを生み出している要因を書く。

・(例) 友達を親切にすることは大切だと分かっている。

・(例) 相手の考えや気持ちを想像する経験が少ないため、相手の困り感に対して、どのように接したらよいのか、どのような行動をしたらよいのか分からない。

・(例) 自分中心の考え方をすることが多く、褒められることを目的とした親切になりがちになる。

⑤ 教材の分析

※教材のあらすじを書くのではありません。**考えさせたい道徳的価値に関わる事項がどのように含まれているのか**を検討をします。

※考えさせたい場面を3つ程度にまとめて書く。

・どんなことに気付いたり、考えさせられたりできる教材なのか。

(例) ～することの大切さを考えられる教材である。

考え、議論したいこと

・どんな場面で、どんなことに気付いたり、考えさせたりできるのか。

※授業者は、どんな道徳性を育てたいのか(心情、判断力、実践意欲、態度)文末に位置付ける。

(例) ～していく**心情**を育てていきたい。

⑥ ねらい

どんなことに気づき、どんな**道徳性**(心情、判断力、実践意欲と態度)を育てたいのか?

(例) 温かい心で親切にすると、相手もうれしい気持ちになることに気づき、相手のことを考えてやさしく接しようとする**心情**を育てる。

育てたい道徳性は一致していますか?

⑧ 展開の構想

※教材の分析を基に展開を構想する。

道徳科の学習を通して、以下の1～4を構想する。

- 1 道徳的諸価値を理解する
- 2 自己を見つめる
- 3 物事を(広い視野から)多面的・多角的に考える
- 4 自己の生き方についての考えを深める

⑨ 基本発問 (◎中心発問)

要因に関わる発問はありますか?

ふと、立ち止まらせるような深めの発問はありますか?

◎ ねらいにせまるための発問の工夫はありますか?

4 道徳科の評価

多面的・多角的な見方へと発展しているか

※児童生徒の姿や発言を想定して書く。

自分自身との関わりの中で深めているか

※児童生徒の姿や発言を想定して書く。



第 学年 道徳科学習指導案

日 時:令和 年 月 日 ()

場 所:

授業者:

1 主題名

2 教材名 「 _____ 」 (教科書会社名 ○○○○○)

3 主題構成表

■内容項目 ○-()	■内容項目から見た児童生徒の実態 ・ ・ ・ ■要因 ・ ・ ・	■教材の分析 ・ ・ ・
■価値の分析 ・ ・ ・		
■ねらい		
■展開の構想	■基本発問 (◎中心発問)	

4 道徳科の評価

<input type="checkbox"/> 多面的・多角的な見方へと発展しているか	<input type="checkbox"/> 自分自身との関わりの中で深めているか
--	---

令和6年度～令和8年度 小学校における教科等専門性向上計画訪問実施要項

1 「小学校における教科等専門性向上計画訪問」の趣旨

児童が学校で過ごす日々（教育課程）には、各教科・領域の授業がバランスよく配置され、総じて「生きる力」が育まれている。ゆえに、それらの日々を担う小学校教員には、各教科・領域の指導について、等しく「指導力の充実」が求められる。

一方、岐阜地区における「教育委員会要請訪問（主題研究）」における、小学校からの「社会科、理科、生活科、音楽科、図画工作科、家庭科、体育科」の要請は極めて少ない。また、これらの教科の指導について研修する機会は、教育課程講習会や小学校教科指導講習会に限られており、授業研究については市町教科研における授業研究会のみである。

このような岐阜地区の現状を鑑み、各小学校・義務教育学校（前期課程）における各教科等の研修を充実させ、児童にとって学校で過ごす「毎日の授業」を一層魅力的で学びがいのあるものとするために、本訪問を実施する。

2 目的

- 小学校・義務教育学校（前期課程）における、各教科・領域（ただし、国語科、算数科、道徳科以外）の専門性を高め、指導力の向上を図る。

3 対象校及び教科

- ・全小学校・義務教育学校（前期課程）（令和8年度は、第4期 3/3年次）
 - ※「教育委員会要請訪問（主題研究訪問）」のうちの1枠を充てる。
- ・同一中学校区内の小学校をA～Cの3つのグループに分け、各年度の取組教科・領域を指定する。
 - 【Aグループ】…社会科、体育科、生活科
 - 【Bグループ】…音楽科、図画工作科、家庭科、総合的な学習の時間
 - 【Cグループ】…理科、外国語・外国語活動、特別活動（学級活動のみ）※原則外国語活動は小3から

4 内容及び方法

- 公開授業及び全校研修会を実施する。
 - ・公開授業教科等及び訪問日は、1年ごとに、岐阜教育事務所が市町教育委員会と協議・調整の上、決定する。
 - ※原則として、第3期の3年間で研修していない教科を選択する。
 - ※校長の指導の下、校内研修を充実させるため、指定グループ以外の教科・領域を希望する場合は、その意図や計画について、市町教育委員会を通じて「学校訪問希望計画書」提出前に連絡する。
 - ※決定した訪問日及び実施教科・領域は、市町教育委員会を経て通知する。

5 日程

- 原則として午後半日とする。
 - ・各小学校・義務教育学校（前期課程）は、「訪問案内」をもとに、担当指導主事と研修会のもち方について事前に相談することができる。
 - ※少人数で実施する場合は、必ず校内で、伝達講習を実施する。
 - ※小・中合同の研修会を実施するなどして、より多くの教員が広く学ぶことができるよう配慮する。

6 資料等

- 訪問案内〔様式2-1〕：市町教育委員会を通じて前月の20日までに電子媒体にて提出する。
- 指導案（略案可）：市町教育委員会を通じて1週間前までに電子媒体にて提出する。
 - ※研修会で学びたい内容や疑問点等がまとめられた資料がある場合は、学校訪問案内または指導（略）案とともに提出する。
- 研修会の座席表：指導案（略案可）とともに市町教育委員会を通じて1週間前までに電子媒体にて提出する。

令和8年度 小学校における教科等専門性向上計画訪問指定教科・領域別一覧

	A 社会・体育・生活	B 音楽・図画工作・家庭・総合	C 理科・外国語・外国語活動・特活
岐阜市	則武小 本荘小 白山小 加納小 日野小 長良西小 城西小 岩野田北小 鏡島小 三輪南小 西郷小 常磐小 藍東学園 長良東小 柳津小	早田小 明郷小 華陽小 長森北小 長森東小 島小 岩小 三輪北小 黒野小 網代小 厚見小 三里小 合渡小 藍川北学園 長良小 鶉小	岐阜小 徹明さくら小 梅林小 茜部小 長森西小 木田小 岩野田小 市橋小 芥見小 方県小 鷺山小 加納西小 七郷小 長森南小 且格小
羽島市	足近小 竹鼻小 中島小	小熊小 福寿小 桑原学園	正木小 中央小 堀津小
各務原市	那加第二小 稲羽東小 八木山小 緑苑小 陵南小	那加第一小 尾崎小 川島小 各務小 蘇原第一小 中央小	那加第三小 稲羽西小 鶉沼第一小 鶉沼第三小 蘇原第二小 鶉沼第二小
山県市	高富小 大桑小 いわ桜小	富岡小 桜尾小 伊自良南小	梅原小 伊自良北小 美山小
瑞穂市	牛牧小 本田小 南小	生津小 中小	穂積小 西小
本巣市	本巣小 土貴野小 根尾学園	外山小 真桑小 席田小	弾正小 一色小
羽島郡二町	北小 笠松小	西小 松枝小	東小 下羽栗小
北方町	南学園	北学園	

令和8年度 教育委員会要請訪問実施要項

1 趣旨

第4次岐阜県教育振興基本計画において、これからの時代に求められる資質・能力の育成として、基礎となる学力を育成することが目標の一つに挙げられている。基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着とそれらを活用する思考力・判断力・表現力の育成とともに、児童生徒一人一人に対応した指導の充実、学習への関心・意欲の向上等が求められている。

また、経験年数の少ない教職員の増加に伴い、教職員の教科指導力、学級経営力等の育成は各幼稚(児)園、小・中・義務教育学校において喫緊の課題となっている。全校研究会等の校内研修の場は、これまでも若手教員を含めた教職員の実践的指導力の育成において重要な役割を果たしてきた。

こうした現状を鑑み、一人一人が確かな学力を身に付け、全教職員の実践的指導力向上を図るために、教育委員会要請訪問(主題研究訪問、文部科学省及び県教育委員会指定校訪問及び事務所指定研修校訪問)を実施する。

2 目的及び重点

各市町教育委員会の要請に基づき、小・中学校・義務教育学校、特別支援学校及び幼稚(児)園を訪問し、岐阜県・各市町教育委員会の学校教育の方針と重点の具現を図り、一人一人に確実に力が身に付くようにする。その際、以下の4点を重点として支援する。

- ・学習指導要領、幼稚園教育要領が適切かつ確実に実施されるようにする。
- ・子供一人一人に基礎的・基本的な知識・技能が確実に定着できるよう指導の充実を図る。また、それらを活用して、思考力、判断力、表現力等が育まれるようバランスに配慮した指導を行うようにする。
- ・学級経営の充実を図り、学習集団の質を高め、児童生徒一人一人が存在感や所属感をもてるようにする。
- ・小・中学校・義務教育学校・特別支援学校及び幼稚(児)園の校内研究の計画に即して、管理職等の指導の下、全教職員により教育実践の充実・向上を図り、教職員一人一人の指導力の向上が図られるようにする。

3 対象 ※丸数字は、「令和8年度 学校訪問事業の概要」で示した番号

④主題研究訪問

- ・市町教育委員会から要請があった幼稚(児)園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校

⑤特別支援教育訪問

- ・市町教育委員会から要請があった幼稚(児)園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校

⑥文部科学省及び県教育委員会指定校訪問

- ・子ども主体の授業改善事業
- ・ICTの効果的な利活用事業
- ・異学年集団による学び合い支援事業
- ・英語教育推進事業
- ・人権教育協議会研究協力校

⑦事務所指定研修校訪問

- ・「令和7・8・9年度 岐阜教育事務所指定研修校」に示す18校と岐阜地区実践研究推進校

※令和8年度公表会実施指定研修校

- | | |
|------------------------------------|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 岐阜市立黒野小学校 | <input type="checkbox"/> 本巣市立根尾学園 |
| <input type="checkbox"/> 羽島市立竹鼻中学校 | <input type="checkbox"/> 笠松町立笠松小学校 |
| <input type="checkbox"/> 山県市立高富中学校 | <input type="checkbox"/> 笠松町立笠松中学校 |
| <input type="checkbox"/> 瑞穂市立徳積中学校 | |

4 内容及び方法

○各市町教育委員会は、小・中学校・義務教育学校及び幼稚(児)園、特別支援学校における研究の具現状況等に基づき、訪問要請をする。

④主題研究訪問

- ・幼稚(児)園、小学校、中学校、義務教育学校(前期課程)、義務教育学校(後期課程)、特別支援学校への訪問：2回以内(⑥、⑦に該当する学校は3回以内とする。)

※⑦に該当する学校は研究教科にて1回は実施

※小学校・義務教育学校（前期課程）は、③「小学校における教科等専門性向上計画訪問」を④のうちの1回とする

⑤特別支援教育訪問

- ・特別支援教育ブラッシュアップ訪問：1回まで訪問可
→特別な配慮を要する児童生徒が在籍する通常の学級、特別支援学級、通級指導教室のいずれかの授業公開を踏まえ、特別支援教育に関する指導、助言もしくは研修を希望する学校の訪問
- ・新設特別支援学級等訪問：1回まで訪問可
→新設特別支援学級、新設通級指導教室、初めて特別支援学級もしくは通級指導教室を担当または担当する教員がいる学校において、特別支援教育推進、体制整備、諸帳簿の作成・管理・活用や授業公開を踏まえ、特別支援教育に関する指導・助言等を希望する学校を対象に訪問

⑥文部科学省及び県教育委員会指定校訪問

- ・県教育委員会訪問：2回程度
※公表会等は、県教育委員会訪問2回程度のうちの1回を充てる
- ・主題研究訪問：県教育委員会訪問以外に3回以内

⑦事務所指定研修校

- ・主題研究訪問：3回以内
※公表会：指定校は3年間に1回実施、公表会の事前相談実施可能

5 訪問日および日程

○訪問日は、市町教育委員会等から提出される「学校訪問希望計画書」に基づき決定する。

- ・小・中学校・義務教育学校及び幼稚（児）園は、該当市町教育委員会の指導のもと訪問希望時期を検討する。
- ・各市町教育委員会及び小・中学校・義務教育学校及び幼稚（児）園は、授業研究会の期日及び内容等について近隣の学校・園に案内をするなど、校区や近隣の学力向上推進教師や教科主任等の参加について配慮をする。

○日程は、原則として午後半日とする。

日 程 (例)	主な内容
公開授業前	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職との懇談（一人一人に力を付ける取組、学級経営等） ・研究主任との懇談（研究の歩み、研究会の視点等）
公開授業等	
研究会	<ul style="list-style-type: none"> ・関係主任（特活主任等）が学級経営について話をする。 ・研究主題にそって、研究討議を行う。 ・研究主任が成果と課題を明確にして、研究会のまとめを行う。
研究会後	<ul style="list-style-type: none"> ・授業者、研究主任等との懇談（成果と課題 等）

※午前の訪問を希望する場合は、主事派遣申請書を提出する前に、市町教育委員会を通じて行事調整担当者に連絡すること

6 指導案等資料について

○指導主事派遣申請書（様式2-2）は、訪問日前月の20日までに電子媒体にて1部提出する。

○指導案等（研究会の座席表を含む）資料は、訪問日の1週間前までに岐阜教育事務所に届くよう、各市町教育委員会に電子媒体にて提出する。

※その他資料（研推だより（これまでの取組が分かるもの）、研究会レジュメ等（今回の研究会で深めたいこと、明らかにしたいこと）がある場合は、可能であれば指導案とともに提出する。（訪問当日でも可）

※全校研究会等の座席表については、提出をお願いします。（訪問当日でも可）

7 事前相談について

・文科省または県の事業や県及び事務所指定の研修校における研究発表会や公表会に関わる授業等の事前相談のみ実施します。

令和8年度 特別支援教育訪問実施要項

1 目的

小・中・義務教育学校における特別支援教育推進上の課題について支援を行い、特別支援教育の充実を図る。そのため、「特別支援教育ブラッシュアップ訪問」及び「新設特別支援学級等訪問（新設通級指導教室含む）」を実施する。

2 訪問の種類

- ・特別支援教育ブラッシュアップ訪問
- ・新設特別支援学級等訪問（新設通級指導教室を含む）

3 各訪問について

(1) 「特別支援教育ブラッシュアップ訪問」について **新規**

① 内容

- (ア) 授業参観（指導案の提出は任意）
- ・特別支援学級、通級指導教室、通常の学級における特別な配慮を要する児童生徒の授業参観
- (イ) 担任等との懇談
- ・授業参観を行った学級又は教室の担任や関係職員との相談・助言
- (ウ) 特別支援教育コーディネーターとの懇談
- ・特別支援教育推進状況の把握、体制充実のための指導・助言
- (エ) 特別支援教育に関する研修（1時間程度）
- (オ) 管理職との懇談

※(ア)、(オ)は必須。(イ)、(ウ)、(エ)については、自校のニーズに応じて設定する。

② 対象

- ・特別支援教育に関する指導・助言を希望する学校

③ 日程調整等

○訪問日

- ・教育事務所と市町教育委員会と学校が調整して、決定する。（原則、午後の訪問とする。）

○その他

- ・授業参観の形態は、①全学級参観、②該当学級・教室の参観、③支援を必要とする児童生徒の参観のいずれかとし、自校のニーズに応じて設定する。
- ・訪問当日、授業参観の前に、事前懇談として、該当学級・教室や該当児童生徒の実態や教育的ニーズ等について説明する。
- ・原則、各学校、年1回までとする。

【日程例A】担任等との懇談を中心とした訪問

時間	内容
13:45～13:55	事前懇談
14:00～14:50	授業参観
15:00～15:30	担任等との懇談
15:30～16:00	特別支援教育コーディネーターとの懇談
16:00～16:15	管理職との懇談

【日程例B】研修を取り入れた訪問

時間	内容
13:45～13:55	事前懇談
14:00～14:50	授業参観
15:00～15:20	担任、特別支援教育コーディネーター等との懇談
15:30～16:30	特別支援教育に関する研修
16:30～16:45	管理職との懇談

④ 資料等準備する物（当日）

- ・指導案の提出については、任意とする。
- ・該当する学級や児童生徒の実態が分かる資料（既存の資料でも可）を準備する。

(2)「新設特別支援学級等訪問（新設通級指導教室を含む）」について 変更

① 内容

- (ア) 授業参観（新設特別支援学級または新設通級指導教室の授業参観）
- (イ) 新設特別支援学級の担任や新設通級指導教室の担当者と懇談
- (ウ) 特別支援教育コーディネーターとの懇談
 - ・特別支援教育推進、体制整備、諸帳簿の作成・管理・活用の状況把握と指導・助言
- (エ) 管理職への指導・助言

② 対象

- 下記のうち、希望する学校
- ・新設特別支援学級がある学校
 - ・新設通級指導教室がある学校
 - ・初めて特別支援学級を担任、または通級指導教室を担当する教員がいる学校

③ 日程調整等

○訪問日

- ・教育事務所と市町教育委員会と学校が調整して、決定する。（学校経営・人事管理訪問と重ねて実施することも可。ただし、日程調整の状況により、希望に添えない場合もある。）

○訪問日程

- ・日程は原則、2単位時間とし、学校の日課を考慮して検討する。
- ※複数の学級、教室がある場合は、日程相談可とする。

④ 資料等準備する物（当日）

<特別支援学級>

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 指導案（略案可） | <input type="checkbox"/> 個別の教育支援計画（作成中のもので可） |
| <input type="checkbox"/> 個別の指導計画（作成中のもので可） | <input type="checkbox"/> 特別支援学級教育課程等個表（様式1または様式2） |

<通級指導教室>

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 指導案（略案可） | <input type="checkbox"/> 通級による指導実施計画（様式3） |
| <input type="checkbox"/> 個別の教育支援計画（作成中のもので可） | <input type="checkbox"/> 個別の指導計画（作成中のもので可） |

<特別支援教育コーディネーター>

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 特別支援教育全体計画 | <input type="checkbox"/> 校内委員会年間計画等の資料 |
| <input type="checkbox"/> 個別の教育支援計画（作成中のもので可） | <input type="checkbox"/> 個別の指導計画（作成中のもので可） |

※「資料等準備する物」は、新設の特別支援学級・通級指導教室分について準備すること。特別支援教育コーディネーターは、懇談で使用する個別の教育支援計画、個別の指導計画を準備すること。

文部科学省及び県教育委員会指定校訪問実施要項

1 目的

指定の趣旨を踏まえた学校（園）や当該市町教育委員会の主体的な研究実践の充実を図る。

2 内容

- (1) 当該事業実施に当たって、成果（課題）となる、児童・生徒、園児の姿が参観できるようにする。
- (2) 校（園）長、教頭、研究主任、市町教育委員会当該事業担当者等との懇談の機会をもつ。
- (3) 複数学級の授業を公開してもよい。
- (4) 全校研究会は、今までの研究実践の成果と課題を明らかにし、今後に向けての見通しをもつ機会とする。

3 方法

- (1) 県教育委員会（教育研修課、義務教育課、特別支援教育課、体育健康課、以下、県教育委員会）は、年に2回（公表会・中間報告会等を含む）程度、文部科学省、県教育委員会指定校に訪問し、岐阜教育事務所担当指導主事が同行する。
- (2) 岐阜教育事務所が市町教育委員会・県教育委員会と連絡をとり、期日及び訪問者を決定し、市町教育委員会を通じて当該学校へ連絡する。
- (3) 日程は上記「2 内容」に配慮し担当指導主事と教育委員会・学校（園）が相談し作成する。

4 資料等

(1) 指導主事派遣申請書等

・市町教育委員会は、訪問日20日前、訪問日前月の20日のいずれか早い方の期日までに、次の書類を提出する。

①指導主事派遣申請書（県教育委員会各課長宛）

②訪問案内（県教育委員会各課長宛・県教育委員会各課担当主事宛）

③指導主事派遣申請書（岐阜教育事務所長宛）

※いずれも市町教育委員会教育長名で作成すること。

※岐阜教育事務所のみ訪問の場合は、「指導主事派遣申請書（岐阜教育事務所長宛）」を訪問日前月の20日までに提出すること。

(2) 指導案等資料について

・指導案等資料は、訪問日の1週間前までに岐阜教育事務所に届くよう、各市町教育委員会に電子媒体にて提出する。

※ただし、各事業の実施要項に定められている場合はそれに従うこと

令和8年度 研究指定校及び指定市町

区分	課	年度	指定名	予算	指定市町 指定校
国 文 立 教 育 科 学 政 策 ・ 研 究 教 所 ・	体 育 健 康 課	令和8	がん教育推進支援事業	国	管内学校 4～5校
		令和8	部活動の地域展開等推進事業	国	希望制
県	義 務 教 育 課	令和8	子ども主体の授業改善事業	県	希望制
		令和8	ICTの効果的な活用事業	県	希望制
		令和8	英語教育推進事業	県	羽島市立竹鼻小学校 瑞穂市立生津小学校 各務原市立那加中学校 北方町立南学園
		令和8 ～ 令和9	人権教育協議会研究協力校	県	瑞穂市立穂積小学校 瑞穂市立穂積中学校
		令和8	ふるさと魅力体験事業	県	管内小学校 12校 管内中学校 3校 管内義務教育学校 2校
		令和8 ～ 令和10	異学年集団による学び合い支援事業	県	選定された市町教育委員会
	体 育 健 康 課	令和8	いのちの授業 講師派遣事業	県	管内小学校 1～2校
		令和8	食物アレルギー対策事業	県	希望制
		令和8	GIFU食のマイスタープロジェクト事業 「食のプロフェッショナル・味覚の授業」	県	管内小学校 2校
		令和8	健康教育支援事業「ヘルスポモーション」講師派遣	県	希望制
	県 民 生 活 課	令和8	岐阜県学校・家庭・地域連携協力推進事業 (地域と学校の連携・協働体制構築事業)	補助	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、本巣市、羽島郡二町、岐南町、北方町
		令和8	岐阜県学校・家庭・地域連携協力推進事業 (家庭教育支援推進事業)	補助	山県市

B 教育委員会要請訪問 ⑦

令和7年度～令和9年度 岐阜教育事務所指定研修校

教委	番	学校名	教科・研究主題等	教科・領域	7年度	8年度	9年度
岐阜市	1	黒野小学校	心から人を大切にできる子の育成	総合的な学習の時間 特別の教科 道徳		○	
	2	柳津小学校	個別最適な学びを通して、児童のよさを発揮する学習の在り方	特別支援教育 生活科 理科 社会科			○
	3	岐北中学校	自他を大切にする生徒の育成 ～葛藤と語らいを通して～	総合的な学習の時間			○
	4	岐阜特別支援学校	生き生きと学び、自己肯定感を高める児童生徒の育成 ～「できた」をつなぎ成長を感じる授業づくり～	特別支援教育 生活単元学習			○
羽島市	5	竹鼻小学校	仲間とともに、自らの学びを深める子どもの育成 習得・活用・探究の学びを通して	全教科	○		
	6	竹鼻中学校	自己の学びを実感する生徒の育成	全教科		○	
各務原市	7	那加第二小学校	学ぶ楽しさを実感する学習の創造 ～問い続ける児童をめざして～	全教科			○
	8	那加中学校	仲間と学びを創り、学ぶ喜びを実感する生徒の育成 ～生徒自身が自らの学びを最適化する授業づくり～	全教科			○
山県市	9	高富小学校	自ら学び合い、考えを深める子の育成 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通して	国語・算数	○		
	10	高富中学校	学習の主体者として、探究し続ける生徒の育成	全教科		○	
瑞穂市	11	牛牧小学校	生き生きと追究する児童の育成	理科・算数・特別支援教育			○
	12	穂積中学校	学びの深まりを求めて自ら追究し続ける生徒の育成 個の学びを深める授業を通して	全教科		○	
本巣市	13	根尾学園	たくましく生き抜く児童生徒の育成 ～自立・共生・創造の具現化を通して～	全教科・領域等		○	
	14	真正中学校	生徒と教師で共に創る『真正の学び』 ～探究と3つの対話を軸に据えて～	全教科			○
羽島郡二町	15	西小学校	自分や周りの人の幸せについて考え、豊かな生活をつくり出そうとする子どもの育成 ～西小 Tokkatsu Progress の実践を通して～	特別活動			○
	16	笠松小学校	自己を見つめ、自らよりよい生き方を求め、実践する子	特別の教科 道徳		○	
	17	笠松中学校	学習を調整し、他者と協働しながら、たくましく学ぶ生徒の育成 ～学習指導と学習集団づくりの一体的な充実を通して～	全教科		○	
北方町	18	北学園	学ぶ楽しさを味わう児童生徒の育成 「できる・わかる・やってみたい」を大切に学習過程の工夫を通して	全教科	○		

令和8年度 若手・中堅教員等指導力向上訪問実施要項

1 「若手・中堅教員等指導力向上訪問」の趣旨

近年、岐阜県のみならず全国的に、教員の年齢構成の二極化が現実となっており、資質形成期・資質充実期の教員のより一層の指導力の向上が求められている。また、教科の研修の場において、年間を通しての継続的な研修や、希望教科や希望領域の研修の場を確保することがなかなかできない状況が見られる。

こうした現状を鑑み、確かな学力を児童生徒に付けていくための指導力向上を強く求める若手・中堅教員を対象に、教科等の指導計画及び単位時間の在り方の見直しや主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進を含めて、本訪問を実施する。

なお、中学校・義務教育学校（後期課程）において、学校の規模や諸実情により、該当教科の免許をもつ教員が1名のみで指導を行っていたり、あるいは免許外の教員が指導を行ったりしている場合がある。こうした状況においても、指導力向上を強く求める当該教員を対象に、本訪問を実施する。

2 目的

若手・中堅教員等の教科等専門性を高め、実践的指導力の向上を図るとともに、学習指導要領の趣旨や内容の適切な理解に基づいた授業の在り方について、指導・助言を行う。

3 内容及び方法

○以下のいずれかに該当し、指導や助言を希望する教科等について訪問する。

- ・ 初任者を除く若手教員（資質形成期の教員）が教科等の指導についての指導や助言を求める場合
- ・ 中堅教員（資質向上期・資質充実期の教員）が教科等の指導についての指導や助言を求める場合
- ・ 勤務する中学校・義務教育学校（後期課程）に同一教科の教員が複数いない場合や免外教科の指導を行っている場合
- ・ 令和7年度末に校種間の異動があり、教科等の指導についての指導や助言を求める場合

○公開授業及び授業研究会を伴う訪問を原則とするが、希望する内容についての実技講習や教材研究等も可とする。

○授業研究会等は全職員参加でなく、関係者のみの参加でもよい。

○「教育委員会要請訪問（主題研究訪問）」とは別に、希望することができる。

○教員の希望はもとより、学校の教員指導力向上のプランに基づいて訪問を希望することができる。

○訪問は1校につき年間2回までとする。なお、それぞれの回は、同一教科等でも、異なる教科等のどちらでも可とする。

※義務教育学校は、前期課程・後期課程で2回ずつ計4回まで可とする。

4 日程

○原則として半日（午前または午後）とする。

5 資料等

- 指導主事派遣申請書（様式2-2）は、市町教育委員会を通じて前月の20日までに電子媒体にて提出する。
- 公開授業を行う場合は、指導案（略案可）を市町教育委員会を通じて1週間前までに電子媒体にて提出する。
- 実技講習や教材研究等を行う場合は、その内容について、市町教育委員会を通じて1週間前までに、その内容が分かる文書等を電子媒体にて提出する。

6 日程例

【日程例A】全校研究会に向けての事前研等（部内研）へ担当主事が訪問

時間	内容
9:35～10:25	公開授業
10:35～11:25	参加部員による授業研究会
11:35～11:55	担当主事による指導・助言

【日程例B】全校研究会に向けての指導案検討等（教科部会・学年部会）へ担当主事が訪問

時間	内容
15:15～15:30	教科主任より参加部員への提案
15:30～16:25	参加部員による協議
16:25～16:45	担当主事による指導・助言

【日程例C】若手教員や中堅教員等を対象とした、希望する内容についての実技講習や教材研究についての研修へ担当主事が訪問

時間	内容
14:00～14:50	公開授業（行わない場合も可）
15:00～16:30	授業研究会及び実技講習や教材研究についての研修
16:30～16:45	担当主事による指導・助言

7 本訪問の活用例

【例】※本訪問（若手・中堅等）と主題研究要請訪問をセットで計画する

7月：本訪問①（若手・中堅等）：国語

→9月の全校研究会に向けての教科部及び若手による指導案検討会（公開授業なし）

※どの段階の指導案検討で設定してもよい。

9月：主題研究要請訪問：国語 ※同じ主事が授業計画から公開授業まで担当する。

8月：本訪問②（若手・中堅等）：保健体育

→10月の全校研究会に向けての教科部及び若手に対する実技指導および指導案検討会（公開授業なし）

※どの段階の検討で設定してもよい。

10月：主題研究要請訪問：保健体育 ※同じ主事が授業計画から公開授業まで担当する。

令和8年度 外国人児童生徒支援訪問 実施要項

1 目的

近年、本県においても、外国にルーツをもつ児童生徒の集住化と散在化が同時に進行するとともに、児童生徒の生活・学習背景も多様化してきている。そうした中、日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校において、児童生徒一人一人の適応状況に応じた計画的な適応指導や日本語指導の実施が求められている。そこで、外国人児童生徒一人一人の将来の展望を見据え、学校生活への適応指導や日本語指導、学校が抱える困り感を解消する方策を検討するために「外国人児童生徒支援訪問」を実施する。

2 内容（対象校及び訪問）

- ①岐阜地区管内の全学校等を対象に、令和8年5月1日現在の日本語指導が必要な児童生徒の在籍の有無、学校における指導内容等についての調査「外国人児童生徒支援訪問 調査用紙」を行う。
- ②5月に行われる外国人児童生徒連絡協議会（市町教育委員会担当者出席）において、「外国人児童生徒支援訪問 調査用紙」を基に、訪問校（各市町1～2校）を検討・決定する。
 - ・「外国人児童生徒支援訪問」は、学校職員課が行う人事管理訪問と兼ねることができる。
 - ・「外国人児童生徒支援訪問」は以下の日程（案）を参考に行う。

外国人児童生徒支援訪問 日程（案）	
【A：単独で行う場合】	【B：人事管理訪問を兼ねる場合】
・外国人児童生徒在籍学級の授業もしくは取り出し授業の公開（45分） 〈参加者〉 ・当該市町教育委員会担当者 ・岐阜教育事務所担当者	・外国人児童生徒在籍学級の授業もしくは取り出し授業の公開 〈参加者〉 ・当該市町教育委員会担当者 ・岐阜教育事務所担当者
・授業者及び外国人児童生徒教育担当者との懇談（15分） 〈参加者〉 ・当該市町教育委員会担当者 ・岐阜教育事務所担当者	・外国人児童生徒教育担当者との懇談（10分程度） 〈参加者〉 ・当該市町教育委員会担当者 ・岐阜教育事務所担当者

- ・訪問校及び訪問期日については、外国人児童生徒連絡協議会終了後、訪問日が決定次第、市町教育委員会を通して、当該校に連絡するものとする。

3 訪問者

- ・教育支援課学校教育係外国人教育担当者
- ・市町教育委員会担当者

4 訪問当日に準備する資料

- ・特別の教育課程編成・実施計画（「特別の教育課程」実施校）
- ・個別の指導計画（日本語指導が必要な児童生徒について、個別の指導計画を作成している場合）

令和8年度 いじめ・不登校等対策訪問(生徒指導要請訪問)実施要項

1 趣旨

昨今、いじめ・不登校等生徒指導上の諸課題への対応等、複雑かつ多様な課題に対して、法に基づき、組織で関係機関と有機的に連携する等の対応が求められている。いじめについては、いじめ防止対策推進法に基づいた正確な認知と確実な対応が求められている。不登校については、「義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」や「不登校児童生徒への支援の在り方について」(文部科学省通知)等、個々の状況に応じた支援の在り方についての理解と教育機関等との連携が一層求められている。

こういった背景から、教職員の生徒指導力の向上を図るため、本訪問を実施する。

2 目的

各市町教育委員会の要請に基づき、小・中学校・義務教育学校を訪問し、実態を見つめ、よりよい人間関係を育む学級経営や問題行動の未然防止や早期発見・早期解決等に向けた積極的な生徒指導及び学校体制等に関わる指導・助言を行う。

3 内容及び方法

- ・訪問は1校につき原則年間1回とする。(学校の状況に応じて追加等の訪問の相談を可とする)
- ・授業参観等による学習環境及び児童生徒を観察する時間を40分程度位置付ける。
- ・研修会、懇談会等は全職員参加でなく、幹部職員等関係者のみの参加でもよい。
- ・研修テーマを明確にした研修会、懇談会とする。
- ・長期休業期間等に実施する校内職員研修の講師として訪問する。

4 提出資料等

- ・指導主事派遣申請書(様式2-2)は、市町教育委員会を通じて前月の20日までに提出する。
- ・研修テーマに応じた「学校の実態、事例」等の配布資料等があれば、事前に岐阜教育事務所担当主事とやり取りをする。

5 日程例

原則として半日(午前または午後)、2時間程度とする。

【日程例A】全校教職員対象：校内研修会に担当主事が訪問

時間	内容
14:00～14:20	管理職、生徒指導・教育相談担当者との懇談
14:20～15:00	授業(帰りの会)参観、校内参観
15:20～16:00	全校教職員による校内研修会(組織体制と実情、問題提起等)
16:00～16:20	担当主事による指導・助言

【日程例B】管理職、担当職員対象：教職員研修に担当主事が訪問

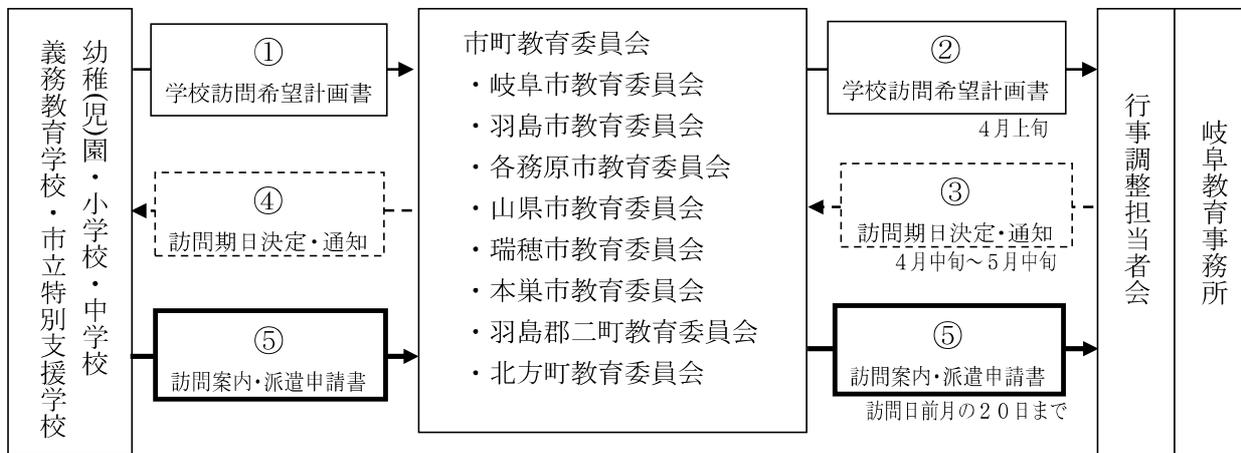
時間	内容
9:00～9:20	管理職、生徒指導・教育相談担当者との懇談
9:20～10:20	授業参観、校内参観
10:30～11:00	参加教職員への指導・助言(組織体制と実情、問題提起等)

【日程例C】全校教職員対象：職員研修会の講師として担当主事が訪問

時間	内容
9:00～9:20	管理職、生徒指導・教育相談担当者との懇談
9:20～10:30	講師として職員研修に参加
10:30～11:00	担当主事による指導・助言

学校訪問事業の手続き

1 訪問期日の調整・決定並びに学校訪問希望計画書・申請書等提出（全て電子媒体）の経路



《訪問予定日の決定・通知の手順（提出は全て電子媒体）》

- ①各学校及び幼稚(児)園は、各市町教育委員会教育長宛に学校訪問希望計画書を提出する。
- ②各市町教育委員会は、学校訪問希望計画書中の「要請訪問（主題研究訪問）」について、各市町教育委員会で対応する訪問と教育事務所に要請する訪問を検討し、市町教育委員会で対応する訪問には丸を付して、教育事務所に提出する。
- ③教育事務所は、各市町教育委員会の要請の状況及び意見により調整し、教育事務所が対応する訪問の期日を決定し、通知する。（5月中旬頃までに決定・通知予定）
- ④各市町教育委員会は、学校訪問希望計画書について、市町教育委員会が対応するもの、教育事務所が対応するもの、その他の対応をするものを決定し、訪問期日を各学校及び幼稚(児)園へ通知する。

《訪問案内・派遣申請の提出》

- ⑤各学校及び幼稚(児)園は市町教育委員会からの通知に基づき、「訪問案内」または、「指導主事派遣申請書」を作成し、市町教育委員会を通して案内・申請する。

・訪問案内（様式2-1）※A：計画訪問用

…指導力向上道徳科計画訪問、小学校における教科等専門性向上計画訪問

・指導主事派遣申請書（様式2-2）※BまたはC：教育委員会要請訪問・その他用

…教育委員会要請訪問、若手・中堅教員等指導力向上訪問、その他の訪問

2 留意事項

- ・各市町教育委員会は、訪問案内または指導主事派遣申請書（いずれも岐阜教育事務所長宛）を、訪問日前月の20日までに電子媒体にて提出する。 ※5・6月分は準備でき次第、順次送付する。
※郡市教研事務局は、指導主事派遣申請書（岐阜教育事務所長宛）を、訪問日前月の20日までに電子媒体にて提出する。
- ・訪問案内または指導主事派遣申請書に記載された日程等について、市町教育委員会と教育事務所でき事前に検討する。
- ・各学校及び幼稚(児)園は、近隣の学校等に期日・内容などを案内し、参加について配慮する。

「学校訪問希望計画書」(4月上旬)及び 「訪問案内・指導主事派遣申請書」(訪問日前月)の留意事項

1 「学校訪問希望計画書」(全校種同一様式)について

(1) 訪問に共通する事項

- ・第5希望まで必ず記入し、5つの候補日のうち、3つ以上は、「6月、10月、11月以外」で記入する。
(②指導力向上道徳科計画訪問においては、指定された月から候補日を5つ記入する。)
- ・火曜日から金曜日で選択。(月曜日は選択できません。)
※県指定の研修校の研究発表会を除いて、休日は希望しない。
- ・候補日の重なりがないようにする。
- ・教科等が異なる場合は、同一日を記入することができる。
- ・別途指定する日は、他の研修、行事等が行われるため、候補日から除く。
- ・「学校訪問希望計画書」に記入した5つの候補日以外の期日に変更を依頼する場合がある。

(2) 計画訪問について

②指導力向上道徳科計画訪問

- ・岐阜教育事務所の指導主事が計画の中で、岐阜地区管内の全ての学校(小・中・義務教育学校)を3年に1度訪問する。
- ・令和8年度に訪問のある学校は、指定された月から5つの候補日を記入する。

③小学校における教科等専門性向上計画訪問

- ・各小学校・義務教育学校(前期課程)は、今年度の実施グループから、異なる教科等を2つ以上選択し、候補日を記入する。
- ・別のグループから選択した場合は、「備考欄参照」と記入し、備考欄にその旨を記述する。
- ・教科等が異なる場合は、同一日を記入できる。
※右<例>参照

<例>藪田小(Bグループ)の場合
第1希望: 6月3日(水)・社会科
第2希望: 6月3日(水)・生活科
第3希望: 6月10日(水)・社会科
:
第5希望: 7月7日(火)・社会科

(3) 要請訪問について

④主題研究訪問

- ・市町教育委員会の指導のもと、候補日を記入する。
- ・候補日を記入できる対象校は以下のとおり。
1 枠目: 幼稚(児)園、小・中学校、義務教育学校、特別支援学校
2 枠目: 幼稚(児)園、中学校、義務教育学校、小学校のうち文科省・県教育委員会指定校又は事務所指定研修校及び岐阜地区実践研究推進校
3 枠目: 文科省・県教育委員会指定校又は事務所指定研修校及び岐阜地区実践研究推進校
- ・「区分」の欄には、対象及び教科等名を記入する。
- ・1つの候補日に対して1つの教科等を記入する。

⑤特別支援教育訪問

- ・「特別支援教育ブラッシュアップ訪問」「新設特別支援学級等訪問」それぞれの訪問の主旨を踏まえ、希望する場合は、候補日を記入する。

⑥文部科学省及び県教育委員会指定校訪問

- ・県教育委員会訪問の日程は別途照会する。

⑦事務所指定研修校訪問

- ・事務所指定研修校公表会の実施日は前年度に決定する。

(4) その他の訪問について

⑧若手・中堅教員等指導力向上訪問

- ・「区分」の欄には、要項で示した日程例から、A：授業公開・授業研究会（部内研）、B：指導案等の検討会、C：教材研究・実技演習の研修会 のいずれかを記入し、その他の訪問を希望する場合は、D：その他<備考参照>と記入し、内容や派遣希望主事等を備考欄に記入する。

(5) 学校訪問希望計画書の提出及び訪問期日の決定について

- ・学校訪問希望計画書は、各市町教育委員会の指定する期日までに提出する。
- ・市町教育委員会を通じて、5月実施分までは4月中旬頃に、6月以降実施分については、5月中旬までに、決定した訪問期日を連絡する。（予定）

(6) その他

- ・学校訪問希望計画書作成様式（電子データ欄外）に示された注意事項も併せて参照する。

2 「訪問案内」、「指導主事派遣申請書」について

(1) 日程について（共通）

- ・訪問は各要項に定める場合を除いて午後のみとする。
- ・公開授業の授業者名を必ず記入する。
- ・「開始時刻」の欄には、訪問者（担当主事）が到着する時刻を記入する。

(2) 「訪問案内」〔様式2-1〕について

- ・計画訪問（指導力向上道徳科計画訪問、小学校における教科等専門性向上計画訪問）を実施する場合に用いる。（学校経営・人事管理訪問では必要ない）
- ・「主題（研修のねらい）」の欄には、自校及び中学校区の道徳教育の目標（指導力向上道徳科計画訪問）や指定教科の指導に係る研修のねらい（小学校における教科等専門性向上計画訪問）等を記入する。
- ・「内容（研修内容）」の欄には、主題を具現するための方途（柱立て）や観点等を記入する。
- ・「日程」欄には、各計画訪問の要項に定めた場と担当者を位置付ける。また、指導主事が研修や懇談、指導・助言等をする時間を明記する。
- ・「備考」欄には、「指導力向上道徳科計画訪問」の場合は、指導力の向上を図る上での課題や、特別公開授業を行うに当たって検討したいこと、「小学校における教科等専門性向上計画訪問」の場合は、当該教科の実践状況や専門性向上に係る指導主事への質問・要望等を記入する。

(3) 「指導主事派遣申請書」〔様式2-2〕について

- ・「日程」欄には、研究主任が研究についてまとめる時間を位置付ける。また、指導主事が研修や懇談、指導・助言等をする時間を明記する。

(4) 提出について

- ・各学校は、各書面を作成するとともに、各市町教育委員会の定める期日までに電子媒体にて提出する。
（文部科学省・県教育委員会指定校への学校支援課訪問等は、要項に定める期日・必要部数）

岐阜県教育事務所への提出締め切り 訪問日のある月の前月20日まで（5月、6月は作成次第、速やかに）

令和8年度 学校訪問希望計

「市町教委名」をリストから選択すると、「学校・園名」には、当該市町教委管内の園・学校名のリストが表示されます。

市町教委名	A_岐阜市	学校・園名	
主題研等について	研究主題	貴校の「研究主題」、「副主題」を、それぞれのセルに直接入力してください。「副主題」は、ある場合のみで結構です。	
	副主題	研究を行う教科等名をリストから選択します。複数教科等の場合は、「備考欄参照」を選択し、備考に直接入力します。	
	教科等	備考	
指定校	⑥文科省・県教委	事業名	【 公表会等の期日（決まっている場合のみ記入）】
	⑦事務所研修校研修校（県）	区分	【 月 日（ ）】

⑥文科・県教委指定校は「事業名」、⑦教育事務所指定校及び教育実習校は「区分」、「公表会年度」をリストから選択します。「期日」は、令和8年度に公表会を実施する場合のみ、入力します。

	名称	区分(教科等)	候補(実施)日	備考(太枠内は市町教委記入)
A 計画訪問	②指導力向上道徳科計画訪問	②「区分(実施年度)」を選択します。※「令和8年～令和10年(第1期)指導力向上道徳科計画訪問 訪問予定一覧表」を参照。候補日は、令和8年度に実施する当該学校のみ、指定された月から入力します。	1 月 日 () 2 月 日 () 3 月 日 () 4 月 日 ()	※R8年度実施の場合のみ、指定された月のなかから希望日を入力
	③小学校における教科等専門性向上	③「区分(グループ)」を選択します。グループ(AからC)を選択すると、当該グループの教科等名が選択できます。原則、本訪問で実施していない教科等を選択します。候補日は、教科等が異なる場合は、同一日の選択を可とします。	1 月 日 () 2 月 日 () 3 月 日 () 4 月 日 ()	教委対応可↓
	④主題研究 -1 枠目-	④「区分(学校種及び指定校、教科等名)」を選択します。学校種及び指定校を選択すると、教科等名が選択できます。※太枠内(黄1色セル)は、市町教育委員会にて入力します。	1 月 日 () 2 月 日 () 3 月 日 ()	↑ 市町教委
B 教育委員会要請訪問	④主題研究 -2 枠目-	④「区分(学校種及び指定校、教科等名)」を選択します。学校種及び指定校を選択すると、教科等名が選択できます。※太枠内(黄1色セル)は、市町教育委員会にて入力します。	1 月 日 () 2 月 日 () 3 月 日 ()	
	④主題研究 -3 枠目-	④「区分(学校種及び指定校、教科等名)」を選択します。学校種及び指定校を選択すると、教科等名が選択できます。※太枠内(黄1色セル)は、市町教育委員会にて入力します。	3 月 日 () 4 月 日 () 5 月 日 ()	
	⑤特別支援教育訪問(特別支援教育プラットフォーム訪問)	⑤「区分(訪問対象、訪問学級等)」を選択します。訪問する学級等が複数あるときは「備考欄参照」を選択し、備考に直接入力します。また、備考に障がい種別や在籍人数(学年毎)等、できる限り詳しい情報を記入してください。	1 月 日 () 2 月 日 () 3 月 日 ()	※希望する場合は、障がい種別や在籍人数(学年毎)等、できる限り詳しい情報を記入してください。
C その他	⑤特別支援教育訪問(新設特別支援学級等訪問)	⑤「区分(訪問対象、訪問学級等)」を選択します。訪問する学級等が複数あるときは「備考欄参照」を選択し、備考に直接入力します。また、備考に障がい種別や在籍人数(学年毎)等、できる限り詳しい情報を記入してください。	1 月 日 () 2 月 日 () 3 月 日 () 4 月 日 () 5 月 日 ()	授業者が「基礎形成研修(小・中・義)」として授業を行う場合、備考欄に、「基礎形成研修と兼ねる」と記述してください。授業を行うことで、研修を実施したことになります。(対象は教職2～5年目の教員)
	⑧若手・中堅教員等指導力向上訪問 -1 回目-	⑧「区分(訪問の形態)」を選択します。訪問の形態(AからC)を選択すると、教科等名を選択することができます。※若手・中堅教員等指導力向上訪問は、2回まで希望することができますが、「A 計画訪問」や「B 教育委員会要請訪問」を優先するため、対応できない場合があります。		
	⑧若手・中堅教員等指導力向上訪問 -2 回目-	【留意事項】 ・月曜日は候補日とすることができません。 ・候補日はできるだけ重ならないように5つ記入します。 ・候補日の3つ以上は、「6月、10月、11月以外」で記入します。(指導力向上道徳科計画訪問は指定された月からのみ候補日を記入。) ・教科等が異なる場合は、同一日で選択することを可とします。		
	⑪いじめ・不登校対策訪問(生徒指導要請訪問)	リストのいずれにも当てはまらない場合は「備考欄参照」を選択し、備考欄に直接入力します。 ・主題研究訪問の各一枠において、一つの研究授業の参観及びそれに関わる授業研究会での指導・助言を希望することができます。(一枠にて複数の教科や複数の授業を希望することはできません。)		

※表の丸番号は、「令和8年度 学校訪問事業の概要」に一致させたものです。

岐阜教育事務所長 様

〇〇〇〇教育委員会
教育長 〇〇〇〇

訪 問 案 内

下記のように計画訪問を開催しますので、ご案内します。

記

名 称	※計画訪問名を記入。	
学校名	※学校名を記入。	
期 日	令和 年 月 日 ()	
会 場	※公開授業会場を記入。	
主 題 (研修のねらい)	※自校及び中学校区の道徳教育の目標や自校の特別支援教育の目標、指定教科の指導に係る研修のねらいを記入。	
内 容 (研修内容)	※主題を具現するための方途(柱立て)や観点を記入。	
日 程	開始時刻 時 分	終了時刻 時 分
	※開始の時刻については、授業開始時刻ではなく、訪問者の到着時間を記入。 ※日程について、 <u>研究討議の時間、研修の時間、指導・助言の時間等、研究会の中身について詳細を記載してください。</u> ※研究会場に「 <u>大型モニタ又はスクリーン(プロジェクタ)</u> 」「 <u>HDMIケーブル</u> 」を準備してください。 ※「いのちの教育」に関わって、公開学級の様子や学級経営についての懇談を、位置付けること。(教育支援課担当の訪問について)	
備 考	※「②指導力向上道徳科計画訪問」の場合は、指導力の向上を図る上での課題や特別公開授業を行うに当たって検討したいこと等を記入。 ※「③小学校における教科等専門性向上計画訪問」の場合は、当該教科の実践状況や専門性向上に係る指導主事への質問・要望等を記入。 ※ <u>基礎形成研修と兼ねる場合は、「基礎形成研修を兼ねる」と記入する。</u>	

【備考】

〇〇〇〇教育委員会 教育長 様

上記のとおり、計画訪問を開催しますので、案内を依頼願います。

〇〇〇第 〇〇〇〇 号
令和〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇立〇〇学校
校長 〇〇 〇〇

岐阜教育事務所長 様

〇〇〇〇教育委員会
教育長 〇〇〇〇

指導主事派遣申請書

下記のように主題研究会を開催しますので、関係指導主事を派遣願います。

記

名称	※教育委員会要請訪問名、またはその他の訪問名を記入。	
主催者	※主題研究会の主催者を記入。	
期日	令和 年 月 日 ()	
会場	※会場校、公開授業会場を記入。	
研究主題	※研究主題を記入。	
研究内容	※研究内容を記入。	
日程	開始時刻 時 分 ※	終了時刻 時 分
	※授業開始時刻ではなく、担当主事の到着時間を記入。 ※研究会場に「大型モニタ又はスクリーン (プロジェクタ)」「HDMIケーブル」 を準備してください。 ※「いのちの教育」に関わって、公開学級の様子や学級経営についての懇談を、位置 付けること。 ※研究会において、研究主任が研究についてまとめる時間を位置付けること。	
備考	※基礎形成研修と兼ねる場合は、「基礎形成研修を兼ねる」と記入する。	

【備考】

〇〇〇〇教育委員会 教育長 様

上記のとおり、主題研究会を開催しますので、関係指導主事の派遣を依頼願います。

〇〇〇第 〇〇〇〇 号
令和〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇立〇〇学校
校長 〇〇 〇〇

令和8年度 研修事業一覧表 (令和8年3月3日版)

〈岐阜県総合教育センターが主催する基本研修 経年研修〉

通番	講座番号	名称	内容	期日	会場	対象	岐阜市 場	申込 方法
1	● 1001 00	幼稚園等新規採用教員研修 (幼・認)	教育公務員特例法に基づき、幼稚園等の教育水準の維持向上を図るため、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を習得する。	【教育研修課主催】 ①4/15(水) 11/27(金) ②4/16(木) 11/28(金) ③4/17(金) 11/29(土) ④4/18(土) 11/30(日) ⑤4/19(日) 12/1(月) ⑥4/20(月) 12/2(火) ⑦4/21(火) 12/3(水)	【教育研修課主催】 ①各勤務所(オンライ) ②岐阜県総合教育センター ※右欄参照 ③各勤務所(オンライ) ④各研修場所 ※右欄参照 ⑤岐阜県総合教育センター ※PLANTから最新版のグループ日時を確 認すること。 【岐阜教育事務所主催】 授業づくり研修 ①北守岡 立枝南西小学校 ②かかみがはら支援学校 【連携研修、市町教育委員会主催】 開催要項を参照すること。	公・私立幼稚園及び保母連盟認定こども園の新規採用教員(岐阜市含む)	Plantにて確認	
2	● 1002 00	初任者研修(小・義)	教職の基礎形成を図るため、教育公務員特例法第23条の規定に基づき、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を身に付ける。	【教育研修課主催】 ①4/28(火) ②4/29(水) ③4/30(木) ④5/1(金) ⑤5/2(土) ⑥5/3(日) ⑦5/4(月) ⑧5/5(火) ⑨5/6(水) ⑩5/7(木) ⑪5/8(金) ⑫5/9(土) ⑬5/10(日) ⑭5/11(月) ⑮5/12(火) ⑯5/13(水) ⑰5/14(木) ⑱5/15(金) ⑲5/16(土) ⑳5/17(日) ㉑5/18(月) ㉒5/19(火) ㉓5/20(水) ㉔5/21(木) ㉕5/22(金) ㉖5/23(土) ㉗5/24(日) ㉘5/25(月) ㉙5/26(火) ㉚5/27(水) ㉛5/28(木) ㉜5/29(金) ㉝5/30(土) ㉞5/31(日) ㉟6/1(月) ㊱6/2(火) ㊲6/3(水) ㊳6/4(木) ㊴6/5(金) ㊵6/6(土) ㊶6/7(日) ㊷6/8(月) ㊸6/9(火) ㊹6/10(水) ㊺6/11(木) ㊻6/12(金) ㊼6/13(土) ㊽6/14(日) ㊾6/15(月) ㊿6/16(火)	【教育研修課主催】 ①各勤務所(オンライ) ②岐阜県総合教育センター ※右欄参照 ③各勤務所(オンライ) ④各研修場所 ※右欄参照 ⑤岐阜県総合教育センター ※PLANTから最新版のグループ日時を確 認すること。 【岐阜教育事務所主催】 授業づくり研修 ①北守岡 立枝南西小学校 ②かかみがはら支援学校 【連携研修、市町教育委員会主催】 開催要項を参照すること。	新規採用教諭で、当該研修を未受講の者 ■第2回について備考 ○16:7月27日(月) 国(小)/教(中) ○26:7月28日(火) 体保(小中) 午前 総合教育センター 午後 0K3まふ清流アリーナ ○16:7月28日(火) 総合教育センター ○26:7月29日(水) 総合教育センター ○36:7月30日(木) 総合教育センター ○46:7月31日(金) 総合教育センター ○56:8月1日(土) 総合教育センター ○66:8月2日(日) 総合教育センター ○76:8月3日(月) 総合教育センター ○86:8月4日(火) 総合教育センター ○96:8月5日(水) 総合教育センター ○106:8月6日(木) 総合教育センター ○116:8月7日(金) 総合教育センター ○126:8月8日(土) 総合教育センター ○136:8月9日(日) 総合教育センター ○146:8月10日(月) 総合教育センター ○156:8月11日(火) 総合教育センター ○166:8月12日(水) 総合教育センター ○176:8月13日(木) 総合教育センター ○186:8月14日(金) 総合教育センター ○196:8月15日(土) 総合教育センター ○206:8月16日(日) 総合教育センター ○216:8月17日(月) 総合教育センター ○226:8月18日(火) 総合教育センター ○236:8月19日(水) 総合教育センター ○246:8月20日(木) 総合教育センター ○256:8月21日(金) 総合教育センター ○266:8月22日(土) 総合教育センター ○276:8月23日(日) 総合教育センター ○286:8月24日(月) 総合教育センター ○296:8月25日(火) 総合教育センター ○306:8月26日(水) 総合教育センター ○316:8月27日(木) 総合教育センター ○326:8月28日(金) 総合教育センター ○336:8月29日(土) 総合教育センター ○346:8月30日(日) 総合教育センター ○356:8月31日(月) 総合教育センター ○366:9月1日(火) 総合教育センター ○376:9月2日(水) 総合教育センター ○386:9月3日(木) 総合教育センター ○396:9月4日(金) 総合教育センター ○406:9月5日(土) 総合教育センター ○416:9月6日(日) 総合教育センター ○426:9月7日(月) 総合教育センター ○436:9月8日(火) 総合教育センター ○446:9月9日(水) 総合教育センター ○456:9月10日(木) 総合教育センター ○466:9月11日(金) 総合教育センター ○476:9月12日(土) 総合教育センター ○486:9月13日(日) 総合教育センター ○496:9月14日(月) 総合教育センター ○506:9月15日(火) 総合教育センター ○516:9月16日(水) 総合教育センター ○526:9月17日(木) 総合教育センター ○536:9月18日(金) 総合教育センター ○546:9月19日(土) 総合教育センター ○556:9月20日(日) 総合教育センター ○566:9月21日(月) 総合教育センター ○576:9月22日(火) 総合教育センター ○586:9月23日(水) 総合教育センター ○596:9月24日(木) 総合教育センター ○606:9月25日(金) 総合教育センター ○616:9月26日(土) 総合教育センター ○626:9月27日(日) 総合教育センター ○636:9月28日(月) 総合教育センター ○646:9月29日(火) 総合教育センター ○656:9月30日(水) 総合教育センター ○666:10月1日(木) 総合教育センター ○676:10月2日(金) 総合教育センター ○686:10月3日(土) 総合教育センター ○696:10月4日(日) 総合教育センター ○706:10月5日(月) 総合教育センター ○716:10月6日(火) 総合教育センター ○726:10月7日(水) 総合教育センター ○736:10月8日(木) 総合教育センター ○746:10月9日(金) 総合教育センター ○756:10月10日(土) 総合教育センター ○766:10月11日(日) 総合教育センター ○776:10月12日(月) 総合教育センター ○786:10月13日(火) 総合教育センター ○796:10月14日(水) 総合教育センター ○806:10月15日(木) 総合教育センター ○816:10月16日(金) 総合教育センター ○826:10月17日(土) 総合教育センター ○836:10月18日(日) 総合教育センター ○846:10月19日(月) 総合教育センター ○856:10月20日(火) 総合教育センター ○866:10月21日(水) 総合教育センター ○876:10月22日(木) 総合教育センター ○886:10月23日(金) 総合教育センター ○896:10月24日(土) 総合教育センター ○906:10月25日(日) 総合教育センター ○916:10月26日(月) 総合教育センター ○926:10月27日(火) 総合教育センター ○936:10月28日(水) 総合教育センター ○946:10月29日(木) 総合教育センター ○956:10月30日(金) 総合教育センター ○966:10月31日(土) 総合教育センター ○976:11月1日(日) 総合教育センター ○986:11月2日(月) 総合教育センター ○996:11月3日(火) 総合教育センター ○1006:11月4日(水) 総合教育センター ○1016:11月5日(木) 総合教育センター ○1026:11月6日(金) 総合教育センター ○1036:11月7日(土) 総合教育センター ○1046:11月8日(日) 総合教育センター ○1056:11月9日(月) 総合教育センター ○1066:11月10日(火) 総合教育センター ○1076:11月11日(水) 総合教育センター ○1086:11月12日(木) 総合教育センター ○1096:11月13日(金) 総合教育センター ○1106:11月14日(土) 総合教育センター ○1116:11月15日(日) 総合教育センター ○1126:11月16日(月) 総合教育センター ○1136:11月17日(火) 総合教育センター ○1146:11月18日(水) 総合教育センター ○1156:11月19日(木) 総合教育センター ○1166:11月20日(金) 総合教育センター ○1176:11月21日(土) 総合教育センター ○1186:11月22日(日) 総合教育センター ○1196:11月23日(月) 総合教育センター ○1206:11月24日(火) 総合教育センター ○1216:11月25日(水) 総合教育センター ○1226:11月26日(木) 総合教育センター ○1236:11月27日(金) 総合教育センター ○1246:11月28日(土) 総合教育センター ○1256:11月29日(日) 総合教育センター ○1266:11月30日(月) 総合教育センター ○1276:12月1日(火) 総合教育センター ○1286:12月2日(水) 総合教育センター ○1296:12月3日(木) 総合教育センター ○1306:12月4日(金) 総合教育センター ○1316:12月5日(土) 総合教育センター ○1326:12月6日(日) 総合教育センター ○1336:12月7日(月) 総合教育センター ○1346:12月8日(火) 総合教育センター ○1356:12月9日(水) 総合教育センター ○1366:12月10日(木) 総合教育センター ○1376:12月11日(金) 総合教育センター ○1386:12月12日(土) 総合教育センター ○1396:12月13日(日) 総合教育センター ○1406:12月14日(月) 総合教育センター ○1416:12月15日(火) 総合教育センター ○1426:12月16日(水) 総合教育センター ○1436:12月17日(木) 総合教育センター ○1446:12月18日(金) 総合教育センター ○1456:12月19日(土) 総合教育センター ○1466:12月20日(日) 総合教育センター ○1476:12月21日(月) 総合教育センター ○1486:12月22日(火) 総合教育センター ○1496:12月23日(水) 総合教育センター ○1506:12月24日(木) 総合教育センター ○1516:12月25日(金) 総合教育センター ○1526:12月26日(土) 総合教育センター ○1536:12月27日(日) 総合教育センター ○1546:12月28日(月) 総合教育センター ○1556:12月29日(火) 総合教育センター ○1566:12月30日(水) 総合教育センター ○1576:12月31日(木) 総合教育センター	Plant	
3	● 1003 00	初任者研修(中・義)	教職の基礎形成を図るため、教育公務員特例法第23条の規定に基づき、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を身に付ける。	【教育研修課主催】 ①4/28(火) ②4/29(水) ③4/30(木) ④5/1(金) ⑤5/2(土) ⑥5/3(日) ⑦5/4(月) ⑧5/5(火) ⑨5/6(水) ⑩5/7(木) ⑪5/8(金) ⑫5/9(土) ⑬5/10(日) ⑭5/11(月) ⑮5/12(火) ⑯5/13(水) ⑰5/14(木) ⑱5/15(金) ⑲5/16(土) ⑳5/17(日) ㉑5/18(月) ㉒5/19(火) ㉓5/20(水) ㉔5/21(木) ㉕5/22(金) ㉖5/23(土) ㉗5/24(日) ㉘5/25(月) ㉙5/26(火) ㉚5/27(水) ㉛5/28(木) ㉜5/29(金) ㉝5/30(土) ㉞5/31(日) ㉟6/1(月) ㊱6/2(火) ㊲6/3(水) ㊳6/4(木) ㊴6/5(金) ㊵6/6(土) ㊶6/7(日) ㊷6/8(月) ㊸6/9(火) ㊹6/10(水) ㊺6/11(木) ㊻6/12(金) ㊼6/13(土) ㊽6/14(日) ㊾6/15(月) ㊿6/16(火)	【岐阜教育事務所主催】 授業づくり研修 ①北守岡 立枝南西小学校 ②かかみがはら支援学校 【連携研修、市町教育委員会主催】 開催要項を参照すること。	新規採用教諭で、当該研修を未受講の者 ■第2回について備考 ○16:7月27日(月) 国(小)/教(中) ○26:7月28日(火) 体保(小中) 午前 総合教育センター 午後 0K3まふ清流アリーナ ○16:7月28日(火) 総合教育センター ○26:7月29日(水) 総合教育センター ○36:7月30日(木) 総合教育センター ○46:7月31日(金) 総合教育センター ○56:8月1日(土) 総合教育センター ○66:8月2日(日) 総合教育センター ○76:8月3日(月) 総合教育センター ○86:8月4日(火) 総合教育センター ○96:8月5日(水) 総合教育センター ○106:8月6日(木) 総合教育センター ○116:8月7日(金) 総合教育センター ○126:8月8日(土) 総合教育センター ○136:8月9日(日) 総合教育センター ○146:8月10日(月) 総合教育センター ○156:8月11日(火) 総合教育センター ○166:8月12日(水) 総合教育センター ○176:8月13日(木) 総合教育センター ○186:8月14日(金) 総合教育センター ○196:8月15日(土) 総合教育センター ○206:8月16日(日) 総合教育センター ○216:8月17日(月) 総合教育センター ○226:8月18日(火) 総合教育センター ○236:8月19日(水) 総合教育センター ○246:8月20日(木) 総合教育センター ○256:8月21日(金) 総合教育センター ○266:8月22日(土) 総合教育センター ○276:8月23日(日) 総合教育センター ○286:8月24日(月) 総合教育センター ○296:8月25日(火) 総合教育センター ○306:8月26日(水) 総合教育センター ○316:8月27日(木) 総合教育センター ○326:8月28日(金) 総合教育センター ○336:8月29日(土) 総合教育センター ○346:8月30日(日) 総合教育センター ○356:8月31日(月) 総合教育センター ○366:9月1日(火) 総合教育センター ○376:9月2日(水) 総合教育センター ○386:9月3日(木) 総合教育センター ○396:9月4日(金) 総合教育センター ○406:9月5日(土) 総合教育センター ○416:9月6日(日) 総合教育センター ○426:9月7日(月) 総合教育センター ○436:9月8日(火) 総合教育センター ○446:9月9日(水) 総合教育センター ○456:9月10日(木) 総合教育センター ○466:9月11日(金) 総合教育センター ○476:9月12日(土) 総合教育センター ○486:9月13日(日) 総合教育センター ○496:9月14日(月) 総合教育センター ○506:9月15日(火) 総合教育センター ○516:9月16日(水) 総合教育センター ○526:9月17日(木) 総合教育センター ○536:9月18日(金) 総合教育センター ○546:9月19日(土) 総合教育センター ○556:9月20日(日) 総合教育センター ○566:9月21日(月) 総合教育センター ○576:9月22日(火) 総合教育センター ○586:9月23日(水) 総合教育センター ○596:9月24日(木) 総合教育センター ○606:9月25日(金) 総合教育センター ○616:9月26日(土) 総合教育センター ○626:9月27日(日) 総合教育センター ○636:9月28日(月) 総合教育センター ○646:9月29日(火) 総合教育センター ○656:9月30日(水) 総合教育センター ○666:10月1日(木) 総合教育センター ○676:10月2日(金) 総合教育センター ○686:10月3日(土) 総合教育センター ○696:10月4日(日) 総合教育センター ○706:10月5日(月) 総合教育センター ○716:10月6日(火) 総合教育センター ○726:10月7日(水) 総合教育センター ○736:10月8日(木) 総合教育センター ○746:10月9日(金) 総合教育センター ○756:10月10日(土) 総合教育センター ○766:10月11日(日) 総合教育センター ○776:10月12日(月) 総合教育センター ○786:10月13日(火) 総合教育センター ○796:10月14日(水) 総合教育センター ○806:10月15日(木) 総合教育センター ○816:10月16日(金) 総合教育センター ○826:10月17日(土) 総合教育センター ○836:10月18日(日) 総合教育センター ○846:10月19日(月) 総合教育センター ○856:10月20日(火) 総合教育センター ○866:10月21日(水) 総合教育センター ○876:10月22日(木) 総合教育センター ○886:10月23日(金) 総合教育センター ○896:10月24日(土) 総合教育センター ○906:10月25日(日) 総合教育センター ○916:10月26日(月) 総合教育センター ○926:10月27日(火) 総合教育センター ○936:10月28日(水) 総合教育センター ○946:10月29日(木) 総合教育センター ○956:10月30日(金) 総合教育センター ○966:10月31日(土) 総合教育センター ○976:11月1日(日) 総合教育センター ○986:11月2日(月) 総合教育センター ○996:11月3日(火) 総合教育センター ○1006:11月4日(水) 総合教育センター ○1016:11月5日(木) 総合教育センター ○1026:11月6日(金) 総合教育センター ○1036:11月7日(土) 総合教育センター ○1046:11月8日(日) 総合教育センター ○1056:11月9日(月) 総合教育センター ○1066:11月10日(火) 総合教育センター ○1076:11月11日(水) 総合教育センター ○1086:11月12日(木) 総合教育センター ○1096:11月13日(金) 総合教育センター ○1106:11月14日(土) 総合教育センター ○1116:11月15日(日) 総合教育センター ○1126:11月16日(月) 総合教育センター ○1136:11月17日(火) 総合教育センター ○1146:11月18日(水) 総合教育センター ○1156:11月19日(木) 総合教育センター ○1166:11月20日(金) 総合教育センター ○1176:11月21日(土) 総合教育センター ○1186:11月22日(日) 総合教育センター ○1196:11月23日(月) 総合教育センター ○1206:11月24日(火) 総合教育センター ○1216:11月25日(水) 総合教育センター ○1226:11月26日(木) 総合教育センター ○1236:11月27日(金) 総合教育センター ○1246:11月28日(土) 総合教育センター ○1256:11月29日(日) 総合教育センター ○1266:11月30日(月) 総合教育センター ○1276:12月1日(火) 総合教育センター ○1286:12月2日(水) 総合教育センター ○1296:12月3日(木) 総合教育センター ○1306:12月4日(金) 総合教育センター ○1316:12月5日(土) 総合教育センター ○1326:12月6日(日) 総合教育センター ○1336:12月7日(月) 総合教育センター ○1346:12月8日(火) 総合教育センター ○1356:12月9日(水) 総合教育センター ○1366:12月10日(木) 総合教育センター ○1376:12月11日(金) 総合教育センター ○1386:12月12日(土) 総合教育センター ○1396:12月13日(日) 総合教育センター ○1406:12月14日(月) 総合教育センター ○1416:12月15日(火) 総合教育センター ○1426:12月16日(水) 総合教育センター ○1436:12月17日(木) 総合教育センター ○1446:12月18日(金) 総合教育センター ○1456:12月19日(土) 総合教育センター ○1466:12月20日(日) 総合教育センター ○1476:12月21日(月) 総合教育センター ○1486:12月22日(火) 総合教育センター ○1496:12月23日(水) 総合教育センター ○1506:12月24日(木) 総合教育センター ○1516:12月25日(金) 総合教育センター ○1526:12月26日(土) 総合教育センター ○1536:12月27日(日) 総合教育センター ○1546:12月28日(月) 総合教育センター ○1556:12月29日(火) 総合教育センター ○1566:12月30日(水) 総合教育センター ○1576:12月31日(木) 総合教育センター	Plant	
4	● 1006 00	新規採用養護教諭研修 (小・中・義)	教職の基礎形成を図るため、実践的指導力と教育公務員としての使命感を養うとともに、幅広い知見を習得する。	開催要項参照	開催要項参照	新規採用養護教諭で、当該研修を未受講の者(岐阜市含む)	Plant	
5	● 1008 00	新規採用栄養教諭研修 (小・中・義・特)	教職の基礎形成を図るため、専門職としての知識及び技能を習得するとともに、児童生徒の食生活に関する現状と課題を捉える。そして、栄養教諭としての職務を適切に実行できる実践的指導力と教育公務員としての使命感を養うとともに、幅広い知見を身に付ける。	①4/28(火) ②4/16(火) ③6月～7月頃 ④10月～11月頃 ⑤9月～10月頃 ⑥2/16(火)	①総合教育センター ②総合教育センター ③未定 ④未定 ⑤未定 ⑥総合教育センター	新規採用栄養教諭で、当該研修を未受講の者(岐阜市含む)	Plant	
6	●	基礎形成研修(小・中・義)	自己の課題を明確にした上で必要な課題を選択・受講し、校内においても実施することで教員としての基礎を固める。 2,3年目の2年間に、自己課題に応じた研修(以下①又は②)を3以上実施する。 4,5年目の2年間に、自己課題に応じた研修(以下①又は②)を2以上実施する。 ①校外研修…センター研修を受講する。 ②研究授業研修…研究授業を公開し、授業研究会等を実施する。 ※受講する講座の内容や教など、管理職と面談の上、決定する。	選択した研修の開催要項を参照	2年目～5年目教員 初任者研修を受講した者で、教職経験が 1年から満1年を経過した教員	2年目～5年目教員 初任者研修を受講した者で、教職経験が 1年から満1年を経過した教員	申し込み不要	

通 覧 番 号	講 座 番 号	名 称	内 容	期 日	会 場	対 象	成 果 市 場	申 込 方 法
7	● 1011 00	6 年 目 研 修 (小・ 義)	学校の中核教員として実践力の向上を図るため、学習指導を中心とした日々の実践を振り返り、専門的な知識を基礎とし、実践的指導力を身に付けることにも、教育公務員としての使命感や学校組織の一員としての自覚を高める。	①4/7(木)PM 5/14(木)PM ②8/17(月)～8/21(金)のうち1日 ③選択した講座の開催要項を参照	①勤務校 ②岐阜大学または総合教育センター	教職経験が満6年を経過した教員及び前年度までの該当者で当研修を未受講の教員	◎ Plant	
8	● 1012 00	6 年 目 研 修 (中・ 義)	学校の中核教員として実践力の向上を図るため、学習指導を中心とした日々の実践を振り返り、専門的な知識を基礎とし、実践的指導力を身に付けることにも、教育公務員としての使命感や学校組織の一員としての自覚を高める。	①4/7(木)PM 5/14(木)PM ②8/17(月)～8/21(金)のうち1日 ③選択した講座の開催要項を参照	①勤務校 ②岐阜大学または総合教育センター	教職経験が満6年を経過した教員及び前年度までの該当者で当研修を未受講の教員	◎ Plant	
9	● 1015 00	6 年 目 研 修 (養護教諭)	学校の中核教員として実践力の向上を図るため、日々の実践を振り返り、専門的な知識を基礎とし、実践的指導力を身に付けることにも、教育公務員としての使命感や学校組織の一員としての自覚を高める。	①4/7(木)PM ②8/17(月)～8/21(金)のうち1日 ③選択した講座の開催要項を参照	①勤務校 ②岐阜大学または総合教育センター	教職経験が満6年を経過した教員及び前年度までの該当者で当研修を未受講の教員	◎ Plant	
10	● 1016 00	6 年 目 研 修 (栄養教諭)	学校の中核教員として実践力の向上を図るため、日々の実践を振り返り、専門的な知識を基礎とし、実践的指導力を身に付けることにも、教育公務員としての使命感や学校組織の一員としての自覚を高める。	①4/7(木)PM ②8/17(月)～8/21(金)のうち1日 ③選択した講座の開催要項を参照	①勤務校 ②岐阜大学または総合教育センター	教職経験が満6年を経過した教員及び前年度までの該当者で当研修を未受講の教員	◎ Plant	
11	● 1019 00	中 堅 教 諭 等 資 質 向 上 研 修 (幼・ 認)	活力ある園運営の実践力の向上を図るため、園児の発達を促すことにも、園長としての責任や教育公務員としての使命感や学校組織の一員としての自覚を高める。	①4/28(木) [210200] 感性を育む幼児教育講座を申し込む ②[210101] または [210102] の幼児教育指導力向上講座に申し込む	①総合教育センター ②総合教育センター ③指定幼稚園	教職経験が満6年を経過した教員及び前年度までの該当者で当研修を未受講の教員	◎ Plant	
12	● 1020 00	中 堅 教 諭 等 資 質 向 上 研 修 (小・ 義)	活力ある学校運営のための実践力の向上を図るため、教育公務員特別法第24条の規定に基づき、個々の能力、適性に合わせた研修を通して、幅広い知見を身に付けることにも、園長としての責任や教育公務員としての使命感や学校組織の一員としての自覚を高める。	①4/28(木) AM ②8/18(木) AM ③8/17(月)～8/21(金)のうち1日 ④[210101] または [210102] の幼児教育指導力向上講座に申し込む	①総合教育センター ②AM 総合教育センター ③AM 総合教育センター ④AM 総合教育センター ⑤AM 総合教育センター ⑥AM 総合教育センター ⑦AM 総合教育センター ⑧AM 総合教育センター ⑨AM 総合教育センター ⑩AM 総合教育センター ⑪AM 総合教育センター ⑫AM 総合教育センター ⑬AM 総合教育センター ⑭AM 総合教育センター ⑮AM 総合教育センター ⑯AM 総合教育センター ⑰AM 総合教育センター ⑱AM 総合教育センター ⑲AM 総合教育センター ⑳AM 総合教育センター ㉑AM 総合教育センター ㉒AM 総合教育センター ㉓AM 総合教育センター ㉔AM 総合教育センター ㉕AM 総合教育センター ㉖AM 総合教育センター ㉗AM 総合教育センター ㉘AM 総合教育センター ㉙AM 総合教育センター ㉚AM 総合教育センター ㉛AM 総合教育センター ㉜AM 総合教育センター ㉝AM 総合教育センター ㉞AM 総合教育センター ㉟AM 総合教育センター ㊱AM 総合教育センター ㊲AM 総合教育センター ㊳AM 総合教育センター ㊴AM 総合教育センター ㊵AM 総合教育センター ㊶AM 総合教育センター ㊷AM 総合教育センター ㊸AM 総合教育センター ㊹AM 総合教育センター ㊺AM 総合教育センター ㊻AM 総合教育センター ㊼AM 総合教育センター ㊽AM 総合教育センター ㊾AM 総合教育センター ㊿AM 総合教育センター	教職経験が満6～11年を経過した教員及び前年度までの該当者で当研修(12年目のみに受講する講義)を未受講の教員	◎ Plant	
13	● 1021 00	中 堅 教 諭 等 資 質 向 上 研 修 (中・ 義)	活力ある学校運営のための実践力の向上を図るため、教育公務員特別法第24条の規定に基づき、個々の能力、適性に合わせた研修を通して、幅広い知見を身に付けることにも、園長としての責任や教育公務員としての使命感や学校組織の一員としての自覚を高める。	①4/28(木) AM ②8/18(木) AM ③8/17(月)～8/21(金)のうち1日 ④[210101] または [210102] の幼児教育指導力向上講座に申し込む	①総合教育センター ②AM 総合教育センター ③AM 総合教育センター ④AM 総合教育センター ⑤AM 総合教育センター ⑥AM 総合教育センター ⑦AM 総合教育センター ⑧AM 総合教育センター ⑨AM 総合教育センター ⑩AM 総合教育センター ⑪AM 総合教育センター ⑫AM 総合教育センター ⑬AM 総合教育センター ⑭AM 総合教育センター ⑮AM 総合教育センター ⑯AM 総合教育センター ⑰AM 総合教育センター ⑱AM 総合教育センター ⑲AM 総合教育センター ⑳AM 総合教育センター ㉑AM 総合教育センター ㉒AM 総合教育センター ㉓AM 総合教育センター ㉔AM 総合教育センター ㉕AM 総合教育センター ㉖AM 総合教育センター ㉗AM 総合教育センター ㉘AM 総合教育センター ㉙AM 総合教育センター ㉚AM 総合教育センター ㉛AM 総合教育センター ㉜AM 総合教育センター ㉝AM 総合教育センター ㉞AM 総合教育センター ㉟AM 総合教育センター ㊱AM 総合教育センター ㊲AM 総合教育センター ㊳AM 総合教育センター ㊴AM 総合教育センター ㊵AM 総合教育センター ㊶AM 総合教育センター ㊷AM 総合教育センター ㊸AM 総合教育センター ㊹AM 総合教育センター ㊺AM 総合教育センター ㊻AM 総合教育センター ㊼AM 総合教育センター ㊽AM 総合教育センター ㊾AM 総合教育センター ㊿AM 総合教育センター	教職経験が満6～11年を経過した教員及び前年度までの該当者で当研修(12年目のみに受講する講義)を未受講の教員	◎ Plant	
14	● 1024 00	中 堅 教 諭 等 資 質 向 上 研 修 (養護教諭)	活力ある学校運営のための実践力の向上を図るため、教育公務員特別法第24条の規定に基づき、個々の能力、適性に合わせた研修を通して、幅広い知見を身に付けることにも、園長としての責任や教育公務員としての使命感や学校組織の一員としての自覚を高める。	①4/28(木) AM ②8/18(木) AM ③8/17(月)～8/21(金)のうち1日 ④[210101] または [210102] の幼児教育指導力向上講座に申し込む	①総合教育センター ②AM 総合教育センター ③AM 総合教育センター ④AM 総合教育センター ⑤AM 総合教育センター ⑥AM 総合教育センター ⑦AM 総合教育センター ⑧AM 総合教育センター ⑨AM 総合教育センター ⑩AM 総合教育センター ⑪AM 総合教育センター ⑫AM 総合教育センター ⑬AM 総合教育センター ⑭AM 総合教育センター ⑮AM 総合教育センター ⑯AM 総合教育センター ⑰AM 総合教育センター ⑱AM 総合教育センター ⑲AM 総合教育センター ⑳AM 総合教育センター ㉑AM 総合教育センター ㉒AM 総合教育センター ㉓AM 総合教育センター ㉔AM 総合教育センター ㉕AM 総合教育センター ㉖AM 総合教育センター ㉗AM 総合教育センター ㉘AM 総合教育センター ㉙AM 総合教育センター ㉚AM 総合教育センター ㉛AM 総合教育センター ㉜AM 総合教育センター ㉝AM 総合教育センター ㉞AM 総合教育センター ㉟AM 総合教育センター ㊱AM 総合教育センター ㊲AM 総合教育センター ㊳AM 総合教育センター ㊴AM 総合教育センター ㊵AM 総合教育センター ㊶AM 総合教育センター ㊷AM 総合教育センター ㊸AM 総合教育センター ㊹AM 総合教育センター ㊺AM 総合教育センター ㊻AM 総合教育センター ㊼AM 総合教育センター ㊽AM 総合教育センター ㊾AM 総合教育センター ㊿AM 総合教育センター	教職経験が満6～11年を経過した養護教諭及び前年度までの該当者で当研修(12年目のみに受講する講義)を未受講の養護教諭	◎ Plant	
15	● 1025 00	中 堅 教 諭 等 資 質 向 上 研 修 (栄養教諭)	活力ある学校運営のための実践力の向上を図るため、教育公務員特別法第24条の規定に基づき、個々の能力、適性に合わせた研修を通して、幅広い知見を身に付けることにも、園長としての責任や教育公務員としての使命感や学校組織の一員としての自覚を高める。	①4/28(木) AM ②8/18(木) AM ③8/17(月)～8/21(金)のうち1日 ④[210101] または [210102] の幼児教育指導力向上講座に申し込む	①総合教育センター ②AM 総合教育センター ③AM 総合教育センター ④AM 総合教育センター ⑤AM 総合教育センター ⑥AM 総合教育センター ⑦AM 総合教育センター ⑧AM 総合教育センター ⑨AM 総合教育センター ⑩AM 総合教育センター ⑪AM 総合教育センター ⑫AM 総合教育センター ⑬AM 総合教育センター ⑭AM 総合教育センター ⑮AM 総合教育センター ⑯AM 総合教育センター ⑰AM 総合教育センター ⑱AM 総合教育センター ⑲AM 総合教育センター ⑳AM 総合教育センター ㉑AM 総合教育センター ㉒AM 総合教育センター ㉓AM 総合教育センター ㉔AM 総合教育センター ㉕AM 総合教育センター ㉖AM 総合教育センター ㉗AM 総合教育センター ㉘AM 総合教育センター ㉙AM 総合教育センター ㉚AM 総合教育センター ㉛AM 総合教育センター ㉜AM 総合教育センター ㉝AM 総合教育センター ㉞AM 総合教育センター ㉟AM 総合教育センター ㊱AM 総合教育センター ㊲AM 総合教育センター ㊳AM 総合教育センター ㊴AM 総合教育センター ㊵AM 総合教育センター ㊶AM 総合教育センター ㊷AM 総合教育センター ㊸AM 総合教育センター ㊹AM 総合教育センター ㊺AM 総合教育センター ㊻AM 総合教育センター ㊼AM 総合教育センター ㊽AM 総合教育センター ㊾AM 総合教育センター ㊿AM 総合教育センター	教職経験が満6～11年を経過した栄養教諭及び前年度までの該当者で当研修(12年目のみに受講する講義)を未受講の栄養教諭	◎ Plant	
16	● 1028 00	新 規 常 勤 講 師 研 修 (小・ 中・ 義)	小・中・高、義務教育学校の非常勤講師に対し、初任者研修に準じた研修を実施し、教職員として必要な資質・能力を身に付け、実践できるようにする。	①4/28(木) AM ②8/18(木) AM ③8/17(月)～8/21(金)のうち1日 ④[210101] または [210102] の幼児教育指導力向上講座に申し込む	実務要項を参照	新採用非常勤講師	◎ Plant	
17	● 1031 00	新 規 養 護 助 教 諭 研 修 (小・ 中・ 義)	これまで教職経験がない本講義の受講経験がない養護助教諭を対象に、教職の基礎を固めるため、児童生徒理解や、保護者理解等に関する基礎的知識及び技能を習得すること、実践的指導力を高めることにも、教育公務員としての使命感や学校組織の一員としての自覚を高める。	①4/28(木) AM ②8/18(木) AM ③8/17(月)～8/21(金)のうち1日 ④[210101] または [210102] の幼児教育指導力向上講座に申し込む	勤務校	新採用養護助教諭(小・中・義)または受講を希望する者	◎ Plant	
18	● 1033 00	市 町 村 立 小 中 学 校 等 事 務 職 員 1 年 目 研 修	1年目の市町村立小中学校等事務職員として、職務に必要な知識及び技能を習得するとともに、事務職員としての使命感の高揚と勤務の円滑化を図る。	①4/15(水)終日 ②7/30(水)終日 ③11/6(金)終日	総合教育センター	1年目の市町村立小・中・義・特別支援学校事務職員(岐阜市含む)	◎ Plant	
19	● 1034 00	市 町 村 立 小 中 学 校 等 事 務 職 員 3 年 目 研 修	3年目の市町村立小中学校等事務職員として、職務に必要な知識及び技能を習得するとともに、事務職員としての使命感の高揚と勤務の円滑化を図る。	8/3(月)終日	総合教育センター	3年目の市町村立小・中・義・特別支援学校事務職員(岐阜市含む)	◎ Plant	
20	● 1035 00	市 町 村 立 小 中 学 校 等 事 務 職 員 5 年 目 研 修	5年目の市町村立小中学校等事務職員として、職務に必要な知識及び技能を習得するとともに、事務職員としての使命感の高揚と勤務の円滑化を図る。	8/19(水)終日	総合教育センター	5年目の市町村立小・中・義・特別支援学校事務職員(岐阜市含む)	◎ Plant	
21	● 1101 00	新 任 校 長 研 修 (小・ 中・ 中・ 義)	新任校長として、本県における教育行政上の基本的事項や校長の役割について理解を深めるとともに、組織を動かしたり危機対応に適切に対応したりするマネジメント能力の伸長を図り、学校経営に必要な資質・能力を身に付けることにも、講義や演習、実践交流を通して共に考える。	①4/22(水)PM ②5/15(金)PM ③6/17(水)終日 ④10/27(水) PM 高特SLA合同 ⑤文部科学省事業(実施方法、時期等未定)	総合教育センター 勤務校 各教育事務所 ※各開催要項を参照	新任校長(小・中・中・義)	◎ Plant	
22	● 1102 00	校 長 研 修 (小・ 中・ 中・ 義)	校長として、本県における教育行政上の基本的事項や校長の役割について理解を深めるとともに、組織を動かしたり危機対応に適切に対応したりするマネジメント能力の伸長を図り、学校経営に必要な資質・能力を身に付けることにも、講義や演習、実践交流を通して共に考える。	4/22(水)PM	勤務校	校長(小・中・中・義)	◎ Plant	
23	● 1105 00	新 任 教 頭 研 修 (小・ 中・ 中・ 義)	新任教頭として、本県における教育行政上の基本的事項や教頭の役割について理解を深めるとともに、組織を動かしたり危機対応に適切に対応したりするマネジメント能力の伸長を図り、学校経営に必要な資質・能力を身に付けることにも、講義や演習、実践交流を通して共に考える。	①4/17(金) PM ②6/7(水) PM ③6/17(水) PM 高特SLA合同 ④6/27(水) PM 高特SLA合同 ⑤文部科学省事業(実施方法、時期等未定)	勤務校 総合教育事務所 ※各開催要項を参照	新任教頭(小・中・中・義)	◎ Plant	
24	● 1108 00	新 任 主 幹 教 諭 研 修 (小・ 中・ 中・ 義)	新任主幹教諭として、主幹教諭の役割について理解を深めるとともに、生徒指導、働き方改革に関する学校の問題に対して、校種や地域を問わずに積極的に問題解決するなど、必要な資質・能力の向上を図るために、講義や演習、実践交流を通して共に考える。	①4/30(木)PM ②7/27(月)終日 ③8/28(月)終日	総合教育センター 勤務校 ※各開催要項を参照	令和8年度における新任主幹教諭及び前年度までの該当者で当研修を未受講の主幹教諭(岐阜市含む)	◎ Plant	
25	● 1109 00	新 任 指 導 教 諭 研 修 (小・ 中・ 中・ 義)	新任指導教諭として、指導教諭の役割について理解を深めるとともに、特別支援教育、多文化共生に関する基本的な事項についての幅広い知見を身に付けることにも、必要な資質・能力の向上を図るために、講義や演習、実践交流を通して共に考える。	①4/30(木) PM ②7/27(月)終日 ③8/28(月)終日	総合教育センター 勤務校 ※各開催要項を参照	令和8年度における新任指導教諭(岐阜市含む)	◎ Plant	
26	● 1111 00	新 任 研 修 主 事 研 修 (小・ 中・ 中・ 義)	新任研修主事として、研修主事の役割について理解を深めるとともに、教職員の資質向上や学校課題への対応に向けた校内研修や自治的な学びを活性化するための資質・能力の育成を図る。	4/24(金)PM	勤務校	新任研修主事及び希望する研修主事	◎ Plant	

通 番	講座番号	名称	内容	期日	会場	対象	岐阜市 単	申込 方法
27	● 1112 01	研修主事研修(小・中・ 義)	教職員の資質向上や学校課題への対応に向けた校内研修、日常的な校内での学びを活性化するための資料や能力の育成を図る。(各地区事務所参照) 【新任研修主事研修(111100)を申し込んだ方は、こちらにも自校の地区で申込をしてください。】	11/19(木)PM	総合教育センター 総合教育センター ①②③④勤務校 ⑤特別支援学校(小・中・義)通級指導教室 ⑥特別支援学校(小・中・義)通級指導教室 ⑦特別支援学校(小・中・義)通級指導教室	全ての研修主事(岐阜市含む) 新任特別支援学校担任、言語通級指導教室担任、通級指導教室担任、当班修を未受講の担当教員	◎	Plant
28	● 1118 01	特別支援学級(小・義)・言語通級指導教室 新任担当 教員研修	児童一人一人の教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な知識や実践的な指導力及び学級経営力を身に付ける。 言語通級指導教室担当者の3日目は、【研修講義241.200で実施】	①5月 個人取組日 ②6月 ③7月 ④9・10・11月初旬までの個人取組日に在 勤校研修日(木) ⑤11/28(木) 岐阜地区	①②③④勤務校 ⑤岐阜教育事務所指定の場所及び勤務校	特別支援学級及び言語通級指導教室の新任担当教員で、当班修を未受講の担当教員	◎	Plant
29	● 1119 01	特別支援学級(中・義)新任 担任教員研修	児童一人一人の教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な知識や実践的な指導力及び学級経営力を身に付ける。	①5月 個人取組日 ②6月 ③7月 ④9・10・11月初旬までの個人取組日に在 勤校研修日(木) ⑤11/28(木) 岐阜地区	①②③④勤務校 ⑤岐阜教育事務所指定の場所及び勤務校	特別支援学級及び言語通級指導教室の新任担当教員で、当班修を未受講の担当教員	◎	Plant
30	● 1123 00	市村立小中学校等事務職員 主任研修	市村立小中学校等事務職員の主任として、主体的に学校運営に参画するために必要な知識及び技能を習得するとともに、事務主任としての使命感の高揚を図る。	7/24(金)終日	総合教育センター	新任主任市町村立小・中・義・特別支援学校事務職員(岐阜市含む)		Plant
31	● 1124 00	市村立小中学校等事務職員 主任研修	市村立小中学校等事務職員の主任として、組織的に学校運営に参画するために必要な知識及び技能を習得するとともに、事務主任としての使命感の高揚を図る。	7/22(水)終日	総合教育センター	新任主任市町村立小・中・義・特別支援学校事務職員(岐阜市含む)		Plant
32	● 1125 00	市村立小中学校等事務職員 課長補佐研修	市村立小中学校等事務職員の課長補佐として、学校運営を適切に補佐するために必要な知識及び技能を習得するとともに、課長補佐としての使命感の高揚を図る。	7/28(火)終日	総合教育センター	新任課長補佐市町村立小・中・義・特別支援学校事務職員(岐阜市含む)		Plant
33	● 1127 01	事例を通して学ぶいじめ事 案研修会(小・中・義の校 長)	いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けて、平素から何に気を付けておくべきなのか、またいじめと見られる事象の根拠の把握を受けたいとき、何に留意する必要があるのか等、弁護士を講師に迎え、法に基づいた対応について、具体的な事例を通して学ぶ。	8/20(水)PM	勤務校PM別研修 (各校1回限)	小・中・義務教育学校の全校長(岐阜市 含む) 小・中・義務教育学校の全生徒指導主事 (岐阜市含む)		Plant
34	● 1127 02	事例を通して学ぶいじめ事 案対応研修(小・中・義の 生徒指導主事)	いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けて、平素から何に気を付けておくべきなのか、またいじめと見られる事象の根拠の把握を受けたいとき、何に留意する必要があるのか等、弁護士を講師に迎え、法に基づいた対応について、具体的な事例を通して学ぶ。					Plant

〈岐阜県総合教育センターが主催する選択研修 経営・分掌〉

通 番	講座番号	名称	内容	期日	会場	対象	岐阜市 単	申込 方法
35	2319 00	コミュニケーション・スクール 地域学校協働活動研修会	地域の力を、「学校卒業」から「連携・協働」に変える学校の体制づくり、地域学校協働活動を持続可能にするためのポイントについて事例を通して学ぶ。 ※ささふ地域学校協働活動センター(県・岐阜大学共同設置)共催。	7/21(火)		教職員、学校関係者、 市町村教育委員会事務局職員等		教職 員: Plant その 他:県 民生活 課
36	2320 00	岐阜県地域学校協働活動 フォーラム2026	講演、実践発表を通して、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的に推進についての理解を深め、活動の推進を図る。 ※ささふ地域学校協働活動センター(県・岐阜大学共同設置)共催。	9/15(火)		地域学校協働活動推進員、地域コーディネーター、市町村担当職員、教職員、学校運営協議会委員、公民館等関係者、社会教育委員、まちづくり協議会関係者、NPO関係者等		教職 員: Plant その 他:県 民生活 課

〈特別支援教育課が主催する研修〉

通番	添削番号	添削講座番号	名称	内容	期日	会場	対象	岐阜市 市	申込 方法
37	4201	00	発達障がい支援担当教員養成事業 スタンダード研修	オンデマンド動画の視聴や自己課題に基づいた選択型の研修を通して、発達障がい支援の基本的な内容の習得及び専門性、実践的指導力の向上を図る。	7/1(水)～1/29(金)	勤務校			Plant
38	4203	01	発達障がい支援担当教員養成事業 ベネシックス研修【小中義】	発達障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための指導について、コア・ティーチャーの授業の参観や講義、オンデマンド動画の視聴を通して学び、日々の指導に生かす。	①8月 ②9月 ③10月 ④11月 ⑤12月 ⑥1月	コア・ティーチャー勤務校 勤務校	発達障がい支援について、コア・ティーチャーの授業の参観や講義、オンデマンド動画の視聴を通して学びたい者		Plant
39	●	4204	01	発達障がい支援担当教員養成事業 スタート研修	発達障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な知識や実践的な指導力及び教養修習力について、コア・ティーチャーの前向き支援等を通して身に付ける。	①8月 ②9月～9月 ※③④はコア・ティーチャーと日程調整後決定。	コア・ティーチャー勤務校 勤務校	発達障がいを対象とする通級指導教室の担当1年以上の希望者	Plant
40	4205	01	発達障がい支援担当教員養成事業 ステップアップ研修	発達障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な知識や実践的な指導力及び教養修習力について、コア・ティーチャーの授業参観や課題形式の研修を通して、身に付ける。	①7月以降 ②8月 ③9月 ④10月 ⑤11月 ⑥12月 ※⑦は総合教育センターの指定5講座の中から一つ以上選択して申し込む。	コア・ティーチャー勤務校 勤務校	発達障がいを対象とする通級指導教室の担当2年以上の希望者	Plant	
41	4206	00	発達障がい支援担当教員養成事業 レベラアップ研修	特別支援学級及び、言語障がいを対象とする通級指導教室の担当教員を対象とし、自己課題に応じた研修を通して、専門性や実践的指導力の向上を図る。	①8月頃PM ②9月頃PM ③9・10月頃PM ④10月頃PM ※⑤は総合教育センターの指定講座に申し込み、 ※⑥は調整の上決定	勤務校もしくは総合教育センター	特別支援学級及び、言語障がいを対象とする通級指導教室の担当2年目～5年目の教員		Plant
42	4207	00	発達障がい支援担当教員養成事業 マネージメント研修 ～聞きたい、知りたい、特別支援教育～	管理職を対象とし、特別な教育的ニーズのある児童生徒の支援のポイントや校内マネジメントの仕方について学ぶ。	①5月頃PM ②7月頃PM ③9月頃PM	総合教育センター	園・小・中・義務教育学校の校長(副校長)・教頭・主任教諭		Plant
43	4208	00	発達障がい支援担当教員養成事業 指導力アップ研修 ～明日からの通級の授業に生かすノウハウ～	通級指導教室実践者から様々な事例に応じた具体的な指導方法を学び、通級指導教室担当者の指導力向上を図る。	8/3(月) 午前・午後・終日から選内する	総合教育センター	発達障がいを対象とする通級指導教室担当		Plant
44	●	4210	01	新任特別支援教育コーディネーター研修会【小中義】	発達障がいを含め、障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応することともに、校内支援体制の整備を推進するため、特別支援教育コーディネーターとして必要な最新の知識や情報の習得と実践力を身に付ける。	①9月頃PM ②11月頃PM	勤務校	令和8年度に新しく特別支援教育コーディネーターに指名された幼稚園、幼児連立認定こども園、幼稚園型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校の教員	Plant ◎

〈体育健康課が主催する研修〉

通番	添削番号	添削講座番号	名称	内容	期日	会場	対象	岐阜市 市	申込 方法
45	●	4307	00	栄養教諭・学校栄養職員研修会	学校給食の衛生管理や適正な給食管理について研修する。また、学校給食を活用した効果的な食に関する指導の在り方について研修する。	6/10(水)	岐阜県庁 ミナセホール	公立学校の栄養教諭・学校栄養職員(岐阜市含む)	Plant

〈岐阜教育事務所が主催する研修等〉

通 番	添 番	講座番号	名称	内容	期日	会場	対象	岐阜市 単	申込 方法
46	●		幼稚園教育課程研究協議会	幼稚園の教育課程の編成及び実施に伴う諸問題に関する専門的な講義や研究協議を通して、幼稚園教育の振興・充実に努める。 ※飛騨地区と共同開催	7/31(金)	在籍園又は総合教育センター	公立：全教員の3分の1程度 私立：各園2名程度(希望) 保育：各所2名程度(希望) (岐阜市含む) ※義務教育課程が企画		別途 連絡
		5002 01	岐阜地区小学校教育課程研究協議会(国語科)		7/24(金) PM	北方町立化学園	・岐阜教育事務所管内(岐阜市を除く)の小学校及び義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭及び常勤講師の3分の1程度とする。ただし、初任者研修対象者は除く。3年間(令和6年度～令和8年度)で全教員が受講するように計画的に実施する。 ・初任初年度、校長初年度の者は、管理職研修会への参加を希望とする。		
		5002 02	岐阜地区小学校教育課程研究協議会(社会科)		音楽科、図画工作科、家庭科について 7/27(月)AM	音楽科、図画工作科、家庭科については、大垣市立東中中学校が会場です。			
		5002 03	岐阜地区小学校教育課程研究協議会(算数科)						
		5002 04	岐阜地区小学校教育課程研究協議会(理科)						
		5002 05	岐阜地区小学校教育課程研究協議会(生活科)						
		5002 06	岐阜地区小学校教育課程研究協議会(音楽科)						
		5002 07	岐阜地区小学校教育課程研究協議会(図画工作科)						
		5002 08	岐阜地区小学校教育課程研究協議会(家庭科)						
47	●	5002 09	岐阜地区小学校教育課程研究協議会(体育科)	小学校学習指導要領の趣旨や内容を踏まえた具体的な指導の在り方について理解を深め、教育課程の実施に生かす。				◎	Plant
		5002 10	岐阜地区小学校教育課程研究協議会(外国語科・外国語活動)						
		5002 11	岐阜地区小学校教育課程研究協議会(特別支援教育)						
		5002 12	岐阜地区小学校教育課程研究協議会(特別の教科 道徳)						
		5002 13	岐阜地区小学校教育課程研究協議会(総合的な学習の時間)						
		5002 14	岐阜地区小学校教育課程研究協議会(特別活動)						
		5002 15	岐阜地区小学校教育課程研究協議会(管理職)						

通 番	講座番号	名称	内容	期日	会場	対象	岐阜市 単	申込 方法
48	5003 01	岐阜地区中学校教育課程研究協議会(国語科)	中学校学習指導要領の趣旨や内容を踏まえた具体的な指導の在り方について理解を深め、教育課程の実施に生かす。	7/24(金) AM	北方町立北学園 音楽科、図画工作科、技術・家庭科については、大垣市立東中学校が会場です。	・岐阜教育事務所管内(岐阜市を除く)の中学校及び義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭及び常勤講師の3分の1程度とする。ただし、初任者研修対象者は除く。3年間(令和6年度～令和8年度)で全教員が受講するように計画的に実施する。 ・教頭初年度、校長初年度の者は、管理職研修会への参加を希望とする。	◎	Plant
	5003 02	岐阜地区中学校教育課程研究協議会(社会科)						
	5003 03	岐阜地区中学校教育課程研究協議会(数学科)						
	5003 04	岐阜地区中学校教育課程研究協議会(理科)						
	5003 05	岐阜地区中学校教育課程研究協議会(音楽科)						
	5003 06	岐阜地区中学校教育課程研究協議会(美術科)						
	5003 07	岐阜地区中学校教育課程研究協議会(保健体育科)						
	5003 08	岐阜地区中学校教育課程研究協議会(技術・家庭科)						
	5003 09	岐阜地区中学校教育課程研究協議会(外国語科)						
	5003 10	岐阜地区中学校教育課程研究協議会(特別支援教育)						
	5003 11	岐阜地区中学校教育課程研究協議会(特別の教科 道徳)						
	5003 12	岐阜地区中学校教育課程研究協議会(総合的な学習の時間)						
	5003 13	岐阜地区中学校教育課程研究協議会(特別活動)						
	5003 14	岐阜地区中学校教育課程研究協議会(管理職)						
49	● 5004 00	へき地・複式教育研修会	へき地・複式学校における学校・学級経営並びに学習指導、生徒指導等について研究協議を行い、指導力の向上を図る。 ※西濃地区と共同開催	5/28(木)	開催要項参照	へき地、複式学校に初めて勤務する教員(志願)及び少人数指導について学びたい教員(希望)	◎	Plant
50	● 5005 00	人権教育幹部研修会(校長・副校長)	「岐阜県人権教育基本方針」に基づき、同和問題を重要な人権問題の一つとして捉え、正しい認識と理解を一層深めるとともに、様々な人権問題を解決できる実践力を高める人権教育推進の方途について徹底を図る。	5/13(水)PM	総合教育センター	校長・副校長(岐阜市以外)	◎	Plant
51	● 5006 00	人権教育幹部研修会(人権教育主任)	「岐阜県人権教育基本方針」に基づき、同和問題を重要な人権問題の一つとして捉え、正しい認識と理解を図る。	5/27(水)PM	総合教育センター	人権教育主任(岐阜市以外)	◎	Plant
52	● 5007 01	人権教育教員研修会(羽・各・二)	「岐阜県人権教育基本方針」に基づき、全教育活動を通じ、同和問題をはじめ様々な人権問題に対する認識力、自己啓発力、行動力を育成し、確かな人権意識を身に付ける教育活動の在り方について理解を深め、教員の資質・能力の向上を図る。	10/1(木)PM	各務原市立川島小学校	教員各1名(初任者、教務主任、人権教育主任は除く)；羽・各務原市・羽	◎	Plant
	● 5007 02	人権教育教員研修会(山・瑞・本・北)						
53		教科書無償給与事務連絡会	教科書無償給与事務について理解を図る。	2/25(木)	勤務校WEB研修	市町村教育委員会の担当者 小・中・義務教育学校の希望者		参加申込書

通 番	講座番号	名称	内容	期日	会場	対象	岐阜市 単	申込 方法
54	5008 01	講師研修会 1-① (国語)	<p>教職の基礎を固めるため、児童生徒理解や、学習指導等に関する基礎的・基本的な知識や技能を習得することで実践的指導力を高めるとともに、教育公務員としての使命感や学校組織の一員としての自覚を高める。</p> <p>※講師研修会 1-①と 1-②はいずれかを選択 (1-①と 1-②は同一の内容のため、学校の都合に合わせてどちらに参加するか決める。)</p> <p>※非常勤講師の参加は当該市町教育委員会の判断による。</p>	5/21 (木)	総合教育センター	<p>常勤講師で初任者研修及び当研修の未受講者 (志者)</p> <p>すでに受講済みで、参加を希望する常勤講師 (希望)</p>	◎	Plant
	5008 02	講師研修会 1-① (社会)						
	5008 03	講師研修会 1-① (算数・数学)						
	5008 04	講師研修会 1-① (理科)						
	5008 05	講師研修会 1-① (音楽)						
	5008 06	講師研修会 1-① (図画工作・美術)						
	5008 07	講師研修会 1-① (技術・家庭科)						
	5008 08	講師研修会 1-① (体育・保健体育)						
	5008 09	講師研修会 1-① (外国語活動・外国語)						
	5008 10	講師研修会 1-① (特別支援教育)						
55	5009 01	講師研修会 1-② (国語)	<p>教職の基礎を固めるため、児童生徒理解や、学習指導等に関する基礎的・基本的な知識や技能を習得することで実践的指導力を高めるとともに、教育公務員としての使命感や学校組織の一員としての自覚を高める。</p> <p>※講師研修会 1-①と 1-②はいずれかを選択 (1-①と 1-②は同一の内容のため、学校の都合に合わせてどちらに参加するか決める。)</p> <p>※非常勤講師の参加は当該市町教育委員会の判断による。</p>	5/29 (金)	総合教育センター	<p>常勤講師で初任者研修及び当研修の未受講者 (志者)</p> <p>すでに受講済みで、参加を希望する常勤講師 (希望)</p>	◎	Plant
	5009 02	講師研修会 1-② (社会)						
	5009 03	講師研修会 1-② (算数・数学)						
	5009 04	講師研修会 1-② (理科)						
	5009 05	講師研修会 1-② (音楽)						
	5009 06	講師研修会 1-② (図画工作・美術)						
	5009 07	講師研修会 1-② (技術・家庭科)						
	5009 08	講師研修会 1-② (体育・保健体育)						
	5009 09	講師研修会 1-② (外国語活動・外国語)						
	5009 10	講師研修会 1-② (特別支援教育)						

通 覧 表	講座番号	名称	内容	期日	会場	対象	岐阜市 単	申込 方法	
	5010 01	講師研修会 2-0-1 (国語)	<p>教職の基礎を固めるため、児童生徒理解や、学習指導等に関する基礎的・基本的な知識や技能を習得することで実践的指導力を高めるとともに、教育公務員としての使命感や学校組織の一員としての自覚を高める。</p> <p>※講師研修会2-0-1と2-0-2は同一の内容のため、学校の都合に合わせてどちらに参加するか決める。(2-0-1と2-0-2は同一の内容のため、学校の都合に合わせてどちらに参加するか決める。)</p> <p>※非常勤講師の参加は当該市町教育委員会の判断による。</p>	10/22 (木) AM ※残りの半日は、岐阜教育事務所指定研修校の公開会に参加する。	10/22 (木) AM 総合教育センター 半日：岐阜教育事務所指定研修校	常勤講師で初任者研修及び当研修の未受講者 (※音)			
	5010 02	講師研修会 2-0-1 (社会)							
	5010 03	講師研修会 2-0-1 (算数・数学)							
	5010 04	講師研修会 2-0-1 (理科)							
	5010 05	講師研修会 2-0-1 (音楽)							
	5010 06	講師研修会 2-0-1 (図画工作・美術)							
56	5010 07	講師研修会 2-0-1 (技術・家庭科)						◎	Plant
	5010 08	講師研修会 2-0-1 (体育・保健体育)							
	5010 09	講師研修会 2-0-1 (外国語活動・外国語)							
	5010 10	講師研修会 2-0-1 (特別支援教育)							
	5011 01	講師研修会 2-0-2 (国語)	<p>教職の基礎を固めるため、児童生徒理解や、学習指導等に関する基礎的・基本的な知識や技能を習得することで実践的指導力を高めるとともに、教育公務員としての使命感や学校組織の一員としての自覚を高める。</p> <p>※講師研修会2-0-1と2-0-2は同一の内容のため、学校の都合に合わせてどちらに参加するか決める。(2-0-1と2-0-2は同一の内容のため、学校の都合に合わせてどちらに参加するか決める。)</p> <p>※非常勤講師の参加は当該市町教育委員会の判断による。</p>	10/28 (水) AM ※残りの半日は、岐阜教育事務所指定研修校の公開会に参加する。	10/28 (水) AM 総合教育センター 半日：岐阜教育事務所指定研修校	常勤講師で初任者研修及び当研修の未受講者 (※音)			
	5011 02	講師研修会 2-0-2 (社会)							
	5011 03	講師研修会 2-0-2 (算数・数学)							
	5011 04	講師研修会 2-0-2 (理科)							
	5011 05	講師研修会 2-0-2 (音楽)							
	5011 06	講師研修会 2-0-2 (図画工作・美術)							
57	5011 07	講師研修会 2-0-2 (技術・家庭科)						◎	Plant
	5011 08	講師研修会 2-0-2 (体育・保健体育)							
	5011 09	講師研修会 2-0-2 (外国語活動・外国語)							
	5011 10	講師研修会 2-0-2 (特別支援教育)							
	5012 01	小学校体力向上マナネジメント指導者講習会 (岐阜市)	<p>各運動種目の効果的な指導の在り方について研修する。</p> <p>※小学校の小規模校において参加が困難な場合は、近隣の参加者を講師に招いた伝達講習が実施可能な場合は参加を考慮する。</p>	7/29 (水) PM	岐阜市教育研究所 体育館	小・義務教育学校(前期課程)の体力向上のマナネジメントができる教員各校1名		Plant	
58	5012 02	小学校体力向上マナネジメント指導者講習会 (岐阜市以外)			7/28 (火) AM	岐阜市立北小学校	小・義務教育学校(前期課程)の体力向上のマナネジメントができる教員各校1名		Plant
59	5013 00	中学校体力向上マナネジメント指導者講習会 (岐阜地区すべて)	R8の実施はありません						
60	5014 00	学校安全講習会	生徒安全・災害安全(防災)・交通安全の安全管理・安全管理の危機管理対応の内容について研修する。	5/27(水)	勤務校WEB型研修	幼・小・中・義務教育学校の教頭又は安全担当者各校1名(※音)		Plant	
61	5015 00	学校保健講習会 (岐阜地区すべて)	健康教育の現状と新たな課題を踏まえ、養護教諭の専門性及び求められる資質・指導力の向上、学校が家庭や地域との関係構築等と連携して課題解決にあたるためのコーディネーターとしての役割について研修する。	6/17 (水)	本巣市市民文化ホール	小・中・義務教育学校の養護教諭		Plant	
62	5017 00	小・中・義務教育学校新任生徒指導専任者講習会	生徒指導専任者としての職務、いじめや不登校等の未然防止、早期発見、早期対応の在り方について研修する。	5/14(木) (続けて下記【501800】を実施)	総合教育センター	小・中・義務教育学校の新任生徒指導主任(小・中ともに生徒指導主任経験のない者)、(岐阜市含む) ※上記【501800】も一緒に申し込む。		Plant	
63	5018 00	小・中・義務教育学校生徒指導専任者講習会	生徒指導専任者としての職務の理解と管内におけるいじめや不登校の未然防止に係る取組について事例や演習等を通して研修する。	5/14(木) (上記【501700】の後に実施)	新任生徒指導主任・総合教育センター 新任以外の生徒指導主任・勤務校WEB型研修	小・中・義務教育学校の生徒指導主任(岐阜市含む)		Plant	
64	5019 00	スクールカウンセラー等連絡協議会兼設置校連絡会	校中の教育相談体制の充実や教職員の教育相談に関する資質向上を図るための校内研修の在り方等について、スクールカウンセラー等の専門的な活用という観点から研修する。	4/21(火)	総合教育センター	S・C、S相及び小・中・義務教育学校の教育相談コーディネーター(岐阜市含む)		Plant ※SC、S相は申込不要	

通番	講座番号	名称	内容	期日	会場	対象	岐阜市 県	申込み 方法
65		生徒指導・教育相談担当者 会	岐阜地区内各学校の生徒指導、不登校対策実地に向けての支援の在り方について検討する。	4/13(月)AM 6/19(金)AM 10/30(金)AM 1/28(木)AM	総合教育センター	市町教育委員会、エールギィの生徒指導担当者、教育相談担当者及び不登校対策担当者	岐阜市	申込み 不要
66	● 5020 00	岐阜地区主幹教諭研修会	主幹教諭としての専門性を高めるとともに、教育の今日的な課題に関する研修を深め、資質の向上を図る。	4/30(木)AM 9/25(金)PM 12/10(木)PM	総合教育センター	主幹教諭(岐阜市含む)		Plant
67	● 5021 00	岐阜地区指導教諭研修会	指導教諭としての専門性を高めるとともに、教育の今日的な課題に関する研修を深め、資質の向上を図る。	5/28(金)PM 1/28(木)PM	総合教育センター	指導教諭(岐阜市含む)		Plant
68		岐阜地区幼・小・中・義務・高等学校生徒指導連携強化委員会・家庭教育推進協議会	幼・小・中・義務・高等学校の生徒指導の連携、地域ぐるみの生徒指導や家庭教育の充実について研究協議する。	6/30(火)PM 10/26(月)PM	瑞穂市立東南中学校 岐阜県立加納高等学校	郡市生徒指導連携強化委員会会長6名、郡市担当、P・A・青少年育成団体代表者、関係審判員、市町教育委員会の生徒指導、家庭教育各担当者		申込み 不要
69		教育支援地区研究協議会	特別支援教育に対する具体的な理解、感がある子ども及びその保護者に対する就学相談、就学指導等の進め方や、教育支援の体制づくりについて協議する。	5/26(火) 9/24(木)	総合教育センター	市町村教育委員会の教育支援担当者		参加 申込書
70		地域連携ネットワーク会議	岐阜地区における特別支援教育の体制整備のための関係諸機関の連携の在り方を協議する。	9/24(木)	総合教育センター	教育事務所長が委託した教育機関等の代表者及び市町教育委員会の特別支援教育担当者		参加 申込書
71		岐阜地区特別支援教育連携協議会	岐阜地区における特別支援教育の体制整備のための関係諸機関の連携の在り方を協議する。	7/14(火)	総合教育センター	教育事務所長が委託した福祉、医療、労働、教育機関等の代表者及び市町教育委員会の特別支援教育担当者		参加 申込書
72		岐阜地区地域・家庭・学校の連携による教育力向上研究会	次世代の地域の担い手である子どもたちに豊かな人間性を育むため、地域・家庭・学校の関係者が集い、共に学び、共に考えることで連携を図り、地域の教育力向上をめざして研修する。	7/30(木)PM	各務原市産業文化センター	社会教育委員、公民館主事、青少年育成推進員等の社会教育関係者、社会教育担当行政職員、中町教育委員会事務協議会委員、P・T・A、教職員、学校運営協議会委員、大学生ボランティア等		参加 申込書 (県民生活課)
73		岐阜地区社会教育委員・公民館関係者等合同研修会	「地域の教育力向上」の中心的役割を担う社会教育委員や公民館関係者等の連携強化と資質向上を図る研修会を開催し、学校を核とした地域づくりを推進する。	11/12(木)PM	笠原市中央公民館	社会教育委員、公民館主事、社会教育担当行政職員、等		参加 申込書 (県民生活課)
74	●	家庭教育学級リーダー研修会(幼・保)	学びのある家庭教育学級を目指し、内容や運営方法について他校の実践等から学び、家庭教育学級担当者としての資質向上を図る。	5/13(水)AM	勤務校WEB研修	幼・保家庭教育学級担当者、P・T・A家庭教育学級リーダー、市町村教育委員会の担当者		参加 申込書 (県民生活課)
75	●	家庭教育学級リーダー研修会(小学校)	学びのある家庭教育学級を目指し、内容や運営方法について他校の実践等から学び、家庭教育学級担当者としての資質向上を図る。	5/15(金)AM	勤務校WEB研修	小学校家庭教育学級担当者、P・T・A家庭教育学級リーダー、市町村教育委員会の担当者		参加 申込書 (県民生活課)
76	●	家庭教育学級リーダー研修会(中学校)	学びのある家庭教育学級を目指し、内容や運営方法について他校の実践等から学び、家庭教育学級担当者としての資質向上を図る。	5/14(木)PM	勤務校WEB研修	中学校家庭教育学級担当者、P・T・A家庭教育学級リーダー、市町村教育委員会の担当者		参加 申込書 (県民生活課)
77		岐阜県青少年美術展少年部(岐阜地区)	青少年への美術の普及、創造的表現力の開発を目指し、広く県全域から作品を公募し、一般に公開する。 ①作品受付(小・義務・個人・塾) ②作品受付(幼児、認定こども園・中) ③一次選定委員会 ④作品返却	07/27(水) 07/28(木) 08/4(火) 08/23(木)	総合教育センター	県内に在住又は県内の小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校(小・中学校)、幼稚園(保育園)認定こども園等に在籍する児童生徒(令和8年4月1日現在3歳以上)		参加 申込書 (文化広課)
78		岐阜地区社会教育担当者研修会	社会教育の振興充実に向けて、市町の実践状況の交流や、社会教育及び学校教育の今日的な課題の研修により、担当者の資質向上を図る。	04/22(火)AM 06/18(木)AM 07/30(木)PM 10/15(木)AM 12/10(木)AM 02/18(木)AM	総合教育センター等	各市町教育委員会 別添の社会教育担当者		参加 申込書 (県民生活課)
79	●	初任者研修実施校長等連絡協議会	初任者研修実施校に対して、研修の目的及び内容及び内容を知るとともに、実施校相互の連携及び情報交換等により、初任者研修の円滑かつ効果的な実施を図る。	資料送付のみ 04/9(水)PM 08/31(月)PM	勤務校	初任者研修実施校の校長	◎	参加 申込書
80	●	初任者研修実施校指導教員等連絡協議会	初任者研修実施校の拠点校指導教員及び校内指導教員に対して、初任者研修制度による研修内容や方法等の徹底を図るとともに、実施校の連携及び情報交換により、初任者研修の円滑かつ効果的な実施を目指す。 ※年間2回実施	04/9(水)PM 08/31(月)PM	①勤務校WEB研修 ②総合教育センター	拠点校指導教員、初任者指導教員(名教1人)、関係市町教育委員会初任者研修担当者	◎	参加 申込書
81	●	人事評価 評価者研修会	別途送付の実施要項による。	5/7(木)AM	総合教育センター	新任管理職(初めて人事評価を行う新任校長、新任教頭)(岐阜市含む)		申込み 不要
82	●	岐阜地区事務職員研修会	別途送付の実施要項による。	6/24(水)PM 9/30(水)PM	総合教育センター	市町立小・中・義務・特別支援学校事務職員(岐阜市含む)		申込み 不要

令和8年度 初任者研修(小・中・義) 校外研修年間実施計画書

日教	期日	研修	主管	会場	内容
1	4月 28日 (火)	第1回 センター研修		各勤務校(オンライン)	・服務・危機管理・児童生徒理解・人権教育 等
2	5月 19日 (火)	授業づくり研修①	岐阜教育事務所	各会場校及び岐阜県総合教育センター	・教科等の授業参観と研究会 等
3	6月 9日 (火)	第2回 センター研修	教育研修課	岐阜県総合教育センター	・特別支援教育・特別活動・タイムマネジメント・教科別研修・地域探検活動について、人間関係づくり等 国語(小中)、理科(小中)、外国語活動・外国語(小中)、音楽(小中)
	6月 16日 (火)	第2回 センター研修	教育研修課	岐阜県総合教育センター	・特別支援教育・特別活動・タイムマネジメント・教科別研修・地域探検活動について、人間関係づくり等 算数・数学(小中)、社会(小中)、体育・保健体育(小中)、図工・美術(小中)、技術(中)、家庭科(小中)
4	7月 14日 (火)	第3回 センター研修	教育研修課	各勤務校(オンライン)	・地域探検活動の工夫改善、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、メンタルヘルス、教科別研修等
	7月 27日 (月)	1G センター研修	教育研修課	岐阜県総合教育センター	・教科指導力向上のための研修 1G 国語(小)、数学(中)
5	7月 28日 (火)	2G センター研修	教育研修課	午前 総合教育センター 午後 ONBEふじ産大アリーナ	・教科指導力向上のための研修 2G 体育・保健体育(小中)
	7月 29日 (水)	3G センター研修	教育研修課	岐阜県総合教育センター	・教科指導力向上のための研修 2G 社会(小)、理科(小中)
6	7月 30日 (木)	4G センター研修	教育研修課	岐阜県総合教育センター	・教科指導力向上のための研修 3G 外国語活動・外国語(小中)、社会(中)、音楽(小中)、図工・美術(小中)、技術(中)、家庭科(小中)
	10月 20日 (火)	授業づくり研修②	岐阜教育事務所	各会場校及び岐阜県総合教育センター	・教科等の授業参観と研究会 等
7	1月 19日 (火)	授業づくり研修③	教育研修課	各会場校及び岐阜県総合教育センター	・教科等の授業参観と研究会・自己研修課題の振り返り 等
8	2月 16日 (火)	第5回 センター研修	教育研修課	岐阜県総合教育センター	・教育相談・学校における情報モラル教育 等
9	月 日 (火)	連携校研修①	連携校 拠点校指導教員	初任者在勤校	
10	月 日 (火)	連携校研修②			
11	月 日 (火)	連携校研修③			
12	月 日 (火)	連携校研修④			
13	月 日 (火)	地域研修①	市町教育委員会	市町の会場	・地域の理解及び地域連携についての研修
14	月 日 (火)	地域研修②			

期日	名称	会場	対象
□ 4月 9日 ~	初任者研修実施校長等連絡協議会(初任連)	資料送付のみ	・初任者研修実施校の校長
□ 4月 9日 (木)	初任者研修実施校指導教員等連絡協議会(初指連)①	在勤校(Web会議)	・拠点校指導教員、校内指導教員(各校1人)、及び関係市町教育委員会初任者研修担当者
□ 8月 3日 (月)	初任者研修実施校指導教員等連絡協議会(初指連)②	県総合教育センター	

下記の研修事業については、別途実施要項を配付します。参加者の申し込みについては、後日、連絡します。

1 主任層研修

研修事業名	対 象	期 日	研修内容	会 場
学校経営研修会	市町教委の推薦を受けた者	7月31日(金)	講話 法令研修 事例研修 等	県総合教育センター

2 評価者研修

研修事業名	対 象	期 日	研修内容	会 場
人事評価 評価者研修会	新任管理職 (初めて人事評価 を行う新任校長・ 新任教頭)	5月7日(木)	人事評価に係る 評価者研修等	県総合教育センター

3 事務職員研修

研修事業名	対 象	期 日	研修内容	会 場
学校事務職員 3年目研修	該当者	8月24日(月)	講話 実技指導 問題演習等	県総合教育センター
		11月25日(水)	講話 実技指導 問題演習等	県総合教育センター
岐阜地区事務職員 研修会	事務職員	6月24日(水)	講話 実技指導等	県総合教育センター
		9月30日(水)	講話 実技指導等	県総合教育センター
岐阜地区 共同学校事務室 統括室長等連絡会	統括室長等	年3回程度を予定	講話 情報交流	県総合教育センター

令和8年度 研修事業について

岐阜教育事務所

1 研修事業の概要

【目指す姿】 自ら学び続ける教職員

【基本方針】 指標に基づき、教職員が自らキャリアアップを図る研修の充実
—岐阜県「教員のキャリアステージ」における資質の向上に関する指標と研修履歴の活用—

【重点】 ①新たな研修プログラムによる自己の課題の明確化と主体性の向上
②今日的な教育課題に関する講座の充実における対応力の向上
③個別最適な学びと協働的な学びによる実践的指導力の向上

「新たな研修プログラム」とは

- ・各学校で行う校内研修、教育委員会が主催する研修において、PDCAサイクルで常に改善を図っていくことでよりよい研修プログラムを構築すること
- ・探究型、寄り添い型、往還型の研修等、これからの時代を生き抜く力を育成するために、新しい研修観に基づいたよりよい研修プログラムを構築すること

2 研修事業の留意点

- 令和7年度より、「全国教員研修プラットフォーム (Plant)」を利用して、研修を行うようになったため、研修申込方法を変更した。申込方法の詳細は、別途マニュアル「教職員研修計画 2026」を確認する。
- 研修の主催者によって、講座番号が変わる。

講座番号	研修主催者
1 ※※※※※	岐阜県教育委員会 教育研修課 (基本研修 経年研修) ※一部 岐阜教育事務所主催の日時あり
2 ※※※※※	岐阜県教育委員会 教育研修課 (選択研修)
3 ※※※※※	岐阜県教育委員会 教育研修課 (連携研修)
4 0 ※※※※※	岐阜県教育委員会 義務教育課
4 2 ※※※※※	岐阜県教育委員会 特別支援教育課
4 3 ※※※※※	岐阜県教育委員会 体育健康課
4 4 ※※※※※	岐阜県教育委員会 学校安全課
5 ※※※※※	岐阜教育事務所
6 ※※※※※	岐阜市教育委員会
7 0 1 ※※※	羽島市教育委員会
7 0 2 ※※※	各務原市教育委員会
7 0 3 ※※※	山県市教育委員会
7 0 4 ※※※	瑞穂市教育委員会
7 0 5 ※※※	本巣市教育委員会
7 0 6 ※※※	羽島郡二町教育委員会
7 0 7 ※※※	北方町教育委員会

詳しくは「研修講座2026」「令和8年度岐阜教育事務所研修事業一覧表」を参考に、確認する。

- 管理職との期首面談を経て、受講研修を決定する。
- 今年度も引き続き、集合型研修、WEB型研修による研修が行われるため、必ず受講日の数日前に、開催要項にて、受講方法等を確認する。

3 研修事業の変更点等

① 基礎形成研修の校内研修について

・令和8年度から指導・助言者は校長が認めた講師とする。

(令和7年度までは、岐阜県教育委員会及び岐阜市教育委員会の指導主事)

② 抽選日の区分の設置

期首面談後も申し込みが可能となるよう、全ての悉皆研修及び8月31日までの実施分をA、それ以降をBと区分した。

申込期間 区分A…令和8年4月8日(水)から令和8年4月17日(金)

区分B…令和8年4月8日(水)から令和8年7月3日(金)

※全国教員研修プラットフォーム(Plant)の年度更新処理の関係で、4月8日(水)より前に申込はできません。

※令和8年4月10日(金)までに申し込む研修講座

・新任校長研修 ・新任教頭研修 ・新任主幹教諭研修 ・新任指導教諭研修 ・初任者研修

③ 新規講座(教職員研修計画2026の一覧表で研修番号の前に☆が付いているもの)

講座番号	講座名	概要
200500	重点講話⑤ 非認知能力の育成	「非認知能力とはどのようなものなのか?」、「非認知能力はなぜ重要なのか?」、「どのようにすれば非認知能力を伸ばすことができるのか?」などの視点から講演を聞き、これからの子どもたちに必要な力として関心が集まっている非認知能力育成のための具体的な手立てについて学ぶ。
212500	ステージアップ講座(小・義・特 特別の教科道徳)	道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てるために、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める授業づくりのポイントについて、実践交流と演習を中心に考える。
214100	ステージアップ講座(中・義・特 特別の教科道徳)	道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てるために、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める授業づくりのポイントについて、実践交流と演習を中心に考える。
216201	特別の教科 道徳 研究講座(指導法編)	特別の教科 道徳の指導方法について、学習指導要領をもとに多様な指導方法を追究するためのポイントを学ぶ。
216202	特別の教科 道徳 研究講座(解説編)	
217300	科学教育シンポジウム	各校種による研究発表、専門講師による講演、受講者同士の意見交換を通じて、科学教育の実践的な知見を深め、授業改善と指導力向上を図る。 【217100 理科実践講座(小中義 理科)と217200 理科教育講座(高理科)の受講者は本研修を受講してください。】
231200	学校防災力向上講座 タイムライン作成初級編	気象災害の発生に備えて、発災時に団体や個人がどのような行動をとるのかを時系列で整理したタイムラインを作成し、その活用方法を講義と演習から学ぶ。
420800	発達障がい支援担当教員養成事業 指導力アップ研修 ～明日からの通級の授業に生きる ノウハウ～	通級指導教室実践者から様々な事例に応じた具体的な指導方法を学び、通級指導教室担当者の指導力向上を図る。
430900	「運動好き・体育好きを育てる」授業づくり講座(小・中・義 体育・保健体育)指導主事が指導案づくりからサポートします!	今年度、学校の研究会・各市町村教育研究会授業公開等を控えている先生方を対象に「体育好きな児童生徒を育てる授業をしたいが、指導計画の立案について一緒に考えてほしい」「指導案をどう書いたらいいかわからないので教えてほしい」という悩みを解消します。 1回目:オンラインで先生方のニーズを把握し、指導案の書き方をお伝えします。 2回目:参集型で先生方の作成した指導計画を受講者とともに交流しながら練り上げます。 3回目:受講者の中から授業提供者を募り、その授業提供校で授業実践及び授業参観を行います。 4回目:まとめとして授業実践を振り返り、指導計画を修正してHPに実践事例として紹介する準備をします。

令和8年度 岐阜地区 小学校教育課程研究協議会 実施要項

岐阜教育事務所

1 目的

- ・小学校学習指導要領の趣旨や内容を踏まえた具体的な指導の在り方について理解を深め、教育課程の実施に生かす。

2 主催

- ・岐阜教育事務所、羽島市教育委員会、各務原市教育委員会、山県市教育委員会、瑞穂市教育委員会、本巣市教育委員会、羽島郡二町教育委員会、北方町教育委員会

3 受講者

- ・岐阜教育事務所管内（岐阜市を除く）の小学校及び義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭及び常勤講師の3分の1程度とする。ただし、初任者研修対象者は除く。3年間（令和6年度～令和8年度）で全教員が受講するように計画的に実施する。
- ・教頭初年度、副校長初年度、校長初年度の者は、管理職部会への参加を悉皆とする。

4 開設する部会（15部会）

- ・国語科、社会科、算数科、理科、生活科、音楽科、図画工作科、家庭科、体育科、外国語科・外国語活動、特別支援教育、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動、管理職

※音楽科、図画工作科、家庭科については、西濃地区と合同開催とする。（会場は西濃地区）
 開催日：令和8年7月27日（月）午前8時50分～11時50分
 会場：大垣市立東中学校
 詳細は、西濃地区の実施要項を参照すること。

5 内容

- ・全体主題に基づいて、部会ごとに実践協議を行う。

<全体主題> 指導と評価の一体化を核とした授業改善・学習改善の在り方
 自立した学習者の育成に向けて、「自分で考え、自分から取り組む授業」
 ～「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実～

6 開催方法

- ・集合型 半日（3時間）開催とする。

7 会場

- ・北方町立北学園
 〒501-0431 本巣郡北方町北方1367-1

8 開催日及び日程（案）

- ・令和8年7月24日（金）午後1時30分～4時30分

1:00	1:30	2:00	2:15		4:20	4:30
受付	全体会30分	移動 15分	研究協議（休憩含む）2時間5分		振り 返り	

9 事前課題について（管理職部会を除く）

- ・事前にオンデマンドで動画を視聴したうえで、「指導と評価の一体化を核とした授業改善・学習改善の在り方 自立した学習者の育成に向けて、「自分で考え、自分から取り組む授業」～「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実～」の具現につながる実践資料A4 1枚を準備してください。※昨年度までの実践も可
- ・実践交流の際には、資料（使用したワークシートや板書の写真、活動の様子等の動画）を補助資料として用いて説明してもよい。（児童生徒の個人情報に配慮する）
- ・管理職部会においては、学校経営に係る管理能力の向上、喫緊の課題解決等のために、討議・交流を行う。実践資料は不要。
- ・オンデマンドの視聴については、岐阜教育事務所のホームページにアップロード予定。（後日連絡）
- ・実践資料の部数等は、7月上旬に送付する「事務連絡」を参照する。

※音楽科、図画工作科、家庭科部会は、西濃地区の実施要項を参照すること。

10 受講に必要な資料について

- ①実践資料（9 事前課題についてを参照）
 - ②当該教科等の「小学校学習指導要領（平成29年告示）解説」
 - ③特別支援教育部会の受講者は、「特別支援学校学習指導要領 解説 各教科等編（小学部・中学部）平成30年3月」及び「特別支援学校学習指導要領（平成29年告示）解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）平成30年3月」
 - ④当該教科等の『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」（国立教育政策研究所教育課程研究センター 令和2年3月）
 - ⑤教育事務所が作成した資料（教科によって、資料の有無が異なる）
- ※②～⑤の資料については、紙媒体、データのどちらでもよい。なお、②③の資料は文部科学省HP、④の資料は国立教育政策研究所教育課程研究センターHPからダウンロードすることができる。⑤の資料については、開催日の3日前までに、「全国教員研修プラットフォーム（Plant）」の当該研修のページに掲載するため、各自で確認する。

11 気象警報発表時の対応について

研究協議会開始2時間前までに、開催市町の気象警報が全て解除された場合	研究協議会を実施
研究協議会開始2時間前までに、開催市町の気象警報が全て解除されていない場合	研究協議会を中止
参加者の勤務する学校がある市町、または開催市町に向かう経路上の市町に気象警報が発表されている場合	所属長の指示を受け、出欠を判断
今後、気象警報が発表される見込みがある場合	

※南海トラフ地震臨時情報が発表された場合も、気象警報発表時と同様の対応となる。

12 欠席、遅刻連絡等について

- 事前に受講できないことが明らかになった場合及び当日の欠席、遅刻等について
- ・欠席、遅刻等分かった段階で、学校の管理職から直接、岐阜教育事務所教育支援課に電話連絡をし、回答フォームより回答する。

岐阜教育事務所 教育支援課 058-278-3057

13 その他

- ・特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動については、3年間（令和6年度～令和8年度）で各学校1名が計画的に受講することとし、その計画書（後日依頼）も提出すること。（小規模校において、学校間で連携を取り、補完ができるようであれば、その限りではない。）

音楽科、図画工作科、家庭科を受講される方は、「全国教員研修プラットフォーム（Plant）」で申し込む際に、岐阜地区の教育課程研究協議会に申し込みをしてください。

令和8年度 岐阜地区 中学校教育課程研究協議会 実施要項

岐阜教育事務所

- 1 目的
 - ・中学校学習指導要領の趣旨や内容を踏まえた具体的な指導の在り方について理解を深め、教育課程の実施に生かす。
- 2 主催
 - ・岐阜教育事務所、羽島市教育委員会、各務原市教育委員会、山県市教育委員会、瑞穂市教育委員会、本巣市教育委員会、羽島郡二町教育委員会、北方町教育委員会
- 3 受講者
 - ・岐阜教育事務所管内（岐阜市を除く）の中学校及び義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭及び常勤講師の3分の1程度とする。ただし、初任者研修対象者は除く。3年間（令和6年度～令和8年度）で全教員が受講するように計画的に実施する。
 - ・教頭初年度、副校長初年度、校長初年度の者は、管理職部会への参加を悉皆とする。
- 4 開設する部会（14部会）
 - ・国語科、社会科、数学科、理科、音楽科、美術科、保健体育科、技術・家庭科、外国語科、特別支援教育、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動、管理職

※音楽科、美術科、技術・家庭科については、西濃地区と合同開催とする。（会場は西濃地区）
 開催日：令和8年7月27日（月）午後1時20分～4時20分
 会場：大垣市立東中学校
 詳細は、西濃地区の資料を参照すること。
- 5 内容
 - ・全体主題に基づいて、部会ごとに実践協議を行う。

<全体主題> 指導と評価の一体化を核とした授業改善・学習改善の在り方
 自立した学習者の育成に向けて、「自分で考え、自分から取り組む授業」
 ～「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実～
- 6 開催方法
 - ・集合型 半日（3時間）開催とする。
- 7 会場
 - ・北方町立北学園
 〒501-0431 本巣郡北方町北方1367-1
- 8 開催日及び日程（案）
 - ・令和8年7月24日（金）午前8時45分～11時45分

8:15	8:45	9:15	9:30		11:35	11:45
受付	全体会30分	移動 15分	研究協議（休憩含む）2時間5分		振り 返り	

9 事前課題について（管理職部会を除く）

- ・事前にオンデマンドで動画を視聴したうえで、「指導と評価の一体化を核とした授業改善・学習改善の在り方 自立した学習者の育成に向けて、「自分で考え、自分から取り組む授業」～「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実～」の具現につながる実践資料A4 1枚を準備してください。※昨年度までの実践も可
- ・実践交流の際には、資料（使用したワークシートや板書の写真、活動の様子等の動画）を補助資料として用いて説明してもよい。（児童生徒の個人情報に配慮する）
- ・管理職部会においては、学校経営に係る管理能力の向上、喫緊の課題解決等のために、討議・交流を行う。実践資料は不要。
- ・オンデマンドの視聴については、岐阜教育事務所のホームページにアップロード予定。（後日連絡）
- ・実践資料の部数等は、7月上旬に送付する「事務連絡」を参照する。

※音楽科、美術科、技術・家庭科部会は、西濃地区の実施要項を参照すること。

10 受講に必要な資料について

- ①実践資料（9 事前課題についてを参照）
 - ②当該教科等の「中学校学習指導要領（平成29年告示）解説」
 - ③特別支援教育部会の受講者は、「特別支援学校学習指導要領 解説 各教科等編（小学部・中学部）平成30年3月」及び「特別支援学校学習指導要領（平成29年告示）解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）平成30年3月」
 - ④当該教科等の『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」（国立教育政策研究所教育課程研究センター 令和2年3月）
 - ⑤教育事務所が作成した資料（教科によって、資料の有無が異なる）
- ※②～⑤の資料については、紙媒体、データのどちらでもよい。なお、②③の資料は文部科学省HP、④の資料は国立教育政策研究所教育課程研究センターHPからダウンロードすることができる。⑤の資料については、開催日の3日前までに、「全国教員研修プラットフォーム（Plant）」の当該研修のページに掲載するため、各自で確認する。

11 気象警報発表時の対応について

研究協議会開始2時間前までに、開催市町の気象警報が全て解除された場合	研究協議会を実施
研究協議会開始2時間前までに、開催市町の気象警報が全て解除されていない場合	研究協議会を中止
参加者の勤務する学校がある市町、または開催市町に向かう経路上の市町に気象警報が発表されている場合	所属長の指示を受け、出欠を判断
今後、気象警報が発表される見込みがある場合	

※南海トラフ地震臨時情報が発表された場合も、気象警報発表時と同様の対応となる。

12 欠席、遅刻連絡等について

- 事前に受講できないことが明らかになった場合及び当日の欠席、遅刻等について
- ・欠席、遅刻等分かった段階で、学校の管理職から直接、岐阜教育事務所教育支援課に電話連絡をし、回答フォームより回答する。

岐阜教育事務所 教育支援課 058-278-3057

13 その他

- ・特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動については、3年間（令和6年度～令和8年度）で各学校1名が計画的に受講することとし、その計画書（後日依頼）も提出すること。（小規模校において、学校間で連携を取り、補完ができるようであれば、その限りではない。）

音楽科、美術科、技術・家庭科を受講される方は、「全国教員研修プラットフォーム（Plant）」で申し込む際に、岐阜地区の教育課程研究協議会に申し込みをしてください。

研修にかかわる補足説明（欠席、遅刻、早退等の対応）

岐阜教育事務所

欠席、遅刻、早退の対応について

- ・ 事前に分かっている場合の届け出は、原則1週間前までとする。
- ・ 実施日の事故等、緊急の場合は、早急に、以下の手続きをする。

(1) 欠席等の連絡方法について

関係連絡先	電話番号
ア 岐阜県教育委員会 教育研修課	058-271-3450
イ 岐阜県教育委員会 義務教育課	058-272-8749
ウ 岐阜県教育委員会 特別支援教育課	058-272-8751
エ 岐阜県教育委員会 体育健康課	058-272-8768
オ 岐阜県教育委員会 学校安全課	058-272-8853
カ 岐阜教育事務所	058-278-3057

● 「ア 岐阜県教育委員会 教育研修課」「カ 岐阜教育事務所」の研修

① 管理職に報告し、管理職から教育研修課または、岐阜教育事務所に電話連絡をする。

② 電話連絡後、管理職が指定のフォームに情報を入力する。

- ・ 認証キー ※ 管理職止め
- ・ 欠席、遅刻・早退の選択
- ・ 学校名、入力者氏名
- ・ 受講者氏名
- ・ 講座番号（半角数字で入力）
- ・ 講座名
- ・ 欠席、遅刻・早退の日の入力
- ・ 理由の入力



教育研修課



岐阜教育事務所

● 「イ 岐阜県教育委員会 義務教育課」～「オ 岐阜県教育委員会 学校安全課」の研修

① 電話連絡の後、指定の方法で手続きをする。

(2) 気象警報発表時の対応について

※岐阜教育事務所が主催する研修事業に限る。

①研修開始時刻2時間前までに、研修会場がある市町の気象警報が全て解除された場合	研修を実施する
②研修開始時刻2時間前に、研修会場がある市町に気象警報が発表されている場合	研修を中止する ※代替研修を実施する場合は、後日、市町教育委員会を通して連絡される。
③研修者の所属している学校や園等のある市町に気象警報が発表されている場合	所属長の指導を受け、出欠を判断する ※欠席、遅刻の場合は、「1」の対応をする。

※岐阜県総合教育センターが主催する研修事業については、HPで確認する。



学校事故等の報告要領

学校安全課

【学校の対応】

(1) 報告しなければならない事故

<ul style="list-style-type: none"> ○ 死亡事故、死亡のおそれのある事故 ○ 傷害の程度の重い事故（概ね骨折以上） ○ 頭部の事故、頭部の打撲や目や歯に関わるもの ○ 損害賠償責任が発生する（安全配慮義務違反）おそれがある事故 ○ 本人・相手が救急搬送されたもの（「加害」となった場合も含む） ○ 学校管理下（部活動を含む）の熱中症による救急搬送 ○ 学校管理下のアレルギー症状（疑いを含む）※<u>体育健康課へ報告をお願いします。</u> ○ AED使用時 ○ その他 校長が報告を必要と認める事故
--

(2) 報告の手順

①第一報	事故後すみやかに、別紙【様式1-1】（熱中症は【様式1-2】）を、市町村(組合)教育委員会へ、電子メールで送信し、電話で確認する。 「1 報告種別」の「□第1報」の口を■または☑とし、表面に必要事項を記入する。	○「電子メールで送信してから電話連絡」を原則とする。 ※ただし、命に係わる重大事故や、やむなく校外から第一報を電話連絡する場合などは、この限りでない。 ○事故の状況等については、事実のみを具体的に記載することとし、推測や憶測を記載しないこと。 ○けがの程度によって、関係者から「命に別状なし」と伝えられることが多いが、それが 医師の判断であるかどうか を必ず確認すること。
②続報（追記）	必要に応じ、新しい情報を第一報に書き加え、電子メールで提出する。 「1 報告種別」の「□続報第 報」を報告回数に応じ、「■続報 第〇報」または「☑ 続報第〇報」と記入すること。	○けがの程度によって、関係者から「命に別状なし」と伝えられることが多いが、それが 医師の判断であるかどうか を必ず確認すること。
③基本調査実施報告	設置者より基本調査実施の指示があった場合は、【様式1-1】に、②以降に判明した事実を追記し、裏面の基本調査実施報告書を記入した上で、市町村(組合)教育委員会に提出する。 【様式1-1】の「1 報告種別」の「□基本調査実施報告」の口を■または☑とすること。	○基本調査については、被害児童生徒の保護者の意向も踏まえ、特別な事情がない場合は調査を実施することを前提とする。 ○基本調査の対象は以下の通り。 (1)全ての学校管理下（登下校を含む）において発生した死亡事故 (2)治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う場合等※ 重篤な事故 ※意識不明（人工呼吸器装着、ICUでの治療等）、身体の欠損（歯を含む）、身体機能の喪失を伴う事故
④重大事故報告書	命に関わる重大事故については、事故の発生状況から、学校の対応等、全般についてまとめ、市町村(組合)教育委員会へ電子メールで提出する。	○様式は任意とし、各市町村(組合)教育委員会の管理規則に沿ったものとする。 ○公立幼稚園等、特定教育・保育施設は、死亡事故や重大事故について「特定教育・保育施設等 事故報告様式」に沿って報告すること。
⑤死亡報告書	事案発生後、詳細を別紙【様式2】にまとめ、市町村(組合)教育委員会へメールで提出する。	○「電子メールで送信してから電話連絡」を原則とする。

(3) 報告の流れについて

①校長発 → 市町村(組合)教育委員会教育長	・ 所定の様式（重大事故は任意）を、電子メールで提出する。
②市町村(組合)教育委員会教育長発 → 教育事務所長	・ 鑑文と共に、学校長から提出された報告書を送付する。
③教育事務所長発 → 学校安全課長	・ 鑑文と共に、学校長及び市町村(組合)教育委員会から提出された報告書を送付する。

【市町村(組合)教育委員会及び教育事務所の対応】

- 市町村(組合)教育委員会は、学校長(担当者)から事故報告を受けた場合、すみやかに第一報を教育事務所へ電子メールで提出し、確認の電話連絡をする。ただし、命に関わるような重大事故については、報告様式の提出を待たず、現在つかんでいる状況を直ちに報告する。
- 教育事務所は、市町村(組合)教育委員会からの報告を受けた場合、すみやかに学校安全課へ電子メールで提出し、確認の電話連絡をする。ただし、命に関わるような重大事故については、報告様式の提出を待たず、現在つかんでいる状況を直ちに報告する。
- 事故の状況やけがの内容・程度、処置の状況等が判明するまで、かつ、児童生徒の容体が落ち着くまでは、随時学校と連絡を取り合い、教育事務所を通じて、学校安全課へ報告する。
※アレルギー症状(疑いを含む)による事案では、再発防止・未然防止等の対策に生かすために、管理指導表の写し(個人名を伏せて)の提出をお願いすることがあります。提出にあたっては、保護者の同意を得る等、配慮をお願いします。
- 市町村(組合)教育委員会は事故の状況やけがの内容によって、日本スポーツ振興センター名古屋支所へ連絡・相談する。
- 市町村(組合)教育委員会は、基本調査実施報告書の内容や学校への聞き取り等の結果を踏まえ、詳細調査への移行について判断を行い、基本調査実施報告書の「9 詳細調査への移行の有無」欄に移行の有無を記入し、教育事務所に提出をする。詳細調査への移行をしない場合は、その理由についても明記すること。
- 教育事務所は基本調査実施報告書の内容を確認し、不明な点や調査が不足している点について、市町村(組合)教育委員会に確認をした上で、学校安全課まで報告書を提出すること。
- 市町村(組合)教育委員会は、学校において発生した事故(登下校時、スクールバスの事故を含む)について、報道への情報提供を行う場合は、情報提供前に教育事務所にその旨を報告すること。教育事務所は連絡を受けた際には速やかに学校安全課まで報告をすること。

交通事故及び学校事故等報告書

年 月 日

学校名・報告者名 _____
 市町村名・報告者名 _____
 事務所名・報告者名 _____

1 報告種別	<input type="checkbox"/> 第1報 <input type="checkbox"/> 続報（第__報） <input type="checkbox"/> 基本調査実施報告
2 事故の種類	<input type="checkbox"/> 交通事故 <input type="checkbox"/> 学校事故 <input type="checkbox"/> アレルギー疾患※1 <input type="checkbox"/> 水難事故 <input type="checkbox"/> その他（ ）
3 発生日時	年 月 日（ ） 時 分
4 発生場所	
5 氏名	（ ）学年 男・女 ※高等学校（ ）科 ※特別支援学校 <input type="checkbox"/> 小学部 <input type="checkbox"/> 中学部 <input type="checkbox"/> 高等部
6 傷害等の状況	傷害名
	全治期間（ ） 病院名（ ） 既往歴等
7 事故の要点	①・②は全ての事故において記入。③～⑤は交通事故の場合のみ記入
①発生時間帯	<input type="checkbox"/> 登下校 <input type="checkbox"/> 休憩時間 <input type="checkbox"/> 授業（教科 ） <input type="checkbox"/> 部活動（部活名 ） <input type="checkbox"/> 行事等（行事名 ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
②事故の対応	<input type="checkbox"/> 救急車要請（時刻： 時 分・通報者： 帯同者： ） <input type="checkbox"/> 警察へ通報（時刻： 時 分・通報者： ） <input type="checkbox"/> 保護者連絡（時刻： 時 分・連絡者： ） <input type="checkbox"/> AED使用（ <input type="checkbox"/> 作動あり <input type="checkbox"/> 作動なし）
③被害加害等	<input type="checkbox"/> 被害 <input type="checkbox"/> 加害 <input type="checkbox"/> 相手なし（自損）
④種類	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 自転車（ <input type="checkbox"/> ヘルメット着用 <input type="checkbox"/> 携帯電話等使用 <input type="checkbox"/> イヤホン等着用） <input type="checkbox"/> その他（ ）
⑤原因	<input type="checkbox"/> 飛び出し <input type="checkbox"/> わき見 <input type="checkbox"/> 相手の過失 <input type="checkbox"/> その他（ ）

8 事故の概要

【記入上の注意】※報告書提出時に本欄は削除すること。

○事故の概要の記入について

- ・事故の経過について、時刻と共に記入すること。
- ・事故現場の簡単な図を書き込んだり、地図を添付したりすること。例：交差点の図、進行方向、信号の有無、横断歩道の有無等
- ・アレルギー疾患（疑いを含む）による事案では、エピペン®の保持及び使用の有無、使用者等を記載すること
- ・AEDを使用した場合は、使用者や時間、機器の作動の有無等の状況を記載すること
- ・心肺蘇生を実施した場合は処置の内容についても可能な限り記入をすること（人工呼吸、胸骨圧迫等）を記入

○基本調査について（基本調査の実施は設置者より指示）

- ・以下の(1)(2)に該当する事故の場合は、裏面の基本調査を各学校において実施し、調査終了後速やかに提出すること。

その際、「事故の概要」欄に報告済みの内容に加え、続報及び事後の経過を記入すること。

ただし、事故の内容を鑑み、(1)(2)に該当しない場合でも、担当課より基本調査の実施を指示する場合がある。

(1) 全ての学校管理下（登下校中を含む）において発生した死亡事故

(2) 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等※重篤な事故

※治療に要する期間が30日未満の意識不明、身体の欠損（歯を含む）、身体機能の喪失を伴う事故を含む

- ・基本調査の記入例については、学校事故対応に関する指針【改訂版】（<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/guideline-jikotaiou/index.html>）を参照のこと

○改善策の公表の可否について

- ・事故の概要、改善策についての公表について保護者に確認をすること。
- ・児童生徒氏名、学校名等の個人が特定される情報は公表されない。同様の事故の再発防止のための、事故の概要及び改善策の公表であることを伝え公表の可否に関する意思確認をすること。

◇注意事項

- ・各項目について、当てはまるものを■または☑とすること。該当がない場合は□のままよい。
- ・事故を把握した時点で「第1報」として速やかに提出し、事故後の経過等については、第1報に追記して続報を提出すること。
- ・重大事故については、後日、時系列にまとめ、報告書（任意様式）を提出すること。
- ・各市町村（組合）教育委員会へ電子メールで送信した後、確認の電話連絡をすること。

※1 報告は体育健康課へ。

【基本調査実施報告（事故の再発防止に資する要因分析）】※2・3は該当する場合のみ記入。

1	事故防止のための事前の安全管理、研修、安全教育の実施 発生した事故等に係る危機管理マニュアル等への記載（ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無）※有の場合は具体的な内容を記入
	事故予防に関する教職員研修等の実施（ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無）※有の場合は具体的な内容を記入
	児童生徒等に対する安全教育の実施（ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無）※有の場合は具体的な内容を記入
	改善策（事故の原因等を踏まえ、具体的な方策を検討し記入すること）
2	使用する施設や器具の安全確認 使用前の安全点検（ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無）※有の場合は具体的な内容を記入
	改善策（事故の原因等を踏まえ、具体的な方策を検討し記入すること）
3	事故発生時の温度や湿度、照明などの環境の確認 環境面の安全確認（ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無）※有の場合は具体的な内容を記入
	改善策（事故の原因等を踏まえ、具体的な方策を検討し記入すること）
4	被害児童生徒を指導していた教員等の対応 指導スタッフの対応（ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無）※有の場合は具体的な内容を記入
	改善策（事故の原因等を踏まえ、具体的な方策を検討し記入すること）
5	被害児童生徒の健康状態等の把握（被害児童生徒以外の児童生徒の状況等含む） 被害児童生徒等の健康状態等の把握（ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無）※有の場合は具体的な内容を記入
	改善策（事故の原因等を踏まえ、具体的な方策を検討し記入すること）
6	事故に対する学校側の指導体制、指導方法、安全管理 事故に対する指導体制等の安全管理（ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無）※有の場合は具体的な内容を記入
	改善策（事故の原因等を踏まえ、具体的な方策を検討し記入すること）
7	保護者への説明等 <input type="checkbox"/> 保護者への説明（ 月 日（ ） 実施） <input type="checkbox"/> 保護者説明会（ 月 日（ ） 実施） <input type="checkbox"/> 無
8	改善策の公表に関する保護者の同意（公表の対象は校種、事故概要、改善策。学校名、氏名等の個人が特定されるものは公表の対象外） <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
9	詳細調査への移行の有無（※設置者記入欄） <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (移行しない理由)

児童生徒の熱中症に関する報告書

年 月 日

学校名・報告者名 _____

市町村名・報告者名 _____

事務所名・報告者名 _____

1. 発生日時		令和 年 月 日 () 時 分					
2. 学校名		校長名					
3. 氏名 <small>ふりがな</small>		()年 <input type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女 ※高等学校 ()科 ※特別支援学校 <input type="checkbox"/> 小学部 <input type="checkbox"/> 中学部 <input type="checkbox"/> 高等部					
4. 健康状態		<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 不良 () <input type="checkbox"/> 不明			活動時のマスクの着用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
5. ※傷病程度		<input type="checkbox"/> 最重症 <input type="checkbox"/> 重症 <input type="checkbox"/> 中等症 <input type="checkbox"/> 軽症 <input type="checkbox"/> その他 ()					
6. 発生状況等	時間	<input type="checkbox"/> 登下校			<input type="checkbox"/> 授業 (教科名)		
		<input type="checkbox"/> 部活動 (部活名)			<input type="checkbox"/> 行事等 (行事名)		
		<input type="checkbox"/> 休憩時間			<input type="checkbox"/> その他 ()		
	場所						
	環境	気温	℃	湿度	%	WBGT	℃
7. 救急搬送		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 時刻: 時 分			搬送先: _____		
		通報者: _____			帯同者: _____		
8. 保護者連絡		<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未 (予定日時: _____)					
9. 発生状況等		※時刻や対応、対応者、報告書作成時点の児童生徒の容体（健康状態）等を明記すること。					
<p>【市町村（組合）教育委員会が回答】</p> <p>報道への情報提供 <input type="checkbox"/>行わない <input type="checkbox"/>行う (行う場合、早急に教育事務所へ連絡すること)</p>							

※傷病程度は医師の診断による症状を記入。複数の生徒を記載する場合は、3～5について記載した別紙を添付してもよい。

【裏面についても必ず記入】

以下は、熱中症予防のため、学校の対応を見直し、日常的に措置を講ずる必要があるものを再確認するものです。

<p>10. 熱中症予防のための学校対応（当てはまるものに☑または■）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 暑熱環境での活動の中止、内容や活動場所変更の判断と伝達方法を策定し、教職員間で共有している。 <input type="checkbox"/> 熱中症発生時（疑い含む）に、躊躇なく救急要請や全身冷却、AED使用等ができる体制を整備している。 <input type="checkbox"/> 教職員への熱中症予防の研修を実施している。 <input type="checkbox"/> 体調が不調の児童生徒が、ためらうことなく教職員に申し出ることができる雰囲気が形成されている。
<p>11. 今回の活動において講じていた熱中症対策（当てはまるものに☑または■）</p> <p>(1) 活動環境の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 活動開始前にWBGTを測定した。 <input type="checkbox"/> 活動中にWBGTを測定した。（測定回数 ____回） <input type="checkbox"/> WBGTを基に活動内容や場所、実施時間等の変更を行った。 （変更前： _____ 変更後： _____） <input type="checkbox"/> こまめな換気や打ち水、テントや遮光カーテン、すだれの使用等、気温が上がりにくい環境を確保した。 <input type="checkbox"/> 扇風機やエアコン等を使った湿度調整を行った。 <p>(2) 児童生徒に対しての指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 活動開始前に体調不良を訴える児童生徒の把握を行った。 <input type="checkbox"/> 通気性の良い、吸湿・速乾の衣服の着用を促すなどの指導を行った。 <input type="checkbox"/> マスクの着用について、熱中症事故の防止に留意した指導を行った。 <input type="checkbox"/> 日射を避けるため、日傘使用や帽子着用の励行などの指導を行った。 <input type="checkbox"/> 保冷剤、氷、冷たいタオル等による体の冷却の指示や時間を確保した。 <input type="checkbox"/> 活動時のこまめな休憩の指示や時間を確保した。 <input type="checkbox"/> 活動時とその前後でのこまめな水分補給の指示や時間を確保した。 <input type="checkbox"/> 活動後のクールダウンの時間を十分に確保した。 <input type="checkbox"/> （登下校時等のみ）できるだけ単独行動を短時間にするような指導をした。 <p>(3) その他講じた措置、実施した指導がある場合は、以下に記入すること。 （ _____ ）</p>
<p>12. 今回の活動を実施すると判断した理由</p>
<p>13. 今後、学校として講じる対策</p>
<p>14. 保護者への対応及び保護者の反応</p>
<p>15. その他特記事項</p>

◇注意事項

- ※1 熱中症を把握した時点で速やかに第一報を提出すること（手書でもよいがPDFで提出すること）
- ※2 重大事故に発展した場合は、後日、時系列にまとめ、報告書（任意様式）を提出すること

【様式2】児童生徒の死亡（病死等）に関する報告書

令和 年 月 日

〇〇教育委員会教育長 様

〇〇立〇〇学校
校長 〇〇 〇〇

児童生徒の死亡（病死等）に関する報告

下記の事案について、以下のとおり報告します。

記

- 1 報告者 〇〇 〇〇
- 2 報告日時 令和〇年〇月〇日（〇） 〇時〇分
- 3 詳細情報 ①〇年生
②氏 名 〇〇 〇〇（性別）
③死亡日時 令和〇年〇月〇日 〇時〇分頃
④死 因 病死（病名：〇〇）
※長期入院中：令和〇年〇月頃～
※〇年生入学時より
⑤死亡場所 〇〇病院

4 概要等

学校施設・設備等における災害等の報告要領 教育財務課

【対象となる事案】

(1) 報告対象となる事案

災害等に伴う学校及び関連施設の被害
 ※ 補助事業対象の有無に関わらない（ただし、復旧に要する経費が1校あたり概ね40万円を超える事案を目安とする）

(2) 参考規定等

○災害復旧事業の迅速な実施について
 （平成16年10月20日16施企第21号 文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長通知）

【学校の対応】

(1) 報告の手順

手 順	方 法	様式等
① 報告	事案発生後速やかに、その時点で判明している状況について、各市町村の定めにより、市町村教育委員会へ報告する。	<p>【様式3】学校施設・設備被害報告書（速報）</p> <p>※様式は各市町村の定めによるが、参考までに、市町村教育委員会から県教育事務所への様式を示す。</p>

※羽島郡二町教育委員会の管内学校は、町の学校施設主管課とも調整する。

【市町村教育委員会等の対応】

- 市町村教育委員会等（学校施設主管課）は、災害発生時に、被害状況を取りまとめ、別紙様式3「学校施設・設備被害報告書（速報）」により教育事務所及び教育財務課まで、電子メールまたはFAXで報告し、確認の電話をする。
- 補助事業対象の有無に関わらず報告することとし、1校1行で作成する。（被害が多い場合は、行の高さを広げて記入する。）
- 本様式は、文部科学省の災害復旧事業『被害金額報告書（速報）』を兼ねており、報告があった内容を県から文部科学省へ報告するものである。
- 対応に当たっては、関係者と調整のうえ、学校施設主管課を通じて報告する。

【教育事務所の対応】

- 教育事務所は、災害発生時に、各市町村教育委員会からの報告が届くので、情報共有願いたい。
 ※市町村教育委員会等は、同時に教育財務課へ報告するため、教育事務所から教育財務課への報告は不要とする。

【様式3】

学校施設・設備被害報告書（速報）

令和 年 月 日現在

被災年月日		災害名		市町村名	
-------	--	-----	--	------	--

豪雨、台風○号、地震等

※更新・修正した箇所はセルを色づけして下さい。

施設被害(校)											
幼	小	中	高	中等	特別	大学	短大	高専	専各	その他	合計
1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	0	9

学校数を自動計算

学校種をCOUNTIFで集計。行を追加する際は集計範囲の設定に注意。

単位：千円

都道府県名	設置者名	学校名	学校種	被害状況	被災度区分	被害額(概算)
		〇〇幼稚園	幼			
		〇〇小学校	小			
		〇〇中学校	中			
			高			
		〇〇特別支援学校	特別			
		〇〇大学	大学			
		〇〇短大	短大			
		〇〇高専	高専			
		〇〇学校	専各			

学校ごとに1行で記載すること(自動計算を行うため)。

調査中の場合は「調査中」と記載。

ドロップダウンから学校種を選択

被災区分が複数になる場合は、主なものを選択し行間を広げて1行で記載。

被害概要は被害範囲がわかるように、具体的な数量等できるだけ詳細に記入すること。

建物の被害は、「全壊」・「半壊」・「大破以下」のいずれかを選択。※調査中の場合は「調査中」を選択。
 その他(工作物、土地、設備)の被害は、「工作物」、「土地」、「設備」のいずれかを選択。

【建物被害の判断目安】
 全 壊:建物の全部又は一部が滅失又は倒壊し、新築復旧する必要があるもの
 半 壊:建物の柱、壁等が被災し、補強して復旧することが著しく困難で、新築復旧する必要があるもの
 大破以下:新築復旧が必要なまでの被害には至らないが、復旧に補強又は補修を必要とするもの

【留意事項】

- ・市町村教育委員会(一部事務組合)ごとに、学校施設主管課(担当)と調整し、速やかに作成してください。
- ・必ず、1校1行とし、被害状況が多い場合は、セルの高さを変更し記入する。
- ・追加部分は、セルの色を変える等、新たな内容であることを強調する。
- ・「公立学校施設災害復旧負担(補助)金」の交付申請に向けて必要なこと
 - ①復旧に要する経費が、概ね1校40万円(設備は30万円)を超える事案を報告内容とする。
 - ②被災状況の写真を撮影する。「文教施設災害実務ハンドブック」を参考にスケールを使用して記録を残す。
 - ③交付申請をする場合、早い段階で県担当者へ相談する。(助成係 058-272-8737)

感染症・食中毒の報告要領

体育健康課

【学校の対応】

分類	要領	方法	報告先
1 感染症 (1)感染症による出席停止	「結核」「麻しん」「風しん」「腸管出血性大腸菌感染症」「新型インフルエンザ」の場合 ①速やかに所管の保健所及び教育委員会へ電話で報告する。 ②「学校等欠席者感染症情報システム」に入力する。	①電話連絡 ②「学校等欠席者感染症情報収集システム」に入力	○所管の保健所 ○市町村教育委員会
	上記以外で命に関わる重篤な症状を呈する場合や感染拡大が疑われる場合 ①速やかに所管の教育委員会へ電話にて報告する。学校または教育委員会は、所管の保健所に報告する。 ②「学校等欠席者感染症情報システム」に入力する。	①電話連絡 ②「学校等欠席者感染症情報収集システム」に入力	○所管の保健所 ○市町村教育委員会
	※教育委員会の要請に応じて、【様式4】、【様式6】にその時点で判明している状況を記入し、報告する。	○電子メールにて送信するとともに電話で連絡	○所管の保健所 ○市町村教育委員会
	(2)感染症による臨時休業 学校等において予防すべき感染症により、臨時に学校の全部または一部の休業を行う場合 ①学校医と相談した上で、休業対象や期間等を決める。 ・学校の全部を臨時休業する場合は、休業期間と有症者の状況等を所管の保健所及び所管の教育委員会へ電話にて報告をする。 ②「学校等欠席者感染症情報システム」に入力する。 ※登校後に早退となった日は、閉鎖期間に含めない。	①電話連絡 ②「学校等欠席者感染症情報収集システム」に入力	○所管の保健所 ○市町村教育委員会
※教育委員会の要請に応じて、【様式4】、【様式6】にその時点で判明している状況を記入し、報告する。	○電子メールにて送信するとともに電話で確認	○所管の保健所 ○市町村教育委員会	
2 食中毒	食中毒が発生した場合 ○速やかに学校医及び所管の教育委員会へ電話連絡するとともに、【様式4】にその時点で判明している状況を記入し、教育委員会へ報告する。教育委員会は、連絡受領後速やかに所管の保健所に連絡する。	○電子メールにて送信するとともに電話で確認	○市町村教育委員会
	※教育委員会の要請に応じて、【様式5】に状況を記入し、報告する。	○電子メールにて送信するとともに電話で確認	○所管の保健所 ○市町村教育委員会

■「学校等欠席者感染症情報システム」への入力は、原則として午前11時30分までに行う。
 ■教育委員会の要請に応じて、状況が落ち着くまでは、新しい情報を各様式に書き加えたり、市町村教育委員会へ電話にて報告したりする。

【市町村教育委員会及び教育事務所の対応】

- 市町村教育委員会は、学校から感染症・食中毒・異物混入等の報告を受けた場合、第一報を教育事務所に電話をする。特に命に関わる重篤な症状を呈する場合や感染拡大が疑われる場合は、学校等に対して【様式4】、【様式5】、【様式6】により報告するよう要請する。
※インフルエンザ様症状及び新型コロナウイルス様症状による学級・学年閉鎖については、教育事務所への報告を必要としない。ただし、命に関わる重篤な症状を呈する場合や、学校の全部を臨時休業する場合は、把握している状況を速やかに電話にて報告する。
- 市町村教育委員会は、状況が落ち着くまでは随時状況把握に努め、教育事務所を通じて、体育健康課へ報告する。
- 教育事務所は、市町村教育委員会からの報告を受け、体育健康課に電話にて報告する。また、保健所に対しても、内容の確認をする。特に、命に関わる重篤な症状を呈する場合や感染拡大が疑われる場合は、現在把握している状況を速やかに電話にて報告をする。

学校給食における異物混入発生の報告要領

体育健康課

【対象となる事案】

(1) 「市町村教育委員会」へ報告及び「保健所」へ報告対象となる事案

原材料や調理過程における混入が疑われるもののうち

○健康被害発生のおそれがある異物

(参考例)

- ・ 『硬質異物』 プラスチック片、ガラス片、金属片、石、骨等
- ・ 衛生害虫 (ハエ、ゴキブリ、クモ等)
- ・ 昆虫類 (クロバネキノコバエ等) が複数の場合
- ・ ネズミ及びその糞等
- ・ 変色・異味・異臭等健康被害が生じるおそれがあるもの

※ 報道機関に情報提供を行う場合は、市町村教育委員会から教育事務所を通じて体育健康課へ事前に報告するとともに、市町村教育委員会から直接、保健所にも事前に報告すること。

(2) 「市町村教育委員会」へ報告対象となる事案

※教育事務所及び保健所への報告は不要※¹。

原材料や調理過程における混入が疑われるもののうち

○健康被害の発生のおそれが低い異物※¹

(参考例)

- ・ 『軟質異物』 毛髪、繊維片、食品包材の切れ端 (ビニール) 等
- ・ 食物の皮
- ・ 食材に付着していた虫等健康被害が生じるおそれが低いもの

※¹ 上記の混入物の例示は、目安であり、実際の対応は、種類や大きさ、量 (複数や被害拡大の可能性がある場合)、頻度などにより異なるため、健康被害が生じるおそれが低い異物においても、混入の量が非常に多い等の場合は、保健所へ報告を行う。(必要に応じて、市町村教育委員会の報告要領に従い対応する。)

【学校の対応】

(1) 報告書【様式5】の提出

	健康被害の有無・状況	市町村立学校(園)	保健所への連絡
健康被害	あり	提出	必要 (必須)
	発生のおそれあり (危険物の混入)	提出	必要 (必須)
	発生のおそれ低い (非危険物の混入)	提出 (市町村教委止め)	原則不要 ※ ¹ 参照

(2) 報告の手順

要 領	方 法	報 告 先
○学校及び給食センターは速やかに、所管の教育委員会へ電話連絡するとともに、【様式5】にその時点で判明している状況を記入し、所管の教育委員会へ報告する。	○電子メールにて送信するとともに電話で電子メールの受信を確認	○市町村教育委員会

(3) 報告書と合わせて提出するもの

- 異物を撮影した写真
- 献立表（献立と使用食材一覧）
※画像がずれないようにPDFで送ること
- 保護者への文書（発出の場合）
- 報道発表の資料（発表の場合）

【市町村教育委員会の対応】

- 学校から異物混入の報告を受けた場合、第一報を教育事務所に電話をする。被害状況をとりまとめ、【様式5】学校給食における異物混入等発生 第一報報告書により教育事務所まで、電子メールで報告し、電子メール受信確認の電話をする。
- 健康被害の有無や状況を確認し、「健康被害あり／健康被害発生のおそれあり」の場合、保健所に連絡をする。
- 時系列でメモを残す。
- 報道発表対応を確認し、発表する場合は事前に保健所及び教育事務所に報告する。
- 当日、翌日の当該児童生徒及び他の児童生徒の健康状態や保護者の様子を把握する。
- 状況が落ち着くまでは随時状況把握に努め、教育事務所を通じて、体育健康課へ報告する。

【教育事務所の対応】

- 各市町村教育委員会からの第一報報告を受け、事案概要を体育健康課に電話にて報告する。
【事案概要】
 - ・健康被害の有無
 - ・異物の形状状況（種類、混入場所、数量、大きさ等）
 - ・混入時の状況
異物混入の原因の把握（または調査中か）
児童生徒は食べたか、食べているときに発見か、配膳中か
当該児童生徒の給食対応（交換し提供した等）
 - ・混入後の状況
給食は継続したか、喫食中止したか
（その他の児童生徒（学級）は食べたか）
- 報道機関への提供を決定した場合は、体育健康課に事前に連絡する。

【様式 4】

学校において予防すべき感染症・食中毒 第一報報告書

学 校 名・報告者名 _____ .
 市町村名・報告者名 _____ .
 事務所名・報告者名 _____ .

報告日時	令和 年 月 日 () 時 分				
学 校 名					
感染症名等					
主な症状等	発熱・下痢・腹痛・吐気・嘔吐・悪寒・頭痛・咽頭熱・ 関節痛・倦怠感・鼻水・その他 ()				
有 症 者 の 症 状					
年 組	在 籍 人 数	状 況 (人)			備 考
		欠 席 者	有症状の欠席者	有症状の出席者	
感染症・食中毒 発生の際及び 対応等		<input type="checkbox"/> 保健所への報告 (あり・なし)			

◇注意事項

1. 本書による報告とともに、感染症の場合は、「感染症情報収集システム」に入力すること
2. 学校や有症者の状況等が安定するまで、続報を提出すること
3. 体育健康課へFAXまたは電子メールで送信した後、確認の電話連絡をすること
 電話：058-272-8768 FAX：058-278-3542 電子メール：c17769@pref.gifu.lg.jp

【様式5】 学校給食における異物混入等発生 第一報報告書

学校（園）・報告者名 _____ .
 市町村名 ・報告者名 _____ .
 事務所名 ・報告者名 _____ .

学校（園）		
混入異物・被害状況	発見日時	令和____年____月____日（____） ____時____分（喫食開始時刻____時____分頃）
	混入異物	形状・材質 大きさ 個 数
	混入食品	○混入していた献立名（____） ○配膳前（食缶の中）・配膳後（盛り付けた食器）
	健康被害	無 ・ 有 → 人数（____人） 症状等（____）
発見時の状況	発見場所及び状況	○教室（____年____組）・職員室・校長室・調理場・ その他（____） ○発見時の状況
対応状況		○喫食停止の指示 無 ・ 有 →（停止した範囲） ○代替品の提供 無 ・ 有 →（提供したもの） ○保健所への連絡 無 ・ 有 → ____時____分 ○保護者への文書 無 ・ 有 ○報道発表 無 ・ 有 ○その他（他校の状況等）

- 1 献立表及び異物を撮影した写真を別途提出すること。※撮影後は異物を保管すること。
- 2 学校や有症者（健康被害）の状況が安定するまでは、続報を提出すること。
- 3 各市町村教育委員会へ**第一報**を電話で報告し**電子メールで送信した後、電子メール受信確認**の電話連絡をすること。

生徒指導上の問題行動及び事故が発生した場合の対応について

1 関係児童生徒に対する対応

問題行動が発生した場合の対応について、年度始めに全教職員の共通理解を図り、迅速な対応ができるようにする。

(1) 発見者による対応

① その場で再発防止等の指導を行うとともに、直ちに校長（教頭）・生徒指導主事・学年主任・学級担任に報告し、指示のもとに対応する。

② 重大な問題行動が起きた場合には、①に加えて以下の対応を行う。
その場で応急処置を行う。特に生命の危険が予想される場合には救急車を要請する。

(2) 学校としての対応

早急に全職員に対し、事案の概要と背景を知らせ、学校としての対応策を確認し合う。

① 本人・保護者に対する指導(正確な事実確認をもとに、迅速に、誠意をもって、組織で対応する。)

② 学級（学年）及び一般児童生徒に対する指導

③ P T Aや関係機関・地域等、外部に対する対応

④ 市町教育委員会への報告

2 対応にあたっての配慮事項

(1) 市町教育委員会へ報告（第一報）する。（市町小・中管理規則）

(2) 外部の機関（マスコミ等）との対応等は、校長の指示に従い、担当者を限定して行う。

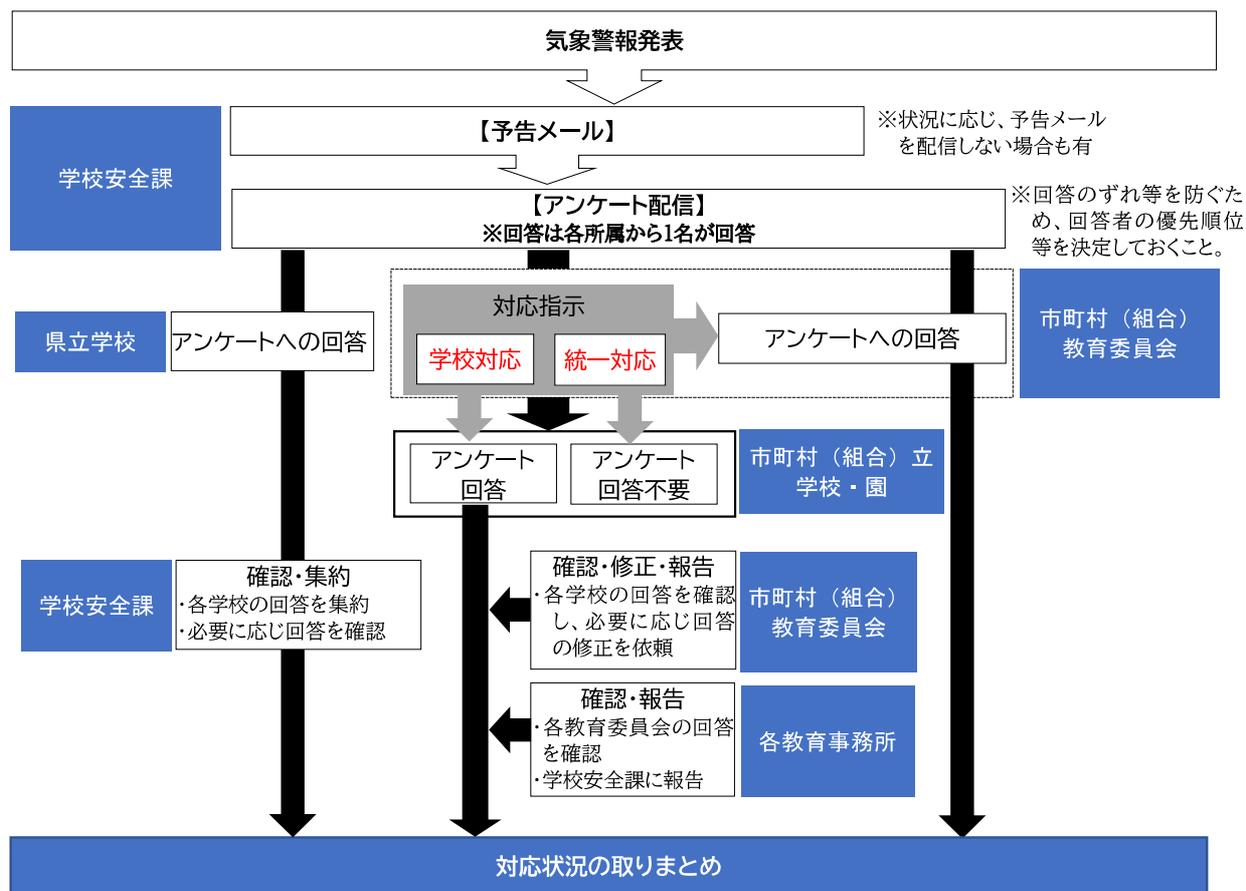
(3) 関係機関等の協力により対応する場合は、連携を密にし、継続的な指導援助を行う。

(4) 文書による市町教育委員会への事故報告

① 報告文書は各市町教育委員会の指定による様式(別紙に参考例)に準じて作成する。公文書としての保管等については、各市町の規則等に準ずる。

② 児童生徒別でなく、事案1件につき1報告書にまとめる。

気象警報発表時のアンケート回答の流れ



アンケート回答の報告について

- ・各教育事務所は、教育委員会においては各管内、市町村内の全ての学校・園の回答結果を把握可能。
- ・複数回答により対応にずれがある学校、未回答の学校についての確認を把握、報告を行う。

○各教育事務所

- ・各教育委員会との間の報告の方法については、両方で協議をし、決定すること。
- ・対応のずれ、未回答の学校・園について、市町村（組合）教育委員会より確認した結果を学校安全課へ電話にて報告
午前6：30以前に警報が発表されている場合は、9：20を第一報の報告の目安とする。
それ以外の時間帯での警報発表については、都度指示を行う。
- ・警報発表の状況等によっては学校安全課から問合せを行う場合がある。
- ・19：00以降の警報発表の場合は、定時制課程の帰宅確認、引き渡し完了報告を学校安全課に電話にて行うこと。

○各市町村（組合）教育委員会

- ・複数名の回答による対応のずれ、未回答が見られる学校について該当学校・園に確認をし、アンケート回答の修正を依頼する。
- ・対応に変更があった学校について教育事務所に報告を行う。
- ・警報対応の発表について市町村（組合）教育委員会にて一括で対応する場合は、必ず事務所・教育委員会用アンケートへの回答を代表者が行うこと。
- ・対応を指示する場合の連絡方法については、各教育委員会と学校間で決定すること。
- ・19：00以降の警報発表の場合は、定時制課程の帰宅確認、引き渡し完了報告を教育事務所に電話にて行うこと。

○各学校

- ・アンケートへの回答は1名が代表して回答をすること。
- ・対応に変更が生じた場合は、原則として一度目のアンケートに回答した者が自身の回答を修正すること。

非常変災時における災害報告

ア 児童生徒在校時・・・地震発生後、安全な場所へ避難

学 校	市町教育委員会	教育事務所
<p><第1報></p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の避難後、安全を確保した上で、出席児童数及び状況、欠席者数を報告 <p><第2報></p> <ul style="list-style-type: none"> 今後の対応、欠席児童生徒の状況を報告 <p><第3報～></p> <ul style="list-style-type: none"> 全児童生徒を保護者の迎えにより下校させるなど状況が変わった段階で、随時市町教育委員会へ報告 学校施設、校区の状況を報告 	<ul style="list-style-type: none"> 各学校の状況を把握 学校からの報告がそろい次第教育事務所へ報告 	<ul style="list-style-type: none"> 各市町の状況を把握 学校安全課へ報告

イ 登下校時

学 校	市町教育委員会	教育事務所
<p><第1報></p> <ul style="list-style-type: none"> 登校した児童生徒数及び状況、欠席・帰宅した児童生徒数を報告 <p><第2報></p> <ul style="list-style-type: none"> 今後の対応、欠席・帰宅した児童生徒の状況を報告 <p><第3報～></p> <ul style="list-style-type: none"> 状況が変わった段階で、随時市町教育委員会へ報告 学校施設、校区の状況を報告 	<ul style="list-style-type: none"> 各学校の状況を把握 学校からの報告がそろい次第教育事務所へ報告 	<ul style="list-style-type: none"> 各市町の状況を把握 学校安全課へ報告

ウ 在宅時・・・翌朝8：30の状況、学校の措置を報告。

学 校	市町教育委員会	教育事務所
<p><第1報> 8：30の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の状況、学校の措置、学校施設の状況を報告 <p><第2報～></p> <ul style="list-style-type: none"> 状況が変わった段階で、随時市町教育委員会へ報告 	<ul style="list-style-type: none"> 各学校の状況を把握 学校からの報告がそろい次第教育事務所へ報告 	<ul style="list-style-type: none"> 各市町の状況を把握 学校安全課へ報告

学校は、地区ごとの連絡網等を使って、児童生徒の状況を把握する。
また、場合によっては、自治会等と協力し、状況把握に努める。
(事前に連絡体制を確立しておく)

報告方法の優先順位

- ① 電話
- ② 電子メール

※通信手段不通の場合には、災害時の援助、復旧や公共の秩序を維持するため、法律に基づいて「災害時優先電話」があります。詳しくは、電話会社の方へお問い合わせください。

令和8年度県事業カレンダー

月	日	曜	文科省・県等	★研究団体 ☆校(園)長 会・教頭会※中体連	岐阜教育事務所 ・岐阜地区(環)	高校関係	特別支援関係
4	1	水			辞令交付式		
4	2	木					
4	3	金	(学安) 暴力行為等防止支援員研修会①				
4	4	土					
4	5	日					
4	6	月	(義教) 教科・領域等担当主事会PM				
4	7	火	(研修) 現職教育担当主事会①				
4	8	水	(義教) 合同主事研修会				
4	9	木	(教総) 第1回教育事務所長会 (義教) 第1回教育事務所長協議会 (義教) 教科書主事会(採択・給与)		初任者研修実施校指導教員等連絡協議会①web PM	新任教頭研(高特)①	新任教頭研(高特)①
4	10	金	(義教) 学校職員課長・課長補佐合同会議① (県生) 社会教育担当者会① (学安) 不登校対策指導主事研修会①AM (学安) 地域担当生徒指導主事研修会①PM		現職研修・行事調整担当者会①AM		
4	11	土					
4	12	日					
4	13	月			生徒指導・教育相談担当者会①AM	高特校長代表者会議①	高特校長代表者会議①
4	14	火	(義教) 都市・町村教育長合同研修会 (義教) へき地教育担当主事研修会			初任研(高)① 初任研(高・養護)①	初任研(特)① 初任研(特・養護)①
4	15	水	(義教) 市町村立小中事務職員 1年目研 (特支) 特別支援教育担当指導主事会① (研修) 初任者研修担当指導主事会①			新任校長研(高特)①	新任校長研(高特)①
4	16	木	(義教) 5教科主事会① (義教) 4教科主事会① (義教) 岐阜県市町村等GIGAスクール端末整備推進協議会① (学安) 学校安全指導主事研修会①			新任3主任研(高特)	新任3主任研(高特)
4	17	金	(研修) 新任教頭研(小中義)①PM (義教) 教育支援課長会① (特支) 発達障がい支援担当教員養成事業コア・ ティーチャー認証式(参集&Web)		新任教頭研(小中義)①PM		新任部主事研(特)①
4	18	土					
4	19	日					
4	20	月	(研修) 新任指導教諭研(小中義)① (義教) 全国学力・学習状況調査(中学校英語「話すこと」「読むこと」「書くこと」※4/20(月)～23(木)のいずれか1日で実施 (学安) いじめ未然防止・不登校等児童生徒支援アドバイザー連絡協議会①PM		家庭教育担当者会①PM		
4	21	火	(義教) 外国人児童生徒教育主事会①	※中体連事務局会	スクールカウンセラー等連絡協議会兼設置校連絡会	初任研(高)②	初任研(特)②
4	22	水	(研修) 校長研・新任校長研(小中義)①PM (義教) 生活科主事会① (義教) 幼稚園教育担当指導主事研修会①		社会教育担当者研修会① 校長研・新任校長研(小中義)①PM		
4	23	木	(義教) 全国学力・学習状況調査(中学校英語以外) (特支) 聴覚障がい支援担当者会①			常勤講師研(高)① 新実助手研(高)① 養護助教諭研(高)①	常勤講師研(特)① 新実助手研(特)① 養護助教諭研(特)①
4	24	金	(義教) 全国学力・学習状況調査(中学校英語「話すこと」)※当日実施校は4/24(金)、27(月)のいずれか1日で実施 (体健) 健康教育指導主事研修会①		現職研修・行事調整担当者会②AM 新任研修主事研修(Web)		
4	25	土					
4	26	日					
4	27	月	(義教) 人権教育担当主事会① (義教) 岐阜県市町村等GIGAスクール端末整備作業部会①		事務所指定研修校連絡会①		
4	28	火	(研修) 初任研(小中義)① (研修) 初任研(小中義・養護)① (研修) 初任研(小中義・養護)① (義教) 全国学力・学習状況調査(中学校英語「話すこと」)※当日実施校以外は4/28(火)～5/29(金)のいずれか1日で実施		教育長会①		
4	29	水					
4	30	木	(研修) 新任主幹教諭研(小中義)①PM (義教) 道徳教育担当者主事会①		主幹教諭研修会①AM		

月	日	曜	文科省・県等	★研究団体 ☆校(園)長 会・教頭会※中体連	岐阜教育事務所 ・岐阜地区(環)	高校関係	特別支援関係
5	1	金	(義教)市町村教育委員会連合会 定期 総会		学校教育担当者会		
5	2	土					
5	3	日					
5	4	月					
5	5	火					
5	6	水					
5	7	木	(研修)6年目(小中義)① (研修)6年目(小中義・養護)① (研修)6年目(小中義・栄養)① (研修)新任教頭研(小中義)②PM		人事評価 評価者研修会 新任教頭研(小中義)②PM	6年目研(高・養護)①	6年目研(特・養護)①
5	8	金	(義教)学校職員課長会① (義教)進路指導主事研修会①		指導教諭研修会① 社会教育担当者会①PM	新任教頭研(高特)②	新任教頭研(高特)②
5	9	土					
5	10	日					
5	11	月					
5	12	火	(特支)特別支援学校 新任担当教員研 修①			初任研(高)③	初任研(特)③
5	13	水	(学安)魅力ある学校づくり講座PM (体健)体育・保健体育指導力向上研修 (福井県)		人権教育幹部研修会(管理職(校長)対象) 家庭教育学級リーダー研修会(幼・保)AM	新任副校長研	新任副校長研
5	14	木	(研修)6年目(小中義)② (義教)外国人児童生徒教育カリキュラム等開発推進会議 (体健)体育・保健体育指導力向上研修(福井県)	★県教研理事会 ※中体連常任理事・理事会 ※中体連理事・代議員会、地域 スポーツクラブ等認定会議	岐阜地区小中学校校長代表者会AM 小・中・義務教育学校新任主任指導主事講座、連絡協議会 家庭教育学級リーダー研修会(中)PM		
5	15	金	(研修)新任校長研②(小中義)PM (義教)第2回教育事務所長協議会 (義教)教科用図書選定審議会 (県生)地域学校協働活動市町村連携会議 (体健)体育・保健体育指導力向上研修(福井県)		新任校長研②(小中義)PM 家庭教育学級リーダー研修会(小)AM 社会教育振興協議会①PM	教頭代表者会議①	教頭代表者会議①
5	16	土					
5	17	日					
5	18	月				中堅研(高・養護)①	中堅研(特・養護)①
5	19	火			初任者研修授業づくり研修①		初任研(特)④
5	20	水	(研修)幼新研① (学安)「事例を通して学ぶいじめ事案対応研修」(小中 義)校長・生徒指導担当PM (特支)交流箱交流推進会議①				
5	21	木	(体健)市町村学校給食担当者会 (学安)学校安全講習会(高特) (義教)岐阜県市町村等GIGAスクール端末整備作 業部会②	※中体連専門部会	講師研修会1-①	学校安全講習会	学校安全講習会
5	22	金	(義教)小中事務担当者・教育事務所管 理調整係長合同会			普通科校長会議①	新任部主事研(特)②
5	23	土					
5	24	日					
5	25	月	(義教)岐阜県人権教育協議会第1回全体 会		教育長会②		
5	26	火	(研修)初任研(小中義・養護)② (体健)部活動ガイドラインに沿った研 修会	☆公立幼稚園・こども園長 会総会	教育支援地区研究協議会①	初任研(高)④ 初任研(高・養護)②	初任研(特)④ 初任研(特・養護)②
5	27	水	(義教)教育支援課長会② (学安)岐阜県いじめ問題対策検討会①PM (体健)健康教育指導主事研修会②		学校安全講習会 人権教育幹部研修会(人権主任対象) 岐阜県青少年美術展作品搬入①		
5	28	木		★県教研評議員会	岐阜県青少年美術展作品搬入② へき地・複式教育研修会	新任校長研(高特)②	新任校長研(高特)②
5	29	金	(義教)学校職員課 課長補佐会① (義教)外国人児童生徒教育連絡協議会 (県生)公民館研修会 (特支)新任特別支援教育コーディネーター研修(幼小中 義)①Web	☆第1回県小中教頭会代議員 会	講師研修会1-② 新任特別支援教育コーディネーター研修(幼小中義)①Web 外国人児童生徒教育連絡協議会PM	高特教頭会議①	高特教頭会議①
5	30	土					
5	31	日					

月	日	曜	文科省・県等	★研究団体 ☆校(園)長 会・教頭会※中体連	岐阜教育事務所 ・岐阜地区(環)	高校関係	特別支援関係
6	1	月	(義教) 幼児教育推進会議① (体健) 運動部活動指導技術向上講習会 (パドミントン)		学校教育担当者会		
6	2	火	(教総) 夜間中学に関する連絡会	※中体連複数校合同チーム 拠点校審査会議		初任研(高)④	
6	3	水	(研修) 中堅研(高)③ (研修) 新任教頭研3PM Web (研修) 情報教育担当指導主事研修会① (特支) 特別支援学校(小中義)・言語通級指導教室・新任担当教員研修② (体健) 運動部活動指導技術向上講習会(トレーニング)		特別支援学級(小中義)・言語通級指導教室・新任担当 教員研修②Web		
6	4	木	(研修) 中堅研(小中義)① (研修) 中堅研(小中義・養護)① (研修) 中堅研(小中義・養護)② (研修) 担任研修(中堅研)研修会 (学安) 第1回岐阜県不登校支援推進委員の社会的自立支援連携協議会 (教総) 進路指導協議会(2休会)	★県教研支部主務者・会計 担当合同会	岐阜県青少年美術展一次選定委員会		
6	5	金	(体健) 運動部活動指導技術向上講習会(ソフト テニス) (義教) 子ども主体の授業改善事業 説明会			常勤講師研(高)② 新実助手研(高)②	常勤講師研(特)② 新実助手研(特)②
6	6	土		☆県幼稚園教育研究協議会			
6	7	日					
6	8	月	(教総) 第2回教育事務所長会 (義教) 第3回教育事務所長協議会 (義教) ICTの効果的な利活用事業 説明会				
6	9	火	(研修) 初任研(小中義)② (研修) 初任研(小中義・養護)③ (体健) 岐阜県地域クラブ活動推進会議	☆県小中学校長会研修総会 Web			
6	10	水	(体健) 栄養教諭・学校栄養職員研修会 (学安) 生徒指導推進会議①				
6	11	木	(体健) スポーツ施設(水泳プール)等 安全管理講習会	★県教研部会主務者会計担 当合同会			
6	12	金	(県生) 社会教育主事等研修会①	☆全国国公立幼稚園・こども 園長会総会・研究大会 岩手大会			
6	13	土	(義教) 教員採用選考試験一次	☆全国国公立幼稚園・こども 園長会総会・研究大会 岩手大会			
6	14	日					
6	15	月	(教総) ぎふいのちの教育 義務教育会議① (義教) 教育支援課長会③ (研修) 幼新研②			高特校長代表者会議②	高特校長代表者会議②
6	16	火	(研修) 初任研(小中義)② (研修) 初任研(小中義・養護) (県生) 地域学校協働活動推進員等フォローアッ プ研修①			初任研(高)⑤ 初任研(高・養護)③	初任研(特)⑤ 初任研(特・養護)③
6	17	水	(研修) 新任校長研③(小中義高特) (学安) 不登校対策指導主事研修会②AM (学安) 地域担当生徒指導主事研修会②PM (義教) 「子ども主体の授業」講演会		学校保健講習会	新任校長研(小中義高特)	新任校長研(小中義高特)
6	18	木	(高校) 入試要項説明会		社会教育担当者研修会② 中堅教諭等資質向上研修		
6	19	金	(義教) 学校職員課長会②	※中体連事務局会	生徒指導・教育相談担当者②AM	6年目研(高)① 6年目助手研(高)①	6年目研(特)① 6年目助手研(特)①
6	20	土					
6	21	日		※県中総体大会(新体操)			
6	22	月	(研修) 新任教頭研④(小中義高特) PM (義教) 総合的な学習の時間指導主事研修会① (義教) 特別活動・キャリア教育指導主事研修会 ①			新任教頭研(小中義高特)	新任教頭研(小中義高特)
6	23	火	(県生) 地域学校協働活動推進員等育成研修① (特支) 特別支援学校 新任担当教員研修②			初任研(高)⑦	初任研(特)⑥
6	24	水	(義教) 5教科教育課程打合せ (県生) 家庭教育支援市町村連携会議 (体健) 地域クラブ活動地区推進会議(西濃地 区)		事務職員研修会①		
6	25	木	(義教) 外国人児童生徒カリキュラム等 開発推進会議②	※中体連理事会			
6	26	金	(義教) 4教科教育課程打合せ (特支) 特別支援教育担当指導主事会②			中堅研(高)① 中堅実助手研(高)①	中堅研(特)① 中堅実助手研(特)①
6	27	土					
6	28	日					
6	29	月	(義教) 生活科主事会② (義教) 「ICTの効果的な利活用」講演会①(生 成AI) (義教) 岐阜県人権教育協議会第1回研究委員会		教育長会③		
6	30	火	(義教) 進路指導主事研修会②PM		岐阜地区幼小中義高生徒指導連携強化委員会①	初任研(高)⑥	初任研(特)⑦

月	日	曜	文科省・県等	★研究団体 ☆校(園)長 会・教頭会※中休連	岐阜教育事務所 ・岐阜地区(環)	高校関係	特別支援関係
7	1	水	(研修)重点講話【非認知能力の育成】PM (体健)地域クラブ活動地区推進会議(岐阜地区)	☆県小中教頭研修総会(オンデマンド開催)	学校教育担当者会 幼稚園等新規採用研修③		
7	2	木	(義教)岐阜県市町村等GIGAスクール端末整備作業部会③	☆東海・北陸地区中学校長 会研究協議会愛知大会			
7	3	金	(義教)町村教育長会 夏期研修会 (義教)遠征教育担当者主事会② (県生)社会教育担当者会② (体健)県立学校(高・特)学校保健講習会① (体健)地域クラブ活動地区推進会議(東濃地区)	☆東海・北陸地区中学校長 会研究協議会愛知大会 ※県中総体フ口編(陸上競技)	指定校公表会 黒野小学校	県立学校(高・特)学校保健講習会①	県立学校(高・特)学校保健講習会①
7	4	土					
7	5	日		※県中総体夏季大会(16種目)~8/1			
7	6	月	(義教)幼稚園教育担当指導主事研修会②				
7	7	火	(体健)地域クラブ活動地区推進会議(可茂地区)			初任研(高)⑥	
7	8	水	(研修)重点講話【DX・情報社会】PM				
7	9	木	(義教)教育支援課長会④	※県中総体フ口編(水泳競技)			
7	10	金	(体健)地域クラブ活動地区推進会議(飛騨地区)				
7	11	土					
7	12	日					
7	13	月					
7	14	火	(研修)初任研(小中義)③ (体健)地域クラブ活動地区推進会議(美濃地区)		岐阜地区小中学校校長会代表者会② 岐阜地区特別支援教育連携協議会		初任研(特)⑦
7	15	水	(研修)幼新研④ (義教)都市・町村教育長会役員との懇談会				
7	16	木					
7	17	金					
7	18	土					
7	19	日					
7	20	月					
7	21	火	(研修)初任研(小中義・養護)④ (県生)コミュニティ・スクール地域学校協働活動研修会 (学安)生徒指導研修会(小中義高特)			初任研(高・養護)④	初任研(特・養護)④
7	22	水	(研修)初任研(小中義・養護)⑤ (義教)市町村立小中学校事務職員 主査研 (義教)幼児教育推進会議②			初任研(高・養護)⑤	初任研(特・養護)⑤
7	23	木	(研修)初任研(小中義・養護)⑥ (学安)暴力行為等防止支援員研修会② AM		岐阜県青少年美術展作品搬出	初任研(高・養護)⑥	初任研(特・養護)⑥
7	24	金	(研修)中整研(小中義・養護)② (研修)中整研(小中義・栄養)② (義教)市町村立小中学校事務職員 主任研 (義教)岐阜県市町村等GIGAスクール端末整備推進協議会②		中学校教育課程研究協議会AM 小学校教育課程研究協議会PM		
7	25	土					
7	26	日					
7	27	月	(研修)初任研(小中義)④ (研修)新任主幹教諭研(小中義)② (義教)校務支援システム進捗希望調査操作研修会AM (体健)岐阜県養護教諭研究会 講演会				
7	28	火	(研修)初任研(小中義)④ (義教)市町村立小中学校事務職員 課長補佐研		小学校体力向上マネジメント指導者講習会(岐阜市以外)AM		
7	29	水	(研修)初任研(小中義)④ (特支)特別支援学級(中義)新任担当教員研修③Web	☆東海北陸国公立幼稚園・こども園長 会教育研究協議会 愛知大会 ☆全国国公立公立幼稚園・こども園教育 研究協議会 愛知大会	小学校体力向上マネジメント指導者講習会(岐阜市) PM		
7	30	木	(研修)初任研(小中義)④ (義教)市町村立小中学校事務職員 1年目研	☆東海北陸国公立幼稚園・こども園長 会教育研究協議会 愛知大会 ☆全国国公立公立幼稚園・こども園教育研究 協議会 愛知大会 ☆全国公立学校教頭会全国研究大会北海道 (札幌) 大会 参集&Web	岐阜地区教育力向上研究大会(各務原)PM 社会教育振興協議会② 社会教育担当者会② 社会教育担当者研修会③		
7	31	金	(義教)幼稚園教育課程研究協議会 (特支)特別支援学級(小義)新任担当教員研修③Web	☆全国公立学校教頭会全国 研究大会北海道(札幌)大会 参集&Web	学校経営研修会 幼稚園教育課程研究協議会		

月	日	曜	文科省・県等	★研究団体 ☆校(園)長 会・教頭会※中休連	岐阜教育事務所 ・岐阜地区(環)	高校関係	特別支援関係
8	1	土					
8	2	日					
8	3	月	(子女)少年の主張岐阜県大会 (義教)市町村立小中学校事務職員 3年目研 (義教)全国学力・学習状況調査 結果分析研修 会(国語、算数・数学、英語)		初任者研修実施校指導教育等連絡協議会②PM		
8	4	火		※東海中総体大会プログラ ム編成会議 ☆岐阜教育会研修大会	教育長会④		
8	5	水	8/4~8/16 研修・会議等をもたない期間	※東海中総体大会4県分散開 催大会(16種目)~8/10 ☆西濃地区中高特校長連絡 協議会			
8	6	木		☆全国幼児教育研究大会 群馬大会			
8	7	金	(子女)ぎふ立志リーダー養成塾~8/10	☆全国幼児教育研究大会 群馬大会			
8	8	土					
8	9	日					
8	10	月					
8	11	火					
8	12	水					
8	13	木					
8	14	金					
8	15	土					
8	16	日					
8	17	月	(研修)6年目研(大学連携)	※全国中総体夏季大会~ 8/25		6年目研(大学連携)	
8	18	火	(研修)6年目研(大学連携)	★県統一研究日	岐阜地区中学生英語スピーチコンテスト	6年目研(大学連携)	6年目研(大学連携)
8	19	水	(研修)6年目研(大学連携) (義教)市町村立小中学校事務職員 5年 目研	★県統一研究日	科学の甲子園ジュニア県大会準備PM 岐阜地区中学生英語スピーチコンテスト(予備日)	教育課程講習会	
8	20	木	(研修)6年目研(大学連携) (義教)科学の甲子園ジュニア県大会 (義教)道徳教育振興会議(小委員会)		科学の甲子園ジュニア県大会	6年目研(大学連携)	
8	21	金	(研修)6年目研(大学連携) (義教)教育支援課長会⑤ (義教)科学の甲子園ジュニア県大会予備日 (義教)「ICTの効果的な活用」講演会②(教育データ利 活用)		科学の甲子園ジュニア県大会(予備日)	6年目研(大学連携)	
8	22	土					
8	23	日					
8	24	月	(教総)第3回教育事務所長会 (義教)第4回教育事務所長協議会 (体健)健康教育指導主事研修会③		学校事務職員 3年目研修①		
8	25	火	(県生)地域学校協働活動推進員等育成研修② (義教)人権教育担当主事会② (義教)園長等運営管理協議会				
8	26	水	(研修)中堅研(幼)③ (義教)岐阜県市町村等GIGAスクール構 想推進部会①				
8	27	木	(義教)5教科主事会②				
8	28	金	(義教)学校職員課長会③ (義教)4教科主事会②				
8	29	土					
8	30	日					
8	31	月	(学安)学校安全指導主事研修会②AM PM (学安)地域担当生徒指導主事研修会③				

月	日	曜	文科省・県等	★研究団体 ☆校(園)長 会・教頭会※中体連	岐阜教育事務所 ・岐阜地区(環)	高校関係	特別支援関係
9	1	火	(文科) 全国主事会【小中総則】【小算】【小音】【小中総合】 (特支) 特別支援学校 新任担当教員研修③			初任研(高)⑧	初任研(特)⑧
9	2	水	(文科) 全国主事会【小社】【小生活】 【中数】【中音】		学校教育担当者会		
9	3	木	(文科) 全国主事会【小理】【小図工】 【小特活】【中社】	※中体連調査研究部会			
9	4	金	(文科) 全国主事会【中理】【中英】【中技】【中高特活】 (義教) 学校職員課 課長補佐会② (義教) 田口福寿会教育図書「日口文庫」贈呈式 (義教) 総合初等教育研究所視察見学報告会				
9	5	土					
9	6	日					
9	7	月	(体健) 岐阜県地域クラブ活動推進会議 (義教) 地区学力向上・指導改善推進会議担当者 会 (研修) 重点講話【総合的な学習の時間】PM			高特校長代表者会議③	高特校長代表者会議③
9	8	火	(文科) 全国主事会【小国】【小外国 語】【小中道徳】 (研修) 初任研(小中義・養護)⑦			初任研(高)⑨ 初任研(高・養護)⑦	初任研(特)⑨ 初任研(特・養護)⑦
9	9	水	(文科) 全国主事会【小中家】【中国】 【中外国語】				
9	10	木	(文科) 全国主事会【小体】 (学安) 生徒指導基礎講座(小中義)				
9	11	金	(文科) 全国主事会【中保体】 (義教) 第5回教育事務所長協議会 (義教) 科学の甲子園「ユニニア」実行委員会 (義教) 岐阜県人権教育協議会第1回小委員会				
9	12	土					
9	13	日					
9	14	月					
9	15	火	(研修) 初任研(小中義・養護)⑦ (県生) 地域学校協働活動フォーラム 2026	※中体連事務局会		初任研(高)⑨ 初任研(高・養護)⑦	初任研(特)⑨ 初任研(特・養護)⑦
9	16	水	(義教) 科学作品展専門委員会① (義教) 社会科課題追究学習作品展審査① (県生) 消費者教育と金融経済教育研修会		特別支援学級等設置申請説明会①		
9	17	木	(義教) 科学作品展専門委員会②	※中体連常任理事・理事会	特別支援学級等設置申請説明会②		
9	18	金				高特校長会議③	高特校長会議③
9	19	土					
9	20	日					
9	21	月					
9	22	火					
9	23	水					
9	24	木			教育支援地区研究協議会② 地域連携ネットワーク会議		
9	25	金	(義教) 科学作品展審査委員会 (義教) 社会科課題追究学習作品展審査 ②		主幹教諭研修会②		
9	26	土					
9	27	日					
9	28	月	(研修) 新任主幹教諭研(小中義)③PM Web				
9	29	火	(研修) 初任研(小中義・養護)⑧ (県生) 地域学校協働活動推進員等研修 ③			初任研(高)⑩ 初任研(高・養護)⑧	初任研(特)⑩ 初任研(特・養護)⑧
9	30	水			事務職員研修会②		

月	日	曜	文科省・県等	★研究団体 ☆校(園)長 会・教頭会※中体連	岐阜教育事務所 ・岐阜地区(環)	高校関係	特別支援関係
10	1	木	(体健)「生きる力を育む歯・口の健康 づくり推進事業」推進校 研究発表会 (高山市立国府小)	☆全国連合小学校長会研究 協議会北海道大会	人権教育教員研修会(羽島市・各務原市・二町)		
10	2	金	(義教)学校職員課長会④ (体健)第1回学校におけるがん教育推進会議 (県生)社会教育担当者会③	☆全国連合小学校長会研究 協議会北海道大会		新任教頭研(高特)	新任教頭研(高特) 新実助手研(特)③
10	3	土					
10	4	日					
10	5	月				普通科校長会議②	
10	6	火			教育長会⑤	初任研(高)⑦	初任研(特)⑩
10	7	水	(学安)いじめ未然防止・不登校等児童 生徒支援アドバイザー連絡協議会②PM				
10	8	木	(研修)養護助教論研(小中義・養護) ①		学校教育担当者会	養護助教論研(高・養護) ②	養護助教論研(特・養護)②
10	9	金					
10	10	土					
10	11	日					
10	12	月					
10	13	火	(義教)第6回教育事務所長協議会			初任研(高)⑦	初任研(特)⑩
10	14	水	(義教)岐阜県市町村等GIGAスクール構 想推進部会②		指定校公表会 高富中学校		
10	15	木	(県生)家庭教育支援員養成・スキル アップ研修会 (義教)中学校卒業程度認定試験	☆全日本中学校長会研究協 議会長野大会 ※中体連特別委員会	社会教育担当者研修会④		
10	16	金	(教総)ぎふいのちの教育 義務教育会議② (義教)教育支援課長会⑥ (義教)社会科課題追究学習作品展 展示会場準備 (県生)社会教育主事等研修会②	☆全日本中学校長会研究協 議会長野大会			
10	17	土	(義教)科学作品展 展示会 (義教)社会科課題追究学習作品展 展 示会				
10	18	日	(義教)科学作品展 展示会・表彰式 (義教)社会科課題追究学習作品展 展 示会・表彰式				
10	19	月	(義教)科学作品展 作品搬出 (義教)社会科課題追究学習作品展 作 品搬出				
10	20	火	(学安)未来をばぐむ不登校児童生徒 サポートセミナー		初任者研修授業づくり研修②	初任研(高)⑩ 新実助手研(高)③	
10	21	水	(高校)WEB出願システム説明会 (体健)県立特別支援学校栄養教諭研修 会(第2回)		学力向上・指導改善推進会議(WEB)		
10	22	木	(体健)幼児運動遊び指導者講習会	☆東海・北陸地区連合小学 校長会教育研究福井大会	講師研修会2-①		
10	23	金	(義教)教育事務所小中事務担当者会 (義教)外国人児童生徒カリキュラム等 開発推進会議③	☆東海・北陸地区連合小学 校長会教育研究福井大会			
10	24	土	(義教)科学の甲子園ジュニア全国大会 事前研修会①				
10	25	日					
10	26	月			岐阜地区幼小中義高生徒指導連携強化委員会② 人権教育教員研修会(山県・瑞穂・本巣・北方)		
10	27	火	(研修)新任校長研(小中義高特)④PM Web		指定校公表会 笠松中学校	新任校長研(小中義高特)Web 初任研(高)⑩ 新実助手研(高)③	新任校長研(小中義高特)Web 初任研(特)⑫
10	28	水		☆東海北陸地区公立学校教 頭会研究大会愛知(名古屋) 大会	講師研修会2-②		
10	29	木		☆東海北陸地区公立学校教 頭会研究大会愛知(名古屋) 大会			
10	30	金	(義教)学校職員課 課長補佐会③ (特支)新任特別支援教育コーディネ ーター研修(幼小中義)②Web		生徒指導・教育相談担当者会③AM 新任特別支援教育コーディネーター研修(幼小中義) ②Web		
10	31	土					

月	日	曜	文科省・県等	★研究団体 ☆校(園)長 会・教頭会※中体連	岐阜教育事務所 ・岐阜地区(環)	高校関係	特別支援関係
11	1	日	(体健) 岐阜県学校保健研究大会(大垣市)				
11	2	月					
11	3	火					
11	4	水	(体健) 遊びを活用した体力向上指導者講習会				
11	5	木	(研修) 重点講話【特別支援教育】PM	※中体連理事会			
11	6	金	(義教) 市町村教育委員会連合会研究総会 (義教) 市町村立小中学校事務職員1年目研 (義教) 道徳教育パワーアップ研究協議会(飛騨地区)	☆岐阜県小中学校長会研究総会 西濃地区大会			
11	7	土		※県中総体大会(駅伝競走)			
11	8	日	(体健) 岐阜県学校歯科保健研究大会(可児市)				
11	9	月	(教総) 第4回教育事務所長会 (義教) 第7回教育事務所長協議会 (体健) 武道(剣道)指導者講習会				
11	10	火			教育長会⑥	初任研(高)⑫ 6年目研(高)②	初任研(特)⑬
11	11	水	(義教) 道徳教育パワーアップ研究協議会(西濃地区)		指定校公表会 穂積中学校		
11	12	木	(義教) 暫定再任用教員選考試験 (義教) 全国へき地教育研究大会岐阜大会(全体会、分散会)	★県教研理事会 ★県小中学校英語研究部会 岐阜大会	幼稚園等新規採用研修⑤ 社会教育委員・公民館職員等合同研修会PM(岐南町)		
11	13	金	(義教) 学校職員課長会⑤ (義教) 全国へき地教育研究大会岐阜大会(分科会)	☆常任理事会・都道府県代表者会	指定校公表会 根尾学園	教頭代表者会議②	教頭代表者会議②
11	14	土					
11	15	日	(子女) 岐阜県青少年健全育成県民大会				
11	16	月	(義教) 教育支援課長会⑦				
11	17	火	(義教) 岐阜県市町村等GIGAスクール構想推進部会③			初任研(高)⑫ 6年目研(高)②	初任研(特)⑬
11	18	水	(研修) 6年目研(小中義・養護)② (県生) 生涯学習・社会教育総合推進研修会 (義教) 校務支援システム研究会・指導要録平行送信説明会PM (特支) 交流協定推進会議② (学安) 地域担当生徒指導主事研修会④PM		学校教育担当者会	6年目研(高・養護)②	6年目研(特・養護)②
11	19	木	(研修) 研修主事研 (義教) 文科省「人権教育研究指定校事業」公表会(御嵩町立御嵩小) (体健) 岐阜県地域クラブ推進フォーラム		研修主事研修		
11	20	金	(義教) 市町村立小中学校事務職員1年目研 (特支) 特別支援学級(小中義)・言語通級指導教室・新任担当教員研修⑤美濃地区 (特支) 特別支援学級(小中義)・言語通級指導教室・新任担当教員研修⑤美濃地区	☆岐阜県中学校長会研究総会 美濃地区大会	指定校公表会 竹鼻中学校		
11	21	土					
11	22	日					
11	23	月					
11	24	火	(県生) 地域学校協働活動推進員等育成研修④ (体健) 体力向上マネジメント指導者養成研修			初任研(高)⑬	
11	25	水	(体健) 体力向上マネジメント指導者養成研修	☆県小中教頭会研究大会 美濃地区(関市)大会(参加)	学校事務職員3年目研修②		
11	26	木	(研修) 幼新研⑥ (特支) 特別支援学級(小中義)・言語通級指導教室・新任担当教員研修⑤美濃地区 (義教) 幼保教育推進会議③ (体健) 体力向上マネジメント指導者養成研修		特別支援学級(小中義)・言語通級指導教室・新任担当教員研修⑤		
11	27	金	(研修) 幼新研⑥ (義教) 第8回教育事務所長協議会 (特支) 特別支援学級(小中義)・言語通級指導教室・新任担当教員研修⑤飛騨地区		指定校公表会 笠松小学校	高特教頭会議②	高特教頭会議②
11	28	土	(義教) 科学の甲子園ジュニア全国大会 事前研修会②				
11	29	日					
11	30	月				中堅研(高)②	中堅研(特)②

月	日	曜	文科省・県等	★研究団体 ☆校(園)長 会・教頭会※中体連	岐阜教育事務所 ・岐阜地区(環)	高校関係	特別支援関係
12	1	火	(研修) 初任研(小中義・養護)⑩ (義教) 進路指導主事研修会③PM			初任研(高)⑭ 初任研(高・養護)⑩	初任研(特)⑭ 初任研(特・養護)⑩
12	2	水	(義教) 市町村立小中学校等事務職員 リーダー研		幼稚園等新規採用研修⑦		
12	3	木	(研修) 中堅研(小中義・養護)③ (研修) 中堅研(小中義・養護)③ (学安) 第2回岐阜県不登校児童生徒の社会的自立支援連携協議会 (特支) 特別支援学級(小中義)・言語通級指導教室・新任担当教 員研修⑤可児地区	★県教研評議会		中堅研(高・養護)③	中堅研(特・養護)③
12	4	金	(研修) 重点講話【人権教育】PM (義教) 学校職員課長・課長補佐合同会議② (義教) 岐阜県優秀表彰式	※県中体総大会(スケ ート)	家庭教育担当者会②PM(山県市)		
12	5	土		☆県幼稚園教育研究協議会			
12	6	日					
12	7	月					新実助手研(特)④ 中堅実助手研(特)④
12	8	火	(特支) 特別支援学級(小中義)・言語 通級指導教室・新任担当教員研修⑤西濃 地区			初任研(高)⑭	初任研(特)⑭
12	9	水	(体健) 養護教諭・栄養教諭の実践から 学ぶ				
12	10	木	(義教) 外国人児童生徒教育主事会②	※中体連特別委員会	社会教育担当者研修会⑤ 主幹教諭研修会③		
12	11	金	(義教) 科学の甲子園ジュニア全国大会				
12	12	土	(義教) 科学の甲子園ジュニア全国大会				
12	13	日	(義教) 科学の甲子園ジュニア全国大会	※全国中総体大会(駅伝競 走)～12/14			
12	14	月	(義教) 第9回教育事務所長協議会				
12	15	火	(義教) 道徳教育振興会議(全体会②)			新実助手研(高)④	
12	16	水	(義教) 第36回東海地区人権・同和教育 講座 (体健) 食物アレルギー対策委員会				
12	17	木					
12	18	金	(義教) 教育支援課長会⑧ (教総) ぎふいのちの教育 義務教育会 議③				
12	19	土	(体健) 中学生学校給食選手権				
12	20	日					
12	21	月			教育長会⑦		
12	22	火			学校教育担当者会		
12	23	水					
12	24	木					
12	25	金					
12	26	土					
12	27	日					
12	28	月					
12	29	火					
12	30	水					
12	31	木					

月	日	曜	文科省・県等	★研究団体 ☆校(園)長 会・教頭会※中体連	岐阜教育事務所 ・岐阜地区(環)	高校関係	特別支援関係
1	1	金					
1	2	土					
1	3	日					
1	4	月					
1	5	火					
1	6	水					
1	7	木					
1	8	金					
1	9	土					
1	10	日					
1	11	月					
1	12	火					
1	13	水		※県中体総大会(スキー) ~1/15			
1	14	木		★県教研支部・部会合同主 務者会			
1	15	金	(義教) 第10回教育事務所長協議会 (義教) 教育支援課長会④ (県生) 社会教育担当者会④ (体健) 第2回学校におけるがん教育推進会議			教頭代表者会議③	教頭代表者会議③
1	16	土					
1	17	日					
1	18	月	(義教) 岐阜県人権教育協議会第2回研究 委員会				
1	19	火	(県生) 地域学校協働活動推進員等フォ ローアップ研修②		初任者研修授業づくり研修③		
1	20	水	(義教) 学校職員課 課長補佐会④ (義教) 人権教育担当主事会③				県立特別支援学校栄養教諭研修会 (第3回)
1	21	木	(体健) 県立特別支援学校栄養教諭研修会(第3回) (義教) 岐阜県市町村等GIGAスクール構想推進部会④ (研修) 初任者研修担当指導主事会②				
1	22	金	(義教) 学校教育係長会 (学安) 学校安全指導主事研修会③AM (学安) 不登校対策指導主事研修会③PM (研修) 情報教育担当指導主事研修会②		教育長会⑧		
1	23	土					
1	24	日					
1	25	月	(研修) 現職教育担当主事会②AM (義教) 外国人児童生徒カリキュラム等 開発推進会議④PM				
1	26	火					
1	27	水	(義教) 幼児教育推進会議④ (体健) 健康教育指導主事研修会④				
1	28	木	(義教) 特別活動・キャリア教育指導主事研修会② (義教) 岐阜県市町村等GIGAスクール端末整備推進協議会 ③		指導教諭研修会② 生徒指導・教育相談担当者会④AM		
1	29	金	(義教) 総合的な学習の時間指導主事研修会② (義教) 教育事務所小中事務担当者会③ (学安) 暴力行為等防止支援員研修会③AM		学校教育担当者会		
1	30	土		※全国中体総大会(スケ ート)~2/2			
1	31	日					

月	日	曜	文科省・県等	★研究団体 ☆校(園)長 会・教頭会※中体連	岐阜教育事務所 ・岐阜地区(環)	高校関係	特別支援関係
2	1	月	(教総) 第5回教育事務所長会 (義教) 第11回教育事務所長協議会				
2	2	火	(研修) 初任研(小中義・養護)⑪ (義教) 校務支援システム調査書・指導 要録本送信説明会PM	※全国中体総大会(ス キー)~2/5		初任研(高)⑮ 初任研(特・養護)⑪	初任研(特)⑮ 初任研(特・養護)⑪
2	3	水	(義教) 岐阜県人権教育協議会第2回全体会 (研修) 幼新研⑧				
2	4	木	(体健) 県立学校(高特)学校保健講習 会②			県立学校(高・特)学校保 健講習会②	県立学校(高・特)学校保健講習 会②
2	5	金	(義教) 都市・町村教育長会 合同冬期研 修会		現職研修・行事調整担当者会③		
2	6	土					
2	7	日					
2	8	月	(義教) 生活科主事会③ (義教) 幼稚園教育担当指導主事研修会 ③	★県教研支部・部会会計相 談 ★県教研支部・部会会計事 務局監査	岐阜地区小中学校校長会代表者会③ 事務所指定研修校連絡会②		
2	9	火		★県教研支部・部会会計相 談 ★県教研支部・部会会計事 務局監査	社会教育担当者会③		
2	10	水	(義教) 4教科主事会③ (特支) 特別支援教育担当指導主事会③	★県教研支部・部会会計相 談 ★県教研支部・部会会計事 務局監査			
2	11	木					
2	12	金	(義教) 学校職員課長会⑥ (義教) 5教科主事会③	★県教研支部・部会会計相 談 ★県教研支部・部会会計事 務局監査 ※中体連事務局会 立第2回県小中教頭会代議員会			
2	13	土					
2	14	日					
2	15	月	(義教) 第12回教育事務所長協議会 (義教) 道徳教育担当者主事会③		学力向上・指導改善推進会議(各務原市)		
2	16	火	(研修) 初任研(小中義)⑤ (研修) 初任研(小中義・栄養)		初任研(小中義)⑤TV会議システム		
2	17	水			教育長会⑨ 教科書無償給与連絡会Web PM		
2	18	木		※中体連常任理事・理事会 ※中体連代議員会	社会教育担当者研修会⑥ 体力優良校表彰式		
2	19	金			学力向上・指導改善推進会議(羽島市・本巣市)		
2	20	土					
2	21	日					
2	22	月	(義教) 教育支援課長会⑩		学力向上・指導改善推進会議(瑞穂市)		
2	23	火					
2	24	水	(学安) 生徒指導推進会議②PM (体健) 岐阜県地域クラブ活動推進会議		現職研修・行事調整担当者会④ 学力向上・指導改善推進会議(山口市・二町)		
2	25	木			学校教育担当者会		
2	26	金	(特支) 発達障がい支援担当教員養成事 業コア・ティーチャー研修報告会Web		発達障がい支援担当教員養成事業コア・ティーチャー 研修報告会Web 岐阜地区学校図書館教育委優秀表彰式		
2	27	土					
2	28	日					

月	日	曜	文科省・県等	★研究団体 ☆校(園)長 会・教頭会※中体連	岐阜教育事務所 ・岐阜地区(環)	高校関係	特別支援関係
3	1	月					
3	2	火					
3	3	水	(学安) いじめ未然防止・不登校等児童 生徒支援アドバイザー連絡協議会③PM		研修・訪問事業説明会(羽島・各務原・二町)		
3	4	木	(学安) 岐阜県いじめ問題対策検討会② (予備日)				
3	5	金					
3	6	土					
3	7	日					
3	8	月					
3	9	火			研修・訪問事業説明会(山県・瑞穂・本巣・北方)		
3	10	水			学力向上・指導改善推進会議(岐阜市) 研修・訪問事業説明会(岐阜市)		
3	11	木	(義教) 学校職員課 課長補佐会⑤ (義教) 子ども主体の授業改善事業 実 践発表会	☆県公立幼稚園・こども園 長会役員会	学力向上・指導改善推進会議(北方町)		
3	12	金	(義教) 学校職員課 課長補佐会⑥ (義教) ICTの効果的な利活用事業 実践 発表会				
3	13	土					
3	14	日					
3	15	月					
3	16	火					
3	17	水					
3	18	木			教育実践論文表彰式		
3	19	金					
3	20	土					
3	21	日					
3	22	月					
3	23	火					
3	24	水					
3	25	木					
3	26	金	(義教) 事務局転入者研修会				
3	27	土					
3	28	日					
3	29	月					
3	30	火	(義教) 退職校長辞令交付式		退職辞令交付式		
3	31	水	(義教) 新任校長辞令交付式		新任・転任校長辞令交付式		